

第1章 大牟田市の保健福祉事業の概要

第1節 健康福祉総合計画

<目的・事業内容>

本市は、「地域福祉計画」「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「障害者計画」「障害福祉計画・障害児福祉計画」「健康増進計画」「食育推進計画」「自殺対策計画」を統合した「健康福祉総合計画」を令和3年2月に策定し、様々な施策を推進してきた。

健康福祉総合計画では、基本理念である「誰もが安心して健やかに暮らしながら、持てる力を生かし、社会的に孤立することなく参加できる社会を実現する」を掲げ、「人が真ん中のまちづくり」を推進する。基本目標を「一人ひとりが尊重され、安心して相談できる社会」「健康的で、住み慣れた地域で暮らし続けられる社会」「誰もが多様なきっかけや、つながりで参加できる社会」「新たな担い手が生まれる持続可能な社会」の4つとし、基本目標ごとに2つから4つの施策を掲げている。計画期間は令和3年度から令和8年度までである。当計画の策定及び進捗状況の調査審議のため、大牟田市健康福祉推進会議を設置している。

<実績>

大牟田市健康福祉推進会議

開催日	議題
令和2年6月26日（金）	・「大牟田市健康福祉総合計画」の策定について
令和2年10月2日（金）	・「大牟田市健康福祉総合計画」素案について
令和2年11月9日（月）	・「大牟田市健康福祉総合計画」素案について ・パブリックコメントの実施について（報告）
令和3年1月25日（月）	・市民意見募集（パブリックコメント）の結果と対応について ・別冊（障害福祉編、介護保険編）について
令和4年9月2日（金）	・計画の概要・進捗について ・別冊（障害福祉編、介護保険編）について
令和5年6月2日（金）	・会長及び副会長選出 ・大牟田市健康福祉総合計画について ・障害福祉計画・障害児福祉計画の策定について ・介護保険事業計画の策定について ・部会の設置について
令和5年10月20日（金）	・大牟田市健康福祉総合計画進捗管理について ・障害福祉計画・障害児福祉計画、介護保険事業計画の実績と策定について
令和6年1月19日（金）	・大牟田市健康福祉総合計画別冊の策定状況について
令和6年11月8日（金）	・大牟田市健康福祉総合計画進捗管理について ・大牟田市健康福祉総合計画別冊進捗管理について

第2節 地域福祉

1 地域福祉活動の推進

(1)地域福祉計画の推進

根拠法令等	社会福祉法第4条、第107条	負担割合	市 10/10
-------	----------------	------	---------

<目的・事業内容>

「地域福祉」とは、誰もが住み慣れた地域で、健やかに安心して日常生活を営み、全ての人が、その人らしい心豊かな人生を送ることができるよう、地域住民同士や各種機関の協働により、助け合い支え合うまちづくりを目指すことである。

令和3年度から「地域福祉計画」を含む健康福祉分野の各種計画を統合し、「大牟田市健康福祉総合計画」を策定した。

① 第4次大牟田市地域福祉計画の推進

基本理念である「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちづくり（人が真ん中のまちづくり）」の実現のため、基本目標を「つながりを育む人づくり」「みんなで支え合う地域づくり」「生活課題の解決に向けた包括的な仕組みづくり」の3つとし、基本目標ごとに2つの施策を掲げ、その施策ごとに重点的な取り組み項目を定め、地域福祉を推進した。今後は「大牟田市健康福祉総合計画」の中で、地域福祉の推進に努めていく。

② 大牟田市地域福祉大会

大牟田市地域福祉大会は、日頃から地域福祉活動に尽力している功労者を称えることや、地域福祉の実践者が共に学び合う場とすること、さらには参加した住民が広く「支え合い」の意識を持つ機会にすることを目的として、それまで市社会福祉協議会が行っていた「ふれあい福祉まつり」を発展させる形で、平成21年度から開催されているものである。（平成22年度からは、市と市社会福祉協議会の共催形式で実施。）

第16回大牟田市地域福祉大会

日時：令和7年2月2日（日）

場所：大牟田文化会館小ホール

参加者数：約400人

〔実施内容〕

副題：地域支えあい“絆”セミナー

- ・大牟田市社会福祉協議会功労者表彰式典
- ・基調講演

「子どもも大人も居場所をもとめて～西鉄バスジャック事件に遭遇して考えたこと～」

（講師：不登校を考える親の会 「ほっとケーキ」代表 山口由美子氏）

(2)災害時要配慮者支援制度

根拠法令等	災害対策基本法第49条の10～第49条の13	負担割合	市 10/10
-------	------------------------	------	---------

<目的・事業内容>

災害発生時に、要配慮者への情報伝達や安否確認を速やかに行うための支援体制構築に向け、「災害時要配慮者名簿」を整備している。また、地域や関係機関で名簿情報を共有し、日頃から要配慮者の状況把握に努めることで、災害時の要配慮者に係る人的被害の軽減を図る。

「災害時要配慮者名簿」は、これまで活用していた「避難行動要支援者名簿」と「災害時等要援護者名簿（ご近所支え合いネット）」を平成29年9月1日に一本化して整備を進めている。また、校区まちづくり協議会などと名簿提供に関する協定を結び、まち全体での支援体制構築も進めている。そのほか、令和4年2月に筑後地域消防通信指令事務協議会と情報共有に関する協定を締結し、市が提供した要配慮者情報を筑後地域消防指令センターの消防緊急通信指令システムへ登録し、市消防本部が災害時等に活用することとしている。

<実績>

	要配慮者数	要支援者数	協定を締結した校区数
令和6年度末	931	1,029（※）	9

※平常時から関係者との情報共有に同意した者

(3) 多機関協働事業等(多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業)

根拠法令等	社会福祉法第106条の4	負担割合	国 1/2 県 1/4 市 1/4
-------	--------------	------	-------------------

<目的・事業内容>

対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施することにより、地域住民の複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備する。多機関協働事業等では、相談支援包括化推進員を配置することで支援関係機関からつながれた、複合化・複雑化した支援ニーズを有し様々な課題の解きほぐしが求められる事例に対して支援を行い、支援機関の抱える課題の把握、支援の方向性の整理等の調整機能の役割を果たしている。

<実績>

(件)

	R5	R6
個別ケースの相談数	138	160
支援プラン作成件数	4	1

(4) 地域力強化推進事業

根拠法令等	社会福祉法第106条の3	負担割合	国 1/2 県 1/4 市 1/4
-------	--------------	------	-------------------

<目的・事業内容>

平成30年8月より、住民に身近な圏域(小学校区)において地域住民が主体的に地域生活課題を把握し、解決を試みることができる体制づくりを支援することを目的に、地域力強化推進事業を実施している。

令和4年度から重層的支援体制整備事業における参加支援事業として位置づけ、引き続き市内6ヶ所の地域包括支援センターに「地域共創サポーター」を配置し、地域住民との相談を通じた地域生活課題の把握や、ネットワークの構築を行うことで、本人本位の暮らしを実現する地域の支え合いの基盤をつくっていく。

<実績>

令和6年度は、生活支援コーディネーターと共に、市内医療機関に対し調査を実施し、往診や送迎の有無を把握・整理し、相談対応時に活用している。

地域食堂の開催に向けた会議等に参加し、地域の住民活動（多世代間交流）の支援を行っている。

また、地域での支援のニーズを把握するため、町内公民館単位での集会や行事等に参加し、地域住民や関係機関との関係性づくりに取り組んでいる。

地域への支援を行っている庁内外の関係部署の担当者との意見交換、情報交換を行い、地域共創サポーターと当該部署等との連携協力や今後の活動について検討した。

(5)生活困窮者自立相談支援事業

根拠法令等	①生活困窮者自立支援法第5条	負担割合	国 3/4 市 1/4
	②生活困窮者自立支援法第6条	負担割合	国 3/4 市 1/4
	③生活困窮者自立支援法第7条	負担割合	国 2/3 市 1/3
	④生活困窮者自立支援法第7条	負担割合	国 2/3 市 1/3
	⑤生活困窮者自立支援法第7条	負担割合	国 1/2 市 1/2
	⑥生活困窮者自立支援法第7条	負担割合	国 2/3 市 1/3

<目的・事業内容>

① 自立相談支援事業

生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報の提供・助言を行うとともに、支援計画の作成、就労訓練事業の利用あっせん等の支援を一体的に行う。

② 住居確保給付金の支給

離職等により住宅を失った者又はそのおそれの高い生活困窮者に対し、安定的に就職活動を行うことができるよう、有期で家賃相当額を支給する。令和2年度から新型コロナウイルス感染拡大による支給要件見直しに伴い、休業等による収入減も対象となっている。

③ 就労準備支援事業

直ちに一般就労が困難な生活困窮者に対し就労に向けた動機付けや基礎能力の形成からの支援を行う。

④ 一時生活支援事業

住居を持たない生活困窮者に対して、個々の状況に応じて生活困窮者自立相談支援事業と連携しながら自立に向けた準備を行う間、一時的に居住場所等を確保する。

⑤ 学習支援事業

生活困窮世帯（生活保護受給世帯を含む。）の子どもに対して、学習の援助等の支援を行う。

⑥ 家計相談事業

相談者とともに家計の状況を明らかにして生活の再生に向けた意欲を引き出す。

⑦ 被災者見守り・相談支援事業

令和2年7月豪雨災害における被災者に対し、生活支援相談員による見守り・巡回訪問等を通じて、支援ニーズの把握・掘り起しを行い、個別の状態や支援ニーズに応じて各種支援機関や専門職等と連携し、被災者の生活再建を総合的に支援することを目的とし、令和2年11月に大牟田市地域支え合いセンターを設置し、令和5年3月末までその運営を大牟田市社会福祉協議会へ委託した。

地域支え合いセンター活動終了後は、令和6年3月末まで相談窓口として業務を社会福祉協議会へ委託した。

<実績>

事業名 \ 年度	R4	R5	R6
自立相談支援相談件数	472	384	470
住居確保給付金支給者数 (※1)	12	4	5
就労準備支援相談者数	34	36	30
学習支援登録者数	43	47	65
一時生活支援事業利用世帯数	12	15	11
家計再生プラン作成件数	49	59	60
アウトリーチによる個別ケース対応件数	-	-	-
地域支え合いセンター戸別訪問件数	762	-	-
被災者世帯相談対応窓口における相談対応件数	-	670	-

※1：延長、再延長、再々延長含む

2 社会福祉協議会

(1)社会福祉協議会への支援

根拠法令等	大牟田市社会福祉法人の助成手続きに関する条例 大牟田市社会福祉協議会事業費補助金交付要綱	負担割合	市 10/10
-------	---	------	---------

<目的・事業内容>

社会福祉法において「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として規定されている大牟田市社会福祉協議会の円滑な運営に資するため、同会が行う地域福祉事業等に係る費用の一部を助成するとともに、校区社会福祉協議会の活動支援に連携して取り組むなど、地域福祉の推進を図る。

<実績>

項目	金額 (円)
社会福祉協議会運営費補助	23,050,000

(2)生活支援体制整備事業

根拠法令等	介護保険法第 115 条の 45 第 2 項第 5 号 大牟田市社会福祉法人の助成手続きに関する条例 大牟田市社会福祉協議会生活支援体制整備事業費補助金交付要綱	負担割合	国 38.5/100 県 19.25/100 市 19.25/100 保険料 23/100
-------	--	------	--

<目的・事業内容>

- (1) 大牟田市社会福祉協議会が中心となって、生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、日常生活の多様な支援体制の充実・強化及び社会参加の推進を一体的に図る。
 - ・小地域ネットワーク活動推進事業（福祉委員の育成）
 - ・地域組織活動促進事業（校区社協、校区社協会長会との連携・協働）
 - ・住民参加型福祉サービス提供体制充実事業（キャロットサービス）
 - ・協働型災害支援体制強化事業（災害ボランティアセンターの運営強化）
 - ・地域支え合い活動推進事業（大牟田市地域福祉大会の開催、地域支え合いマップ作成、買物・移動支

援の展開等)

<実績>

項目	金額 (円)
大牟田市社会福祉協議会生活支援体制整備事業費補助	21,059,000

(2) 生活支援コーディネーター事業 (生活支援体制整備事業) 第5節 介護保険 (9) 参照

3 民生委員・児童委員

(1) 民生委員・児童委員の活動

根拠法令等	民生委員法、民生委員法施行令 児童福祉法第16条～第18条の3	負担割合	市 1/2 県 1/2 程度
-------	------------------------------------	------	----------------

<目的・事業内容>

民生委員・児童委員は、社会奉仕の精神を持ち、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めている。

それぞれの担当区域において、必要に応じて生活状態を適切に把握し、援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう相談や助言、福祉サービスについての情報提供などの援助を行うこと、関係行政機関の業務に対する協力、社会福祉事業や活動への支援、住民福祉の増進を図る活動等を行っている。

民生委員は、大牟田市民生委員推薦会が推薦した者を、福岡県知事が社会福祉審議会の意見を聴き推薦し、厚生労働大臣が委嘱する。民生委員は、児童福祉法第16条第2項の規定に基づいて児童委員を兼務している。

また、民生委員・児童委員の適格要件に該当する者で、児童福祉に関する理解と熱意を有するなどの要件を満たす者の中から、主任児童委員が指名される。主任児童委員は、担当区域を持たず、児童相談所・学校等の児童福祉関係機関との連絡を密にするとともに、区域を担当する民生委員・児童委員と一体となった活動を展開している。

民生委員・児童委員の任期 令和4年12月1日～令和7年11月30日 (3年間)

民生委員・児童委員の定数 295人〔<内> 主任児童委員 38人〕

市では、民生委員・児童委員の連絡・調整を図り、人格・識見の向上とその職務を行う上で必要な知識及び技術を習得することを目的に組織されている大牟田市民生委員・児童委員協議会の活動を全般的に支援し、民生委員・児童委員活動の充実を図っている。

<実績>

民生委員・児童委員の活動状況

区 分		民生委員・児童委員	主任児童委員
内容別相談・支援件数	在宅福祉	236	0
	介護保険	278	0
	健康・保健医療	648	4
	子育て・母子保健	313	87
	子どもの地域生活	806	126
	子どもの教育・学校生活	419	111
	生活費	165	0
	年金・保険	87	0

	仕事	104	6
	家族関係	247	27
	住居	246	1
	生活環境	675	2
	日常的な支援	2,372	30
	その他	2,830	33
	計	9,426	421
分野別相談・支援件数	高齢者に関すること	5,159	45
	障害者に関すること	460	0
	子どもに関すること	1,765	333
	その他	2,042	43
	計	9,426	421
その他の活動件数	調査・実態把握	3,448	55
	行事・事業・会議への参加・協力	9,997	1,155
	地域福祉活動・自主活動	23,905	3,288
	民児協運営・研修	10,463	1,932
	証明事務	370	10
	要保護児童の発見の通告・仲介	33	4
訪問回数	訪問・連絡活動	50,765	1,318
	その他	28,279	685
連絡調整回数	委員相互	34,357	12,181
	その他の関係機関	12,783	1,283
活 動 日 数		49,607	7,586

(2) 民生委員推薦会

根拠法令等	民生委員法、民生委員法施行令	負担割合	市 10/10
-------	----------------	------	---------

<目的・事業内容>

民生委員推薦会の委員は、民生委員法第8条に基づき、本市の実情に通じるもののうちから市長が委嘱する。

民生委員推薦会は、市議会議員の選挙権を有する者のうち、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、且つ、社会福祉の増進に熱意のある者であって、児童委員としても適当である者について民生委員として推薦する。

なお、推薦を円滑にするため、校区ごとに民生委員推薦準備会を設置し、地域から選出した適任者を推薦会へ推薦している。

民生委員推薦会委員の人数 12人

民生委員推薦会委員の任期 令和4年11月11日～令和7年11月10日（3年間）

<実 績>

審議対象者	会議回数	候補者推薦数（うち、主任児童委員）	退任者数
任期中の民生委員	4	5（0）	4

4 社会福祉法人

(1)社会福祉法人

根拠法令等	社会福祉法	負担割合	—
-------	-------	------	---

<目的・事業内容>

社会福祉法人のうち、主たる事務所が本市の区域内にあり、その行う事業が本市の区域を越えない社会福祉法人は、大牟田市が所轄庁となり、当該要件を満たす法人の設立や定款変更等は、本市の認可を要する。また、当該法人の指導監査についても、本市が実施する。

社会福祉法人は極めて公共性の高い組織であり、健全かつ公正な運営が強く求められるとともに、社会福祉を推進する中核的な組織として、多様な福祉ニーズを充足する役割が期待されている。そのため、本市における指導監査の方針は、法人の運営管理や公的資金の取扱い等が法令等を遵守しているか、並びに社会福祉法人としての責務を全うしているかについて、実地において確認する。

<実 績>

令和6年度指導監査実施状況

大牟田市が 所管する法人数	24法人	令和6年度 指導監査実施法人数	8法人
------------------	------	--------------------	-----

指導結果

指導区分	文書指摘	口頭指摘	助言
全件数	0件	20件	0件

上記指導事項 に係る法人数	0法人	6法人	0法人
------------------	-----	-----	-----

5 大牟田市福祉振興基金

(1)大牟田市福祉振興基金

根拠法令等	大牟田市福祉振興基金条例	負担割合	—
-------	--------------	------	---

<目的・事業内容>

本格的な高齢化社会の到来に備え、地域における福祉活動の促進、安全で住みよい生活環境の形成等の事業を推進し、もって福祉の向上充実に資するため、平成2年3月9日に設置された。

<実 績>

運営状況

(単位：千円)

令和5年度末現在高	令和6年度中増減額		令和6年度末現在高
	積立金	取り崩し額	
261,924	8,782	19,996	250,710

※額は出納整理期間を含む。

第3節 健康づくり

1 健康づくりの推進

(1)生活習慣病の予防(啓発)

根拠法令等	健康増進法	負担割合	市 10/10
-------	-------	------	---------

<目的・事業内容>

本市における国民健康保険加入者及び後期高齢者の1人当たり医療費は県内でも高く、国保特定健診結果を県と比較すると、メタボリックシンドローム（腹囲・BMI）、糖尿病（血糖値・HbA1c）、高血圧に関する検査項目の基準値を上回る人の割合が県の平均を超えている。市民の死因上位5疾患のうち、1位がん、2位心疾患、4位脳血管疾患は生活習慣が大きく関わっている疾患であり、市民の生活習慣病の発症予防及び重症化予防に努める必要がある。

そこで、企業と連携した生活習慣病予防啓発事業のほか、生活習慣病の中でも特に患者数及びその予備群が多く、医療費が高額になっている高血圧と糖尿病に着目した周知啓発事業を実施する。

<実績>

年度	実施日	内容	参加者（人）
R 5	4月20日	明治安田生命（銀水営業所） 健康教育	60
	4月27日	ゆめタウン 「おおむた健康フェア」 健康相談会	104
	5月7日～17日	高血圧予防啓発 本庁舎正面玄関ロビーや地区公民館でのパネル展示	—
	5月14日	高血圧予防啓発（ゆめタウン大牟田） 専門医による講演、血圧・血管年齢測定会	133
	6月22日	ゆめタウン 「おおむた健康フェア」 健康相談会、腸年齢チェック（久留米ヤクルト）	89
	7月4日	えるる健康相談会 健康相談会	45
	7月25日	子ども未来デッサン健康相談会 健康相談会	7
	7月27日	ゆめタウン 「おおむた健康フェア」 健康相談会、腸年齢チェック（久留米ヤクルト）	94
	8月11日	ゆめタウン 「おおむた健康フェア」 からだのふしぎ～大腸のしくみ～講座（久留米ヤクルト、タイヨラボ）、クイズラリー、血圧測定会、聴診体験	270
	9月6日	明治安田生命（北営業所） 健康教育	60
	9月28日	ゆめタウン 「おおむた健康フェア」 健康相談会	117
	10月26日	ゆめタウン 「おおむた健康フェア」 健康相談会	88
	11月5日	糖尿病予防啓発（ゆめタウン大牟田） 専門医等による講演、血圧・血糖値・骨密度測定、医師による医療相談や専門職による栄養相談	201
	11月1日～14日	糖尿病予防啓発 本庁舎ブルーライトアップ、本庁舎正面玄関ロビーや地区公民館での	—

			パネル展示	
	12月10日	生涯学習ボランティア 「まなばんかん」表彰 式・発表会	血圧、血糖値測定	95
	12月28日	ゆめタウン 「おおむた健康フェア」	健康相談会	83
	12月28日	ゆめタウン 「おおむた健康フェア」	ウォーキング講演会	49
	12月28日	ゆめタウン 「おおむた健康フェア」	脳トレウォーク	22
	1月13日	おおむた認知症カフェ フェスタ 2024	健康相談会	51
	1月20日	ウォーキング推奨事業 (イオンモール大牟田)	ウォーキング講師による講演、血 圧・体組成測定、血管年齢測定、骨 の健康度チェック (明治安田生命)	177
	1月25日	ゆめタウン 「おおむた健康フェア」	健康相談会	107
	2月2日	レモングラス (手鎌地区 公民館)	健康教育	22
	2月10日	ゆめタウン 「おおむた健康フェア」	からだの健康チェック～フレイル を予防しよう～	134
	2月10日	街なかさわやかフェス タ	血圧・血糖値測定	115
	3月10日	明治安田生命サッカー 教室 (大牟田会場)	保護者を対象とした健康相談会	20
	3月28日	ゆめタウン 「おおむた健康フェア」	健康相談会	85
	3月28日	ゆめタウン 「おおむた健康フェア」	脳トレウォーク	12
R 6	4月25日	ゆめタウン 「おおむた健康フェア」	健康相談会	99
	5月7日～ 17日	高血圧予防啓発	本庁舎正面玄関ロビーや地区公民 館でのパネル展示	—
	5月19日	高血圧予防啓発 (ゆめタ ウン大牟田)	薬剤師による講演、血圧・血管年齢 測定会	126
	5月30日	明治安田生命 (北営業 所)	健康教育	60
	6月27日	ゆめタウン 「おおむた健康フェア」	健康相談会	78
	7月3日	JA 南筑後	健康教育	14
	7月12日	JA 南筑後	健康教育	47
	7月25日	ゆめタウン 「おおむた健康フェア」	健康相談会	83
	7月26日	日本生命大牟田営業部	健康教育	45
	8月8日	明治安田生命 (駅前支 店)	健康教育	25
	8月10日	ゆめタウン 「おおむた健康フェア」	からだのふしぎ～塩とからだのか んけい～ ミニ講座、クイズラリー、血圧・ベ ジチェック測定、聴診体験等	190
	8月20日	明治安田生命 (北営業 所)	健康教育	18

9月2日	保健センター健康測定会	血圧・血管年齢・心電図計・ベジチェック・骨密度・体組成・足趾力測定	50
9月4日	大牟田衛生推進大会	健康教育	119
9月13日	子育てサロン健康相談会(手鎌レモングラス)	健康相談会	30
9月26日	ゆめタウン野菜コーナーベジチェック	健康相談会	108
9月26日	ゆめタウン「おおむた健康フェア」	健康相談会	78
10月3日	三井金属	健康教育	25
10月7日	保健センター健康測定会	血圧・血管年齢・心電図計・ベジチェック・骨密度・体組成・足趾力測定	68
10月11日	子育てサロン健康講話(手鎌レモングラス)	健康教育	25
10月24日	ゆめタウン「おおむた健康フェア」	健康相談会	102
10月25日	産業衛生大会	健康測定会	49
11月1日～14日	糖尿病予防啓発	本庁舎ブルーライトアップ、本庁舎正面玄関ロビーや地区公民館でのパネル展示	—
11月5日	保健センター健康測定会	血圧・血管年齢・心電図計・ベジチェック・骨密度・体組成・足趾力測定	67
11月10日	糖尿病予防啓発(ゆめタウン大牟田)	専門医等による講演、血圧・血糖値・骨密度測定、医師による医療相談や専門職による栄養・お薬相談	135
11月21日	三井金属	健康教育	14
11月23日	からだの健康チェック～フレイルを予防使用～	フレイルについての講話、健康測定・結果説明、健康運動指導士によるストレッチ・筋トレ指導	105
11月29日	愛菜館創業祭	ベジチェック測定	56
12月2日	保健センター健康測定会	血圧・血管年齢・心電図計・ベジチェック・骨密度・体組成・足趾力測定	40
12月8日	「まなばんかん」「おおむた知恵袋」表彰式・発表会	健康相談会	52
12月26日	ゆめタウン「おおむた健康フェア」	健康相談会	50
7月～12月	1歳半歯科健診	健康教育、推定野菜摂取量測定	280
7月～12月	3歳児歯科健診	健康教育、推定野菜摂取量測定	322
1月7日	保健センター健康測定会	血圧・血管年齢・心電図計・ベジチェック・骨密度・体組成・足趾力測定	6
1月23日	ゆめタウン「おおむた健康フェア」	健康相談会	59
2月3日	保健センター健康測定会	血圧・血管年齢・心電図計・ベジチェック・骨密度・体組成・足趾力測定	12
2月15日	ゆめタウン「おおむた健康フェア」	健康相談会、ウォーキング	134
3月3日	保健センター健康測定会	血圧・血管年齢・心電図計・ベジチェック・骨密度・体組成・足趾力測定	14
3月8日	明治安田生命サッカー教室(大牟田会場)	保護者を対象とした健康相談会	30
3月8日	街なかさわやかフェス	血糖血圧測定会	72

	タ		
3月10日	三井金属	ストレッチと体力測定	13
3月15日	おおむた産業フェスタ	健康相談会	200
3月27日	ゆめタウン 「おおむた健康フェア」	健康相談会	54

(2)大牟田地域健康推進協議会補助事業

根拠法令等	健康増進法	負担割合	市 10/10
-------	-------	------	---------

<目的・事業内容>

健康づくりの関係団体で組織する大牟田地域健康推進協議会が実施する「健康づくり市民大会」及び「大牟田みんなの健康展」に対して補助金を交付するとともに、同会に参画し、市民と行政との協働による健康づくりを推進することで疾病等の早期発見と一次予防及び二次予防を推進し、市民の生活の質（QOL）の向上を図る。また、二次的目標として、健康寿命の延伸と医療費の抑制等を図る。

<実 績>

健康づくり市民大会

年 度		R2	R3	R4	R5	R6
開催日		—	—	9月10日	—	9月7日
特別 市民 大会 講演	講師名	—	—	横倉 義武	—	芝田 良倫
	テーマ	—	—	健康な社会に向けて	—	ワンヘルスから学ぶ健康づくり～ワンヘルスと私の健康づくり～

※令和2年度・令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止。

※令和5年度は大ホール使用不可のため中止。

大牟田みんなの健康展

年 度	R2	R3	R4	R5	R6
開催日	—	—	—	9月10日	9月8日

※令和2年度・令和3年度・令和4年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止。

(3)地域の健康づくり活動支援

根拠法令等	健康増進法	負担割合	市 10/10
-------	-------	------	---------

<目的・事業内容>

市役所職員出前講座及び校区まちづくり交付金の自由選択メニュー（集団健診、健康づくり活動）などの活用を希望した校区まちづくり協議会や校区社会福祉協議会等との連携のもと、各種健（検）診や健康教育等を実施することで受診率の向上及び健康づくりに係る意識向上を図る。

<実 績>

校区まちづくり交付金 自由選択メニュー（健康づくり分野）

	R4	R5	R6
活用校区数（延べ）	23	23	27

その他、地域への活動支援

年度	校区名	実施日	内容
R4	手鎌	10月17日	健康測定会
	上内	10月23日	健康講座・測定会
	駛馬	3月19日	グランドゴルフ大会・健康測定・健康講話
R5	高取	6月6日	高取団地ふれあいサロン健康教育
	手鎌	9月21日	黒崎公民館健康測定会
	手鎌	10月16日	深倉公民館健康測定会
	上内	10月22日	上内校区測定会
	大正	11月24日	青空サロン健康教育
	平原	12月10日	平原校区健康測定会
	明治	1月10日	明治サロン健康教育
	羽山台	1月18日	シルバーエイジの会出前講座
	大正	1月20日	大正校区健康教育
	手鎌	2月2日	子育てサロン健康相談会
	駛馬	3月17日	駛馬校区グランドゴルフ大会
	平原	4月24日	社協出前講座
R6	平原	7月26日	フレイル講話
	駛馬	9月16日	健康測定会(藤田町敬老会)
	銀水	11月18日	銀水校区ニュースポーツ大会
	平原	3月11日	出前講座(がんを知って予防しましょう)
	駛馬	3月16日	駛馬校区グランドゴルフ大会

(4)地域保健活動

根拠法令等	健康増進法	負担割合	市 10/10
-------	-------	------	---------

<目的・事業内容>

個人及び地域全体の健康の保持増進及び疾病の予防を促進するため、令和4年度より地区担当制を設け、専門職（保健師及び管理栄養士）が対象地域の健康課題を把握し、課題解決に向けた保健活動を展開する。なお、地域保健活動の対象地域は年度ごとに順次拡大予定。

地域での事業展開を図るため、対象校区の校区まちづくり協議会へ取組趣旨及び校区のがん検診受診者等の健康状況等の説明を行い各校区での取組みを開始した。

<実 績>

年度	校区名	実施日	内容	参加者(人)
R 4	大牟田中央	7月	国保新規加入者訪問	
		9月15日	栄養と運動①	11
		10月30日	料理教室(バランス食)	14
		11月15日	健康相談会(中央公民館)	39
		11月17日	栄養と運動②	10
		2月10日	健康相談会(よらんかん)	33
		3月6日	結果説明会(国保) 健診結果の見方	23
	天領	7月	国保新規加入者訪問	
		11月12日	健康相談会(天領コミセン)	77
		12月21日	結果説明会(国保) 健診結果の見方	19
	倉永	7月	国保新規加入者訪問	
		8月24日	健康相談会(吉野地区公民館)	38
		8月29日	健康相談会(倉永コミセン)	25
		10月29日	結果説明会(国保) 健診結果の見方	28
		12月18日	料理教室(減塩食)	10

年度	校区名	実施日	内容	参加者（人）
R 5	大牟田中央	7月10日	健康相談会（築町十日市）①	17
		8月	健康状態不明者訪問	97
		10月29日	料理教室（中央地区公民館）	12
		11月10日	健康相談会（築町十日市）②	14
		11月23日	健康測定会（からだの健康チェック）	28
		12月	未受診者医療情報収集訪問①	18
		12月7日	健康教育（ひまわりクラブ）	10
		2月	未受診者医療情報収集訪問②	30
		3月25日	集団健診結果説明会（保健センター）	9
	天領	8月	健康状態不明者訪問	47
		8月19日	健康相談会（盆踊り大会）	101
		11月26日	健康相談会（かおみしり祭り）	87
		12月	未受診者医療情報収集訪問①	8
		12月17日	健康相談会（右京市営住宅）	19
		12月26日	集団健診結果説明会（保健センター）	11
	倉永	2月	未受診者医療情報収集訪問②	8
		5月21日	健康相談会（くらなが祭り）	155
		8月	サロンでの受診勧奨（6か所）	41
		9月8日	健康相談会（限公民館）	12
		9～10月	健康状態不明者訪問	79
		11月5日	集団健診結果説明会（国保）（明光学園）	21
		12月	未受診者医療情報収集訪問①	37
		1月22日	料理教室（元村公民館）	13
		1月25日	健康相談会（倉永コミセン）	8
		2月	未受診者医療情報収集訪問②	24
	三池	3月26日	健康教育（三遊会サロン）	14
		6月16日	健康相談会（三池地区公民館）	19
		8月	健康状況不明者訪問	42
		8月7日	健康教育（サロン湯村さん宅）	24
		8月26日	健康教育（野原会）	11
		9月	健康状況不明者訪問	66
		11月15日	健康教育（サロン平野）	17
		11月23日	三池校区ウォーキング大会（受診勧奨）	17
		12月	未受診者医療情報収集訪問①	29
		12月16日	わいわい食堂で受診勧奨	68
		2月	未受診者医療情報収集訪問②	28
		3月19日	集団健診結果説明会（三池地区公民館）	12
R 6	大牟田中央	6月	国保新規加入者訪問	42
		8月10日	健康測定会	55
			（大牟田中央校区みんなのまつり 2024）	
		10月27日	料理教室（中央地区公民館）	16
		1月21日	出前講座（中央元気会）	10
	天領	3月24日	集団健診結果説明会（国保）（保健センター）	19
		6月	国保新規加入者訪問	42
		8月17日	健康測定会	55
			（大牟田中央校区みんなのまつり 2024）	
		10月30・31日	料理教室（中央地区公民館）	16
		11月16日	出前講座（中央元気会）	10
		11月26日	集団健診結果説明会（国保）（保健センター）	19

年度	校区名	実施日	内容	参加者（人）
R 6	倉永	5月16日	受診勧奨（農事組合）	23
		5月19日	健康相談会（くらなが祭り）	196
		6月	国保新規加入者訪問	30
		10月26日	集団健診結果説明会（国保）（明光学園）	31
		11月8・12日	健康教育（倉永小学校）	91
		12月9日	料理教室（内山地区公民館）	21
		12月12日	健康教育（各サロン代表者）	15
	三池	6月	国保新規加入者訪問	67
		8月26日	健康測定会（じゃじゃりこ三池）	26
		11月17日	健康教育（三池まち協 女性部）	28
		12月7日	健康測定会（三池PTA 祭）	101
		3月4日	集団健診結果説明会（国保） （三池地区公民館）	9
	玉川	6月6日	健康相談会（勝立地区公民館）	32
		6月	国保新規加入者訪問	11
		8月3日	健康測定会（勝立大蛇山まつり）	50
		10月21日	健康測定会（東谷市営住宅①）	19
		12月16日	健康測定会（ぶどうの木①）	11
		1月14日	集団健診結果説明会（国保） （勝立地区公民館）	18
		1月20日	健康測定会（東谷市営住宅②）	14
		3月14日	健康測定会（ぶどうの木②）	18
	みなと	10月	未受診者医療情報収集①	26
		12月	未受診者医療情報収集②	14
	天の原	6月17日	健康教育（天の原校区社会福祉連絡委員会）	42
		9月12日	健康教育（東萩尾サロン）	15
		9月14日	健康教育（いきいきサロン）	12
		10月	未受診者医療情報収集①	12
		12月	未受診者医療情報収集②	6
	大正	10月	未受診者医療情報収集①	4
		12月	未受診者医療情報収集②	7
	高取	10月	未受診者医療情報収集①	20
		12月	未受診者医療情報収集②	23
	上内	10月27日	健康講座（上内校区）	36
		10月	未受診者医療情報収集①	3
		12月	未受診者医療情報収集②	6

(5) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業

根拠法令等	医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法の一部を改正する法律	負担割合	国 2/3 後期高齢者医療広域連合 1/3
-------	--	------	--------------------------

<目的・事業内容>

高齢者の心身の多様な課題に対応したきめ細やかな支援を行うため、後期高齢者医療広域連合から事業を受託し、後期高齢者の健康づくり事業やフレイル予防事業等を一体的に実施する。

<実績>

① ポピュレーションアプローチ

実施内容：講話(フレイル予防)、高齢者の質問票、測定(身長、体重、握力、足趾力、推定野菜摂取量)

年度	校区名	実施日	実施団体	参加者 (人)
R 6	大牟田中央	9月3日	のぞみ元気会	5
		9月7日	上官いきいきサロン①	14
		10月3日	ひまわりクラブ①	12
		10月5日	上官いきいきサロン②	18
		10月16日	大人の居場所①	8
		10月17日	ひまわりクラブ②	12
		11月13日	大人の居場所②	8
	天領	1月27日	ひまわりサロン①	7
		2月6日	天領フリフリ①	10
		2月10日	ひまわりサロン②	7
		2月27日	天領フリフリ②	9
		3月13日	いきいきサロン	2
	倉永	9月28日	サロン内山①	12
		10月16日	ふれあいサロン①	15
		10月22日	三遊会①	13
		11月19日	三遊会②	14
		11月20日	ふれあいサロン)	15
		12月7日	サロン内山②	10
		1月26日	おにぎり会①	9
		2月23日	おにぎり会②	11
	三池	9月14日	平野サロン①	12
		9月15日	田町サロン①	17
		10月12日	平野サロン②	14
		10月15日	田町サロン②	15
		11月11日	陣屋サロン①	9
		12月9日	陣屋サロン②	8

② ハイリスクアプローチ

実施内容：個別訪問(健康状態不明者：健診・医療・介護の履歴がない者)

		対象者数 (人)	面談者数 (人)
R 6	大牟田中央	17	11
	天領	12	8
	倉永	8	7
	三池	18	17
	玉川	11	9

(6)各種健康診査事業

根拠法令等	健康増進法	負担割合	市 10/10 (一部は県 2/3 市 1/3、 または国固定補助)
-------	-------	------	--

<目的・事業内容>

40歳以上の市民(子宮頸がん検診は20歳以上の女性の市民)を対象とした集団健診・個別健診の実施により、生活習慣病の早期発見・早期治療につなげるとともに、健康診査の結果を踏まえ、必要な者に対する栄養や運動等に関する保健指導や健康管理についての正しい知識の普及、又は医療機関への受診を指導すること

によって、疾病の発症及び重症化の予防、健康づくり意識の向上を図る。

また、各種健康診査について、無料クーポン券の発行や未受診者への受診勧奨、様々な機会を捉えての健康診査の普及・啓発の取組みを行い、健康診査の受診率向上を図る。

<実 績>

①各種健康診査

区 分	受 診 者 数					要指導・医療・精検者数					
	年度	R2	R3	R4	R5	R6	R2	R3	R4	R5	R6
生保等健康診査		34	53	44	36	39	14	18	17	17	20
子宮がん検診		1,983 (67)	2,223 (49)	2,069 (39)	2,153 (37)	2,101 (46)	42 (2)	39 (1)	54 (2)	55 (3)	45 (1)
胃がん検診		1,593	1,818	1,855	1,845	1,901	145 (6)	142 (5)	173 (7)	171 (6)	183 (3)
乳がん検診		1,521 (182)	1,748 (123)	1,558 (101)	1,669 (124)	1,744 (113)	113 (10)	117 (11)	117 (9)	136 (14)	123 (7)
大腸がん検診		3,537	3,872	4,079	4,052	4,271	307 (8)	319 (21)	345 (18)	366 (12)	357 (6)
肺がん検診		1,886	2,173	2,274	2,394	2,656	88 (3)	67 (1)	62 (2)	93 (6)	54 (1)

※受診者数内の()内(子宮頸がん・乳がん)は、無料クーポン券の利用者数。

※要指導・医療・精検者の()内は、令和7年7月末時点のがん患者数。

②乳がん検診・子宮頸がん検診無料クーポン

区 分		R4	R5	R6
子宮がん検診	対象者数(人) 《20歳女性》	412	427	419
	利用者数(人)	39 (9.5%)	37 (8.7%)	46 (11.0)
乳がん検診	対象者数(人) 《40歳女性》	563	584	542
	利用者数(人)	101 (17.9%)	124 (21.2%)	113 (20.8)

③その他、受診勧奨

年度	R2	R3	R4	R5	R6
啓発用チラシ配布箇所 (チラシ配布枚数)	0	0	2 (1,000)	7 (1,400)	6 (1,500)
啓発用ダイレクトメール送付	3,035	3,000	3,042	2,716	10,227

※令和6年度より節目年齢(40、45、50、55、60、65歳)へがん検診の勧奨はがきの送付開始。

(7)健康相談・健康教育事業

根拠法令等	健康増進法	負担割合	県2/3 市1/3
-------	-------	------	-----------

<目的・事業内容>

健康相談や健康教育を実施することにより、市民一人ひとりが自らの生活習慣を見直し、健康づくりのための行動を起こすような支援を行うとともに、個人が待つ健康不安の解消へとつなげる。

<実 績> ※次ページ

①健康相談

年度 区分		R2	R3	R4	R5	R6
総 合	実施回数	28	5	25	2	73
	被指導延人員	159	239	611	92	1,147
重 点	実施回数	0	0	24	79	0
	被指導延人員	0	0	120	749	0
計	実施回数	28	5	57	81	73
	被指導延人員	159	239	731	841	1,147

※健康相談は、がん検診や、企業連携事業、地域保健活動、随時電話相談、面接等により行っている。

※令和2年度・令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、事業を縮小した。

②健康教育

年度 区分		R2	R3	R4	R5	R6
集 団	実施回数	22	19	35	47	54
	被指導延人員	706	832	966	1,208	1,362

(8)訪問指導事業

根拠法令等	健康増進法 高齢者の医療の確保に関する法律	負担割合	— (一部は県 2/3 市 1/3)
-------	--------------------------	------	-----------------------

<目的・事業内容>

生活習慣病の発症及び重症化を予防するため、健康診査の結果を基に、個々にあった保健指導を行うことで、壮年期からの健康についての認識と自覚の高揚へとつなげる。また、個人のみではなく、家族全体の健康意識の向上を図る。

<実 績>

年度 区分		R2	R3	R4	R5	R6
指 導 実 人 員		86	305	199	42	11
指 導 延 人 員		124	383	337	95	22

2 医療保険による保健事業

(1)特定健康診査・特定保健指導

根拠法令等	国民健康保険法 高齢者の医療の確保に関する法律	負担割合	—
-------	----------------------------	------	---

<目的・事業内容>

糖尿病、高血圧症、糖質異常症等の生活習慣病の予防を図るため、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した特定健康診査・特定保健指導を実施する。

<実 績> ※次ページ

①特定健診

	R2	R3	R4	R5	R6(7月速報値)
対象者数(人)	18,603	18,118	17,034	16,021	15,013
受診者数(人)	6,134	5,586	5,477	5,777	5,557
受診率(%)	33.0	30.8	32.2	36.1	37.0

②特定保健指導

	R2	R3	R4	R5	R6(7月速報値)
受診者数(人)	6,134	5,586	5,477	5,777	5,557
対象者数(人)	587	574	523	559	494
修了者数(人)	276	245	232	350	280
指導率(%)	47.0	42.7	44.4	62.6	56.7

(2)生活習慣病の予防

根拠法令等	国民健康保険法 高齢者の医療の確保に関する法律	負担割合	—
-------	----------------------------	------	---

<目的・事業内容>

本市の医療機関における外来の受診件数は高血圧が最も多く、外来医療費の第一位は糖尿病となっていることから、特定健診の受診者のうち、高血圧と糖尿病のハイリスク者を対象とした予防教室を令和4年は3回シリーズ、令和5年からは4回シリーズで実施し、生活習慣の改善を図る。

<実績>

年度	実施日	内容		参加者（人）
R 4	①11 月 29 日 ②12 月 13 日 ③1 月 31 日	チョットいい！ 血糖の話 （糖尿病予防教室）	①自分のからだを知ろう編 ・糖尿病のしくみと運動との関係 ②おいしく食べて若々しく編 ・糖尿病と食事の関係（調理実習） ③元気にエンジョイライフ編 ・糖尿病と歯周病の関係 ・動かしやすい体をつくろう	実人数 14 延人数 39
	①1 月 24 日 ②2 月 7 日 ③2 月 28 日	チョットいい！ 血圧の話 （高血圧予防教室）	①自分のからだを知ろう！ ・血圧・血管年齢・体組成等測定 ・血圧の仕組み ・動かしやすい体をつくろう（1） ②おいしく食べて若々しく！ ・減塩のコツについて ・調理実習 ③元気にエンジョイライフ！ ・動かしやすい体をつくろう（2）	実人数 12 延人数 26
R 5	①9 月 28 日 ②10 月 2 日 ③10 月 31 日 ④11 月 14 日	なるほど！知るほど！ 血糖の話 （糖尿病予防教室）	①自分のからだを知ろう編 ・測定と糖尿病についての講話 ②元気にエンジョイライフ編 ・動かしやすい体づくり ③おいしく食べて若々しく編 ・食事と歯周病の話（試食あり） ④これからの生活を考えよう編 ・測定、個人面談、振り返り	実人数 15 延人数 60
	①10 月 13 日 ②10 月 26 日	チョットいい！ 血圧の話	① 自分のからだを知ろう！ ・測定と高血圧についての講話	実人数 19 延人数 63

	③11月10日 ④12月4日	(高血圧予防教室)	②元気にエンジョイライフ！ ・健康運動指導士による講話と実技 ③おいしくごはんを食べるために ・減塩についての講話と試食 ④教室での学びを共有しよう！ ・測定、個人面談、振り返り	
R 6	①10月19日 ②10月29日 ③11月6日 ④11月20日	なるほど！知るほど！ 糖尿病予防の話 (糖尿病予防教室)	①基本 ・測定と糖尿病についての講話 ②運動 ・健康運動指導士による講話と実技 ③食・歯 ・食事や歯科に関する講話と試食 ④測定会 ・測定、個人面談、振り返り	実人数 9 延人数 34
	①7月12日 ②7月30日 ③9月10日 ④9月30日	知って得する！ 血圧の話 (高血圧予防教室)	①基本 ・測定と高血圧についての講話 ②運動 ・健康運動指導士による講話と実技 ③食 ・減塩についての講話と試食 ④測定会 ・測定、個人面談、振り返り	実人数 19 延人数 65

3 食育推進事業

(1) 栄養相談・栄養指導

根拠法令等	健康増進法・食育基本法	負担割合	市 10/10
-------	-------------	------	---------

<目的・事業内容>

適切な栄養・食生活を実践することで予防可能な疾患について、予防を図るためライフステージに応じた栄養教育や栄養指導を行う。

<実 績>

栄養教育、栄養指導の実績

年度			R2	R3	R4	R5	R6
項目等							
栄養教育	栄 養 ・ 健康 増進 ・ 食育	回 数	22	30	57	45	41
		延人員	253	858	2,175	860	1167
栄養指導	個 別 指 導		1,987	2,326	2,298	2,189	889
	集 団 指 導		108	106	156	235	187
	給食施設指導						

※栄養指導は、乳幼児歯科健診や、随時電話相談、面接等により行っている。

※給食施設に対する栄養管理指導は、保健所業務のため令和元年度まで実施。

(2) 食育フェア事業

根拠法令等	健康増進法・食育基本法	負担割合	市 10/10 (一部、国補助)
-------	-------------	------	---------------------

<目的・事業内容>

食育に関する関係団体と協働で「健やか住みよか食育フェア」を「大牟田みんなの健康展」と同時開催し、市民啓発と食育推進を図る。

<実 績>

健やか住みよか食育フェアの実績

年 度	R2	R3	R4	R5	R6
開催日				9月10日	9月8日
内 容 (コーナー)	—	—	—	ふりかけ作り・食事バランスや減塩についての説明・お茶の入れ方体験・家庭菜園や野菜の相談・地元農産物の販売・食品ロス等の展示・学校給食の紹介・宅配食の紹介等	ふりかけ作り・食事バランスや減塩についての説明・地元農産物の販売・食品ロス等の展示・学校給食の紹介等

※令和2年度・令和3年度・令和4年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

(3)食育ボランティア事業

根拠法令等	健康増進法・食育基本法	負担割合	市 10/10 (一部、国補助)
-------	-------------	------	---------------------

<目的・事業内容>

食育を推進するためには、市民の主体的な活動が欠かせないことから、食育に関する様々な分野について学ぶ食育アドバイザー養成講座を実施し、ボランティアの育成と食育関連団体の活性化を図る。

また、食育に関する体験、知識や情報・技能を有し、社会参加に意欲のある人材や関係団体をおおむた食育応援隊として登録し、要望のあった団体への派遣等を行う。

<実 績>

食育アドバイザー養成講座、食育応援隊の実績

年度		R2	R3	R4	R5	R6
項目等						
養成講座	参加者数	10	11	11	17	12
食育応援隊	個人登録 (年度末数)	47	53	62	66	68
	団体登録 (年度末数)	2	2	2	2	2

4 歯科保健推進事業（母性及び乳幼児に係るものを除く）

(1)成人歯科保健事業

根拠法令等	健康増進法	負担割合	市 10/10
-------	-------	------	---------

<目的・事業内容>

市民一人ひとりが歯の健康に関心を持ち、個人の口腔内状況やその他のリスクに応じた歯の健康づくりが

実践できる自己管理能力の向上を目指し、広報おおむたでの周知や啓発事業での指導を行う。

<実績>

大牟田みんなの健康展 歯科コーナー参加者数

年度 区分	R2	R3	R4	R5	R6
参加者数（延人数）	-	-	-	391	486

※「みんなの健康展」において歯科医師による健診や歯科衛生士による歯みがき指導、フッ化物塗布を実施。

※令和2年度・令和3年度・令和4年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、「みんなの健康展」は中止。

(2) 歯と口の健康週間関連事業

根拠法令等	健康増進法・地域保健法	負担割合	市 10/10
-------	-------------	------	---------

<目的・事業内容>

歯科保健に関する正しい知識の普及啓発を図るため、歯科医師会と連携するとともに、「歯の祭典」において健康な歯を持つ人を選出し、表彰する。

<実績>

年度 区分	R2	R3	R4	R5	R6
歯と口の健康週間行事 による健診受診者	-	-	-	367	412

※令和2年度・令和3年度・令和4年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、行事による健診は中止。

第4節 高齢者福祉

1 長寿社会対策

「大牟田市健康福祉総合計画」（令和3年度～令和8年度）に基づき、高齢分野をはじめ分野を横断した総合的な取り組みやライフステージに応じた各種事業を一体的に推進している。

この計画は、「誰もが安心して健やかに暮らしながら、持てる力を生かし、社会的に孤立することなく参加できる社会を実現する」ことを基本理念とし、市民や事業者等と協働し進めている。

(1) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の推進

根拠法令等	老人福祉法第20条の8 介護保険法第117条	負担割合	市10/10
-------	---------------------------	------	--------

<目的・事業内容>

介護保険事業計画は3年毎に策定することとなっており、介護保険制度改正により新たに創設された制度やサービス内容の周知を図るとともに、今後必要になるサービス内容やサービス量を予測し、計画的なサービス供給体制の整備に努めるものである。

(2) 長寿社会フェスティバル(高齢者いきいき祭り)の開催

根拠法令等	老人福祉法	負担割合	—
-------	-------	------	---

<目的・事業内容>

高齢者が健康で生きがいのある人生を送るとともに、市民一人ひとりが高齢社会における諸問題について理解と関心を深めることを目的として、大牟田市老人クラブ連合会主催、大牟田市共催により長寿社会フェスティバル（高齢者いきいき祭り）を開催している。

R6年度は新型コロナやインフルエンザ感染拡大防止のため中止。

(3) 人生トライアスロン金メダル事業

根拠法令等	大牟田市人生トライアスロン金メダル基金条例	負担割合	—
-------	-----------------------	------	---

<目的・事業内容>

平成4年6月の市議会において「大牟田市人生トライアスロン金メダル基金条例」が議決され、市制75周年記念事業として制定し、同年7月から実施している。人生をトライアスロンにたとえ、100歳に達する高齢者に対し、そのレースの勝利者として金メダルを贈り、市民へ希望と生きがいを与え、より豊かな長寿社会の実現に資する。

<実績>

区 分	年 度	R1	R2	R3	R4	R5	R6
	贈呈者数(人)	64	57	73	75	72	70

2 高齢者福祉施策

高齢化率が年々伸び続けているのに比例して、高齢者のみの世帯や高齢者単身世帯などの支援を必要とする高齢者の数も年々増えてきている。また、いわゆる団塊の世代が後期高齢期を迎え、後期高齢者数が前期高齢者数を上回っている状況である。

そのような中、地域包括支援センターが中核となり、地域包括ケアシステムの深化・推進に努めた。

(1) 養護老人ホーム入所措置

根拠法令等	老人福祉法第11条 大牟田市老人福祉法施行細則	負担割合	市10/10
-------	----------------------------	------	--------

<目的・事業内容>

環境上の理由及び経済的理由（政令で定めるものに限る。）により、居宅において養護を受けることが困難な人に対し、心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、老人の福祉を図ることを目的とする。

<実 績>

①措置施設

（令和7年4月1日現在）

種 別	設置主体	施設名	所在地	定 員	措置数 (人)
養護老人 ホーム	社福法	吉 野 園	大牟田市大字吉野	90	53
	〃	田尻苑 他4ヶ所	福岡市西区 他4ヶ所		6

②措置状況

年度			R4	R5	R6
区分	市内	人 員(延 数)	552	565	589
		措置費(千 円)	93,857	97,397	105,451
	市外	人 員(延 数)	101	109	77
		措置費(千 円)	19,273	21,811	15,924
	合計	人 員(延 数)	653	674	666
		措置費(千 円)	113,130	119,209	121,376

(2) 権利擁護事業

根拠法令等	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律	負担割合	—
-------	-------------------------------	------	---

<目的・事業内容>

平成18年4月の「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の施行に伴い、高齢者に対する虐待の防止や高齢者の保護のほか、養護者の支援等を行う。

また、認知症等により判断能力が不十分な高齢者に対し支援を行うため、成年後見制度の紹介を行うとともに、審判請求ができない方に対しては市が申立てを行う。

<実 績> ※次ページ

虐待に対する対応

(単位：件)

年 度	R2	R3	R4	R5	R6
虐待の通報〈届出〉件数	58	27	19	20	26
うち、虐待として対応した件数	16	8	9	9	11
うち、やむを得ない措置	0	0	0	0	1
緊急保護	4	2	2	3	2

虐待の内容（重複あり）

(単位：件)

年 度	R2	R3	R4	R5	R6
身体的虐待	8	4	6	4	23
介護・世話の放棄・放任	3	3	2	2	0
心理的虐待	9	4	4	4	6
性的虐待	0	0	0	0	0
経済的虐待	9	3	5	4	3

成年後見制度市長申立て

(単位：件)

年 度	R2	R3	R4	R5	R6
申立て済	18	19	16	14	7
後見等開始	17	18	15	14	6

(3)老人福祉電話貸与事業

根拠法令等	大牟田市老人福祉電話貸与事業運営要綱	負担割合	市10/10
-------	--------------------	------	--------

<目的・事業内容>

老人の孤独感を和らげるとともに、関係機関及び地域住民の協力を得て安否の確認等を図り、健全でやさらかな日常生活ができることを目的とする。

<実 績>

年度 区分	R1	R2	R3	R4	R5	R6
設置台数（年度末の稼働台数）	9	8	5	3	3	2
運営費（千円）	307	229	154	91	91	91

(4)外国人高齢者福祉手当

根拠法令等	大牟田市外国人高齢者福祉手当支給要綱	負担割合	市10/10
-------	--------------------	------	--------

<目的・事業内容>

本市に1年以上居住している大正15年4月1日以前生まれの日本国籍を有しない外国人で、年金制度上の理由により国民年金を受けられない高齢者の福祉増進を図るため、平成9年度から実施している。

<実 績>

年度 区分	R1	R2	R3	R4	R5	R6
給付人員	1	1	1	1	1	1
事業費（千円）	84	84	84	84	84	84

(5) 老人クラブへの助成

根拠法令等	老人福祉法第13条第2項 大牟田市老人クラブ活動費補助金交付要綱	負担割合	国1/3 県1/3 市1/3
-------	-------------------------------------	------	-------------------

<目的・事業内容>

施設の清掃、花壇除草等の社会奉仕活動や健康づくり講座等を実施している老人クラブの活動に対する助成を行っている。

<実 績>

区分 \ 年度	R2	R3	R4	R5	R6
クラブ数	42	41	38	36	37
会員数	1,265	1,172	1,017	912	958
助成費（千円）	1,955	1,908	1,769	1,676	1,722

第5節 介護保険

1 介護保険制度の運営

平成12年4月の介護保険制度施行から20年以上が経過し、令和6年度は第9期介護保険事業計画の初年度に当たる。第8期計画は、それまでの施策・事業を推進するとともに、中重度の要介護者も含め、どこに住んでも適切な医療・介護サービスを切れ目なく受けることができる体制整備に努めた。

第9期計画では第8期計画に引き続き、団塊世代すべてが75歳以上の後期高齢者になる令和7年に向け、地域包括ケアシステムの深化・推進を目指すとともに、地域包括ケアシステムを強化する観点から、高齢者だけでなく、誰もが住み慣れた地域で互いが支え合い、助け合いながら、自立して安心して暮らし続けることができる地域共生社会の実現を見据えた取組を推進していく。

(1) 介護保険事業の状況

<目的・事業内容>

介護保険制度は、国民の共同連帯の理念に基づいて、要介護者及び要支援者等が尊厳を保持し、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むために必要な介護サービスを保険給付等として行うことにより、国民の保健・医療・福祉の向上を図ることを目的とする。

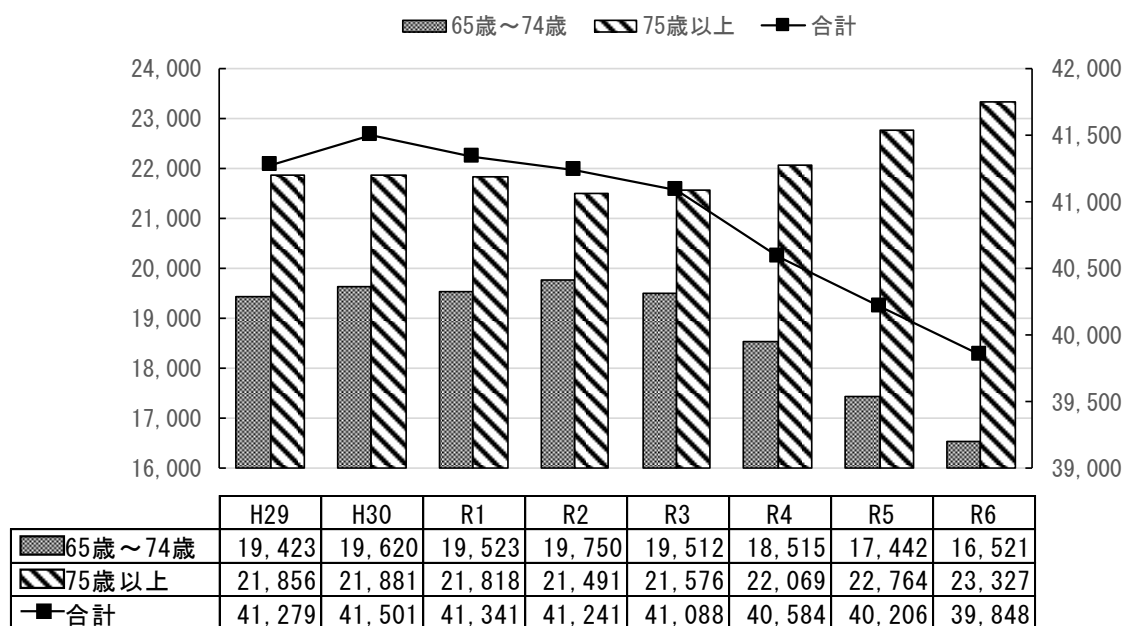
<対象者>

	第1号被保険者	第2号被保険者
対象者	65歳以上の人	40歳以上65歳未満の医療保険加入者
受給対象者	要介護・要支援認定を受けた人	加齢による病気（特定疾病）が要因で要介護・要支援認定を受けた人

<第1号被保険者数の推移>

令和6年度の第1号被保険者数は、令和7年3月末現在で39,848人となっており、令和6年4月から令和7年3月の間に358人減少している。

第1号被保険者数の推移



(各年度3月末現在)

<実績>

①第1号被保険者の介護保険料の収入状況（令和6年度賦課分）

介護保険料を納める方法には、被保険者が受給している公的年金からあらかじめ保険料を天引きされて納める方法（特別徴収）と、市から送付される納付通知書や口座振替等で納める方法（普通徴収）がある。

（単位：円）

	調定額	収入済額	還付未済額	収納率（%）
特別徴収	2,142,091,240	2,142,091,240	3,453,300	100.00%
普通徴収	215,964,430	198,993,630	403,690	92.14%
合 計	2,358,055,670	2,341,084,870	3,856,990	99.28%

※収入済額には還付未済額を含まない。

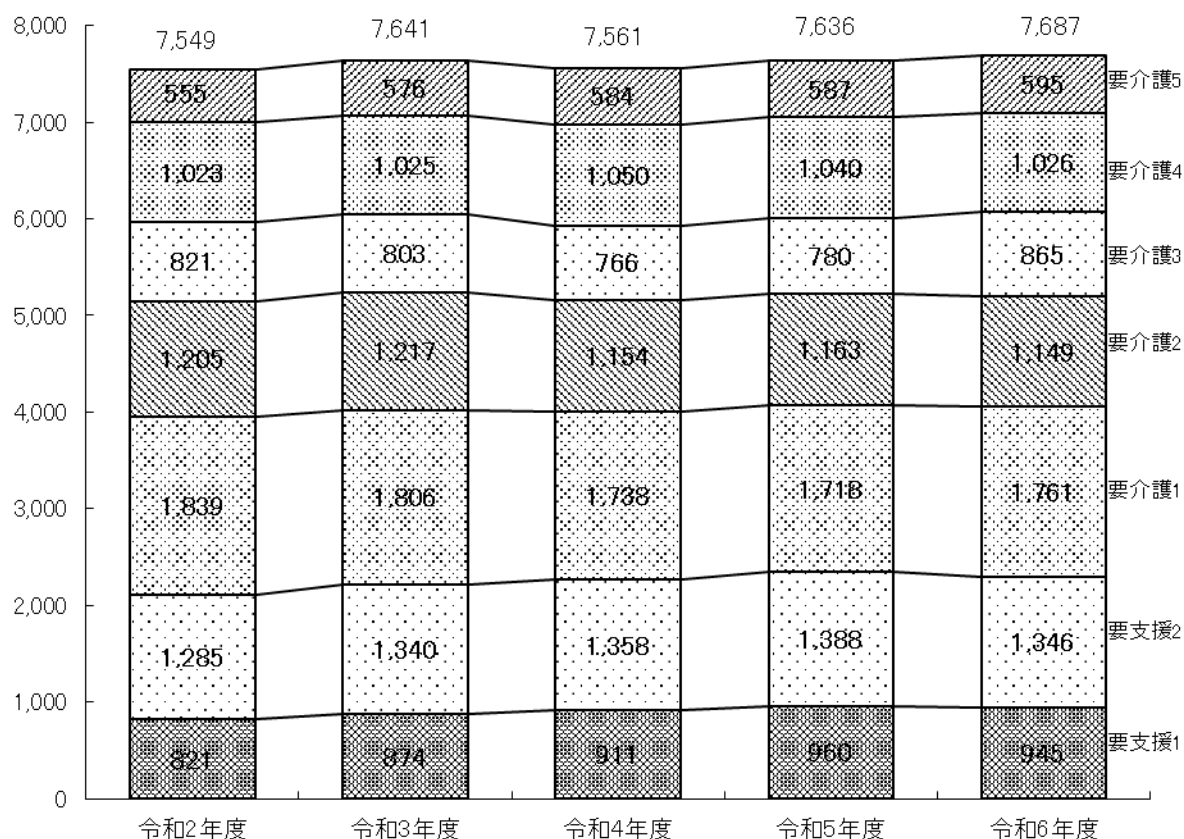
②介護認定実施状況

年 度	R4	R5	R6
申請数	6,294	5,709	5,639
審査会開催回数	176	185	177

※令和6年度の認定申請件数は、新規1,845件、更新2,746件、区分変更1,014件、転入34件を合わせて5,639件あり、月平均約470件の申請があった。なお、新規・区分変更・更新申請ともに令和5年度の申請数と同程度で推移した。

要介護・要支援認定者の推移

（人）



*各年度3月末現在

要支援・要介護認定者数は、令和4年度に一時的に減少したがその後増加に転じている。

③介護サービスの給付状況

根拠法令等	介護保険法	負担割合	(施設サービス)
			国 20/100 県 17.5/100 市 12.5/100 保険料 50/100
			(施設以外のサービス)
			国 25/100 県 12.5/100 市 12.5/100 保険料 50/100

(令和6年4月審査～令和7年3月審査分 計)

	件数		給付費 (千円)
訪問介護	回/年	216,743	1,057,908
訪問入浴介護	回/年	1,869	23,047
訪問看護	回/年	29,385	175,630
訪問リハビリテーション	回/年	2,752	17,216
通所介護	回/年	165,542	1,223,526
通所リハビリテーション	回/年	81,804	637,308
福祉用具貸与	件	19,549	238,225
短期入所生活介護	日/年	32,033	261,467
短期入所療養介護	日/年	5,659	66,824
居宅療養管理指導	件	16,550	110,342
特定施設入居者生活介護	件	1,800	355,111
居宅介護支援	件	31,905	448,276
福祉用具購入	件	260	8,263
住宅改修	件	223	18,587
居宅サービス計	—	—	4,641,730
介護予防訪問介護	回/年	0	0
介護予防訪問入浴介護	回/年	10	85
介護予防訪問看護	回/年	9,863	53,431
介護予防訪問リハビリテーション	回/年	2,000	11,249
介護予防通所介護	回/年	0	0
介護予防通所リハビリテーション	回/年	46,767	267,412
介護予防福祉用具貸与	件	12,290	89,103
介護予防短期入所生活介護	日/年	660	3,731
介護予防短期入所療養介護	日/年	224	1,884
介護予防居宅療養管理指導	件	1,130	7,546
介護予防特定施設入居者生活介護	件	364	31,962
介護予防支援	件	16,470	75,014
介護予防福祉用具購入	件	223	6,241
介護予防住宅改修	件	272	23,819
介護予防サービス計	—	—	571,477
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	件	294	35,810
夜間対応型訪問介護	件	0	0
地域密着型通所介護	回/年	40,843	325,910
認知症対応型通所介護	回/年	11,446	110,957
小規模多機能型居宅介護	人	4,210	781,885
認知症対応型共同生活介護	人	2,567	666,520
地域密着型特定施設入居者生活介護	人	989	185,545
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人	429	118,794
看護小規模多機能型居宅介護	人	329	75,156
介護予防認知症対応型通所介護	回/年	140	1,012
介護予防小規模多機能型居宅介護	人	852	60,561

介護予防認知症対応型共同生活介護	人	38	8,717
地域密着型サービス計	—	—	2,370,867
介護老人福祉施設	人	6,123	1,611,367
介護老人保健施設	人	6,107	1,835,310
介護療養型医療施設	人	0	0
介護医療院	人	1,570	556,862
施設サービス計	—	—	4,003,539
特定入所者介護サービス費	—	—	222,726
高額介護サービス費	—	—	325,326
高額医療合算介護サービス費	—	—	43,694
審査支払手数料	件/年		6,828
総計	—	—	12,186,187

※給付費は、千円未満四捨五入を行っているため、合計値が合わないものがある。

(2) 地域密着型サービス拠点等の整備

根拠法令等	地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律第4条 大牟田市地域介護・福祉空間整備等補助金交付要綱 大牟田市地域密着型施設等整備補助金交付要綱	負担割合	国 10/10
-------	---	------	---------

<目的・事業内容>

要介護状態となっても可能な限り住み慣れた自宅や地域で生活を継続できるようにするため、「地域密着型サービス」の整備を積極的に行っている。

令和7年3月末現在の地域密着型サービス事業所数は、地域密着型通所介護事業所が18か所、認知症対応型通所介護事業所が7か所、小規模多機能型居宅介護事業所が21か所、看護小規模多機能型居宅介護事業所が1か所、認知症対応型共同生活介護事業所が17か所、地域密着型特定施設入居者生活介護が5か所、地域密着型介護老人福祉施設が2か所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が1か所となっている。

また、介護予防拠点・地域交流施設は、44か所となっている。

(3) 介護保険制度低所得者特別対策事業

社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減措置事業

根拠法令等	大牟田市介護保険利用者負担額の社会福祉法人による軽減制度に対する助成事業実施要綱	負担割合	国 1/2 県 1/4 市 1/4
-------	--	------	----------------------

<目的・事業概要>

特に生計が困難な低所得者に対し、介護保険サービスを提供する社会福祉法人が利用料を軽減し、かつ一定の要件を満たす場合、助成を行うもの。

<実績>

区分 年度	実施 法人数	事業対象 者数 (人)	補助額（千円）				事務費 (千円)	事業費 合 計 (千円)
			小規模 多機能	介護老人 福祉施設	短期入所 生活介護	その他		
R1	7	10	0	0	0	0	2	2
R2	6	10	0	0	0	0	2	2
R3	8	12	0	0	0	0	3	3
R4	6	10	0	0	0	0	3	3
R5	6	8	0	0	0	0	2	2
R6	7	9	0	0	0	0	3	3

(4)介護予防・日常生活支援総合事業

根拠法令等	介護保険法第 115条の4 5	負担割合	(介護予防・日常生活支援総合事業) 国 25/100 県 12.5/100 市 12.5/100 保険料 50/100
-------	-----------------------	------	--

<目的・事業概要>

平成27年4月より施行された改正介護保険法に基づき、介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防・生活支援サービス事業、一般介護予防事業）に取り組んだ。

① 介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防・生活支援サービス事業）

要支援1・2の認定がある人、または基本チェックリストに基づき事業への参加が必要と認められる人に対し、地域包括支援センターのケアマネジメントに基づき、事業を実施した。

ア. 現行相当サービス及び基準緩和型サービス

平成28年10月より、旧介護予防訪問介護、旧介護予防通所介護に相当するサービス及びその基準を緩和したサービスを実施した。

(令和6年4月審査～令和7年3月審査分 計)

	利用件数（延べ人数）	事業費（千円）
介護予防訪問介護相当サービス	5,641	137,923
基準緩和型訪問サービス	5,370	44,816
介護予防通所介護相当サービス	5,168	154,721
基準緩和型通所サービス	1,992	25,398
計	18,171	362,858

※事業費は、千円未満で四捨五入を行っているため、合計値は合わない。

② 介護予防・日常生活支援総合事業（一般介護予防事業）

高齢者を年齢や心身の状態等によって分け隔てることなく、住民主体の通いの場を充実させるとともに、自立支援に資する取組み等により介護予防を推進することを目的として実施する。

ア. よかば〜い体操普及事業

<巡回教室・体験教室>

家庭でできる運動器の機能低下防止の体操を地域において行い、予防に対する意識と運動機能の維持・向上を図る。

区分	R4			R5			R6		
	巡回教室	自主活動	体験教室	巡回教室	自主活動	体験教室	巡回教室	自主活動	体験教室
延 実 施 回 数	668	554	433	694	628	538	687	683	938
延 利 用 者 数	6,154	4,825	4,669	5,943	5,149	5,519	6,208	5,866	9,942
事業費（千円）	4,676	-	2,974	4,858	-	3,527	4,809	-	6,397

<指導者養成事業>

地域交流施設や地域の団体等で「よかば〜い体操」を実施できるようにするため、専門の指導者を養成。

※令和元年度・令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止。

区分	R2	R3	R4	R5	R6
養 成 者 数	-	12	-	10	6
事業費（千円）	-	96	-	96	96

イ. 歯にかみ教室

地域の団体等に講師を派遣し、口腔ケアの大切さや嚥下機能を高めるトレーニング法について啓発、指導し、口腔機能等の維持・向上を図る。平成21年度より1回教室、平成23年度より3回教室を実施。

区分 \ 年度	R4		R5		R6	
	1回教室	3回教室	1回教室	3回教室	1回教室	3回教室
延 実 施 回 数	9	－	7	－	8	1
延 利 用 者 数	65	－	67	－	75	20
事業費（千円）	144		76		327	

※令和2年度・令和3年度・令和4年度・令和5年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため「3回教室」は中止。

※令和4年度は、福岡県の事業を活用したオーラルフレイル教室を別途実施

ウ. 転倒予防教室

地域の団体等に講師を派遣し、転倒による骨折を予防するための講義及び実技、体力測定を実施し、転びにくい身体づくりの維持・向上を図る。平成30年度より実施。

区分 \ 年度	R4	R5	R6
延 実 施 回 数	6	7	13
延 利 用 者 数	52	53	82
事業費（千円）	148	191	365

エ. 老人クラブ介護予防活動支援事業

大牟田市老人クラブ連合会に委託し、介護予防リーダー推進研修や介護予防に資する活動として体育大会等を開催。

区分 \ 年度	R2	R3	R4	R5	R6
事業費（千円）	3,439	3,439	3,439	3,439	3,439

オ. コンチネンスケア（排せつケア）推進事業

排せつの自立を支援することにより、本人の尊厳を支え、生活の質の向上を図ることを目的として、排せつに関する相談の受付や、当事者の自宅、施設等への訪問相談、市民向けフォーラム、排尿・排便トラブル予防教室、介護者向け排せつケア講座など、市民向けの各種研修会等を開催している。また、市民の排せつに関する悩みやトラブルなどに適切に対応できる、排せつケアの専門知識・技能を有する「排せつケア相談員」の養成にも取り組んでいる。市内の相談員は、29名（令和7年3月時点）

区分 \ 年度		R4	R5	R6
排尿・排便トラブル 予防教室	開催回数（回）	12	12	12
	参加者数（人）	120	153	137
介護者向け講座	開催回数（回）	5	5	5
	参加者数（延人）	45	44	50
市民向けフォーラム	開催回数（回）	1	1	1
	参加者数（人）	164	162	147
排せつケア相談会	開催回数（回）	12	12	12

(5)地域包括支援センターの運営

根拠法令等	介護保険法第115条の46	負担割合	国 38.5/100 県 19.25/100 市 19.25/100 保険料 23/100
-------	---------------	------	--

<目的・事業概要>

地域で暮らす高齢者を介護・福祉・医療など様々な面から総合的に支援するため、平成18年4月に4カ所の地域包括支援センターを設置した。平成24年10月からは2カ所増設し、6カ所とした。地域包括支援センターでは、①総合相談・支援事業、②権利擁護事業、③包括的・継続的ケアマネジメント事業、④介護予防ケアマネジメント事業、⑤地域ケア会議推進事業、⑥在宅医療・介護連携推進事業、⑦生活支援体制整備事業、⑧認知症総合支援事業の8つの包括的支援事業を実施している。

地域包括支援センター設置状況

	事業所住所	TEL FAX	担当校区
中央地区地域包括支援センター	笹林公園内 (有明町2丁目3番地)	41-2676 57-1220	大牟田中央・大正・ 中友・白川・平原
手鎌地区地域包括支援センター	手鎌地区公民館内 (手鎌1300番地42)	59-6020 59-6021	明治・手鎌
吉野地区地域包括支援センター	吉野地区公民館内 (白銀781番地3)	41-6025 41-6026	上内・吉野・倉永
三池地区地域包括支援センター	三池地区公民館内 (三池629-2)	41-5506 41-5507	高取・三池・銀水・羽山台
三川地区地域包括支援センター	三川地区公民館内 (上屋敷町1丁目12番地3)	41-5298 41-5299	みなと・天領
駛馬・勝立地区地域包括支援センター	駛馬地区公民館内 (馬込町1丁目20番地1)	41-2020 41-2021	駛馬・天の原・玉川

※基幹型地域包括支援センター

地域包括支援センターに対する支援体制の強化を図るため、令和6年4月に福祉課総合相談担当内へ「基幹型地域包括支援センター」を設置した。特定の圏域を持たず、6地区の地域包括支援センターに対し助言や後方支援を行っている。

① 総合相談支援事業 ② 権利擁護事業

高齢者本人やその家族、近隣に暮らす人などから、介護・福祉・医療、高齢者虐待など様々な相談を受け、下記のとおり対応した。また、平成18年4月の「高齢者虐待の防止・養護者に対する支援等に関する法律」の施行に伴い、高齢者虐待の通報や相談に対応している。特に平成27年度からは、各地域包括支援センターの社会福祉士が中心となって高齢者虐待についての勉強会を定期的（2か月に1回）に行うこととし、職員のスキルアップに努めた。

<実績>

地域包括支援センターの相談数【新規受付分】：3,778件（延べ件数）

（令和6年4月～令和7年3月）

（単位：件）

	中央	手鎌	三池	駛馬・勝立	三川	吉野	総計
介護保険	376	187	544	335	173	235	1,850
認知症	65	47	115	39	26	33	325

医療・疾病	71	75	80	58	31	29	344
権利擁護・虐待	28	17	36	11	4	11	107
施設	24	25	44	12	12	18	135
障害福祉	14	3	9	8	4	4	42
CM支援	13	16	23	14	5	27	98
予 防	14	5	13	5	4	5	46
生活全般	83	64	94	40	53	17	351
その他	81	51	159	79	52	58	480
計	769	490	1,117	601	364	437	3,778

③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

地域の高齢者等が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的マネジメントを介護支援専門員が実践することができるように、地域の多様な関係機関、団体との連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員へのサポートを行っている。

④ 介護予防ケアマネジメント事業

介護予防ケアマネジメントは、基本チェックリスト該当者や要支援状態にある者に対し、介護予防および日常生活支援を目的として、その心身の状況等に応じて、対象者自らの選択に基づき、訪問型サービス、通所型サービス、その他生活支援サービス等適切なサービスが包括的かつ効率的に実施されるよう必要な援助を行っている。

(1) 介護予防プラン作成件数

(令和6年4月～令和7年3月)

(単位：件)

		中央	手鎌	三池	駿馬・勝立	三川	吉野	合計
居宅 (委託)	新規	93	23	74	49	36	38	313
	継続	2,866	965	1,918	1,500	894	1,302	9,445
包括センター	新規	22	16	18	19	14	11	100
	継続	896	548	940	191	473	425	3,473
サブセンター	新規	12	8	19	8	3	9	59
	継続	476	199	1,074	500	216	477	2,942
合計		4,365	1,759	4,043	2,267	1,636	2,262	16,332

(2) 介護予防ケアマネジメント作成件数

(令和6年4月～令和7年3月)

(単位：件)

		中央	手鎌	三池	駿馬・勝立	三川	吉野	合計
居宅 (委託)	新規	45	9	28	30	11	15	138
	継続	1,050	159	641	518	222	393	2,983
包括センター	新規	29	9	25	12	12	4	91
	継続	539	221	794	157	273	102	2,086
サブセンター	新規	8	6	12	7	5	18	56
	継続	325	190	735	386	215	582	2,433
合計		1,996	594	2,235	1,110	738	1,114	7,787

⑤ 大牟田市地域包括支援センター運営協議会

地域包括支援センターの設置及び運営に当たり、中立性、公正性を確保するとともに、包括支援センターの適正かつ円滑な運営を図ることを目的として、平成17年9月に「大牟田市地域包括支援センター運営協議会」を設置し、包括支援センターの運営等に関し、調査、審議を行っている。令和6年度は、3回開催。

(6)介護予防・相談センターの運営

根拠法令等	介護保険法第115条の46	負担割合	国 38.5/100 県 19.25/100 市 19.25/100 保険料 23/100
-------	---------------	------	--

<目的・事業概要>

介護予防・相談センターは、地域包括支援センターの支所（サブセンター）であり、包括的支援事業、介護予防支援を実施している。

介護予防・相談センター設置状況(10カ所)

(令和6年4月1日現在)

介護予防・相談センター名	事業所住所	TEL FAX	担当校区
大牟田市社会福祉協議会	瓦町9-3	57-2541 57-2528	大牟田中央・大正・ 中友・白川・平原
大牟田医師会	不知火町2丁目144	41-5353 57-6130	
こもれび	中町1丁目4-1	41-5321 55-5077	明治・手鎌
天光園	大字橘1494-1	50-0844 58-2866	上内・吉野・倉永
延寿苑	大字歴木1807-1291	51-4340 51-4350	高取・三池・羽山台・ 銀水
済生会大牟田	大字田隈599-18	53-2491 56-5811	
サン久福木	大字久福木894	55-2035 52-6183	
美さと	南船津町1丁目10	57-3310 54-5575	みなと・天領
サンフレンズ	沖田町510	43-1272 43-1273	駿馬・天の原・玉川
やぶつばき	青葉町130-2	51-8880 54-3333	

(7)任意事業

支援が必要な高齢者に対し、在宅生活等の継続等を目的として、事業を実施した。

ア. 配食サービス事業

平成25年6月末をもって市の配食事業を廃止しており、これに伴い、毎年、高齢者の見守りに協力できる民間の配食事業所の情報を収集し、取りまとめた一覧表を作成していた。平成29年12月に情報収集の要件等（高齢者の見守りに協力できるかどうかは問わず、要綱に定める配食の定義に合致している事業所で、個人向けに配食している事業者とした）の見直しを行った。平成30年1月に、市内154事業所へアンケートを実施し、アンケートに回答した配食事業所の情報をホームページに掲載している（令和6年度末で14事業所）。

イ. 成年後見制度利用支援事業

認知症等により判断能力が不十分な高齢者に対し支援を行うため、制度の紹介を行うとともに、審判請求ができない方に対しては市が申立てを行った。そのほか、平成26年4月に大牟田市総合福祉センター内に大牟田市成年後見センターを設置し、成年後見制度に関する相談支援や普及啓発を行うとともに、「成年後見活用講座」や「市民後見人実務養成講座」等を開催しながら市民後見人を養成・登録・活用し、後

見活動にも取り組んだ。また、後見人等への報酬の支払いが困難な方に対して助成を行った。

区分 \ 年度	R3	R4	R5	R6
市長申立件数	19	16	14	7
事業費(千円)	9,087	7,294	7,253	10,370

※事業費は成年後見センター運営委託費と成年後見市長申立等支援事業費の合算で計上している。

※R3年度から成年後見センター運営委託費に含まれていた人件費は生活困窮者自立支援事業費へ移行した。

ウ. 介護用品給付事業（紙おむつ給付）

在宅で寝たきりや認知症等により排尿、排便の支援が必要な高齢者及び介護者の負担や費用負担の軽減を図るため、紙おむつ等を支給している。本市における当該事業は、おむつ等の使用を推奨するものではなく「①本人・ケア者の負担軽減、②自立支援につなげる、③介護の相談窓口・対人援助」の①～③を目的としており、申請者の自宅等に給付前後に個別訪問を複数回行い、申請者が利用している医療・介護の事業所とも連携して、本人の状態に合わせた支給を行っている。

区分 \ 年度	R3	R4	R5	R6
利用実人員	123	107	94	81
事業費(千円)	2,769	2,194	2,272	1,836

エ. 緊急通報システム事業

ひとり暮らしで健康に不安があり、常時注意を要する高齢者に緊急通報機器を貸与し、急病及び災害などの緊急時に迅速かつ適切に対応することにより、高齢者の福祉の増進に資することを目的とし、実施している。

区分 \ 年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6
設置台数	158	129	112	92	73	61
事業費(千円)	4,365	3,873	3,547	2,593	2,094	1,813

※設置台数は、年度末の稼働台数

オ. あんしん見守り事業

緊急時における連絡手段の確保が困難なひとり暮らしの高齢者に対してテレビ電話を貸与し、急病及び災害などの緊急時に迅速かつ適切に対応することにより、高齢者の福祉の増進に資することを目的として、平成24年度より実施している。（平成30年6月より新規受付休止）

区分 \ 年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6
設置台数	34	22	16	14	11	8
事業費(千円)	2,250	1,470	1,011	837	634	492

※設置台数は、年度末の稼働台数

(8) 地域認知症ケアコミュニティ推進事業

<目的・事業内容>

高齢化の進展に伴い、認知症高齢者のさらなる増加が予想される中、本市では「認知症の人とその家族を地域全体で支え、誰もが安心して暮らせる地域づくり」を目指して、平成14年度から「大牟田市地域認知症ケアコミュニティ推進事業」に取り組んでいる。

この取り組みは、認知症の発症前から終末期まで、認知症の進行に応じ、本人とその家族に対する医療と介護の専門職等による継続的・包括的な支援体制や、地域全体で支え見守る体制の構築を目指して、大牟田

市介護サービス事業者協議会認知症ライフサポート研究会と密接な連携を図りながら進めている。

① 認知症コーディネーターの育成

介護サービス事業所や医療機関の職員に対して介護方法や対応方策の指導・助言を行うとともに、介護家族からの相談に応じるなど、より質の高い認知症ケアの提供や、認知症の人の尊厳を支え、本人本位の認知症ケア支援の推進役となる人材を育成するため、「認知症コーディネーター養成研修」を実施している。

区分 \ 修了年度	R5 (19期生)	R6 (20期生)	R7 (21期生)	合計 (1期生～21期生)
認知症コーディネーター研修 修了生(人)	6	9	7	196

② 早期発見・相談支援・予防教室の拡充

認知症専門医及び認知症コーディネーター等を中心とした専門職が、地域包括支援センター等と協働して認知症の早期発見のための脳の健康チェック・もの忘れ相談会、認知症の予防や進行を遅らせるための予防教室に取り組むことで、認知症地域包括支援体制の推進を図った。予防教室は、より地域に密着した支援体制構築のため、介護予防拠点・地域交流施設等も活用して開催した。

ア. 脳の健康チェック・もの忘れ相談会（もの忘れ予防・相談検診）の実施

カードを用いた認知症スクリーニングを行い、同時に認知症について学べるような時間を設けるとともに、必要に応じてもの忘れ相談会での専門医によるアドバイスや介護相談などにつないだ。令和6年度は、地区公民館、介護予防拠点・地域交流施設などで開催するとともに、地域のサロン等での出前開催も行った。

区分 \ 年度	R4	R5	R6
開催回数	29	24	20
受診者数	274	295	229

③ 地域認知症支援体制構築事業

ア. もの忘れ相談医登録事業

大牟田医師会、福岡県認知症医療センター国立病院機構大牟田病院の協力により、「かかりつけ医の中で認知症診療に積極的に取り組み、かつ本市の認知症地域支援に関する活動の啓発に協力できる医師または医療機関」として、もの忘れ相談医の登録に向け取り組んだ。（令和6年3月31日 もの忘れ相談医登録者数：大牟田市46名、みやま市5名）

イ. 認知症サポートチームの運営

平成21年度より、認知症の早期発見・相談体制を強化し、初期から終末期（ターミナル期）までの継続的・包括的な支援や適切な助言を行うため、本人や家族、専門職やケアの現場を医療と介護の両面からサポートする認知症サポートチーム試行事業を開始した。

平成23年10月からは、認知症専門医と認知症コーディネーターによるサポートチームを本格的に実施することとなり、地域包括支援センター等との協力のもと、医療と介護の連携強化や地域における認知症支援体制を構築することを目的に、引き続き、随時、相談対応や「認知症なんでも相談室」の開設（月2回）などに取り組んだ。

ウ. 認知症カフェの設置及び運営支援

認知症の当事者や家族同士が交流したり、必要な情報を得たり、必要に応じて専門職等に相談できる場として、認知症カフェの設置を進めている。また、認知症カフェの運営者同士が情報交換できる機会の創出にも取り組んでいる。（令和6年度末 認知症カフェ数：11ヶ所）

④ 世代間交流・多分野交流によるまちづくりの推進

介護現場や地域において認知症の理解が深まり、地域全体で認知症の人やその家族を支えるネットワークを構築するために、認知症の人の正しい理解のための普及啓発事業に取り組んでいる。

ア. 認知症サポーター養成講座

平成17年度から認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る「認知症サポーター」を養成する講座を実施している。

区分 \ 年度	R4	R5	R6
市民向け養成講座(回)	14	18	1
職域別養成講座(回)	10	6	13

イ. 子どもたちの認知症の理解のための絵本教室

子どもの時から認知症という病気を正しく理解してもらうため、小中学校単位で認知症ケア啓発用絵本「いつだって心は生きている～大切なものを見つけよう～」を使つての絵本教室を開催している。令和5年9月からは認知症当事者が参加する形をとり、認知症当事者とのコミュニケーションから学ぶことへと軸を置く形とした。

区分 \ 年度	R4	R5	R6
小学校(校)	5	5	6
中学校(校)	3	4	1

ウ. ほっとあんしんネットワーク模擬訓練

「大牟田地区高齢者等SOSネットワーク」(事務局：大牟田警察署)と「はやめ南人情ネットワーク」(駛馬南校区)が連携し、平成16年より実施していた「徘徊SOSネットワーク模擬訓練」をモデルに、校区単位の模擬訓練を全市的に実施している。

平成22年度には、全ての校区においてこうした模擬訓練が実施されるまでになり(日程の都合により参加できなかった1校区は別日に実施)、模擬訓練の趣旨や認知症を通したまちづくりの目標像が共有されてきた。

訓練の実施に当たっては、地域包括支援センターや地域交流施設等を各校区の事務局とし、民生委員・児童委員や公民館、校区社会福祉協議会などの様々な機関・団体と連携をしながらネットワーク構築に努めた。

また、多世代交流にも力を入れており、小中学生、高校生、大学生といった多くの若い世代の参加を促しながら訓練を実施している。

令和6年度は、認知症を自分ごととして考え、本人とともに暮らすまちづくりについて考える機会とするとともに、目的地へ自力で行くことができるような声かけに重点を置いた訓練を実施した。各校区では、校区内の本人との「認知症を自分ごととして考える」勉強会・交流、児童と民生委員・児童委員での個別訪問による周知啓発など、地域の実情に応じて訓練が行われた。

区分 \ 年度	R4	R5	R6
模擬訓練参加者(人)	891	1,708	1,602
外出役に声をかけた人数(人)	325	547	491
模擬訓練参加校区(校区数)	9	19	19

※訓練参加者には、当日のスタッフ数を含む。

(9)生活支援コーディネーター事業(生活支援体制整備事業)

<目的・事業概要>

本業務は、各地区の地域包括支援センターに生活支援コーディネーターを配置し、新たな生活支援サービスの創出に向けて地域の団体等への働きかけや活動支援を行うとともに、地域のニーズと生活支援サービスとのマッチングなどを行い、高齢者等が地域社会でその人らしく安心して暮らせる地域づくりを目指すこととしている。

<実績>

学校や農家など福祉の領域を超えた様々な関係者への働きかけを継続して行っている。

令和6年度は、市内医療機関に対し調査を実施し、往診や送迎の有無を把握・整理し、相談対応時に活用している。

また、地域の高齢者のニーズを把握し、介護保険サービスで賄えないニーズに対応できるよう高齢者向け自費サービスや移動支援サービスの情報を更新し、継続して活用している。

地域への支援を行っている庁内外の関係部署の担当者との意見交換、情報交換を行い、今後の活動について検討した。

(10)在宅医療・介護連携推進事業

<目的・事業概要>

今後、後期高齢者の増加や地域医療構想に伴う病床機能の転換に伴い、在宅医療のニーズが増大することが予想されている。在宅医療の充実及び医療と介護を一体的に提供できる体制を構築するため、令和5年度に策定した、「大牟田市在宅医療・介護連携ビジョン2024～2029」に掲げる4つの場面におけるあるべき姿を目指し、医療・介護に携わる専門職向けの研修や、市民を対象とした意思決定支援のための講座等を行っている。

<実績>

令和7年度以降の取り組みについて、市内の医師や歯科医師、薬剤師、介護関係者等で構成する「大牟田市在宅医療・介護連携推進協議会」で協議した。

また、訪問診療の実態について統計データの分析や現状の共有、元気で健康意識の高い人が今後のことを考えるきっかけの場とすることを目的に、市民向けの意思決定支援に関する座談会を開催した。また、市内の医師や歯科医師、薬剤師、介護関係者等で構成する「大牟田市在宅医療推進研修運営委員会」が企画し、医療・介護関係者の顔の見える関係づくりと知識の向上を図るため、医療と介護に携わる専門職向けの多職種連携研修会を開催した。

(11)介護給付適正化事業

根拠法令等	①介護保険法第23条、第24条	負担割合	市 10/10
	②介護保険法第117条第2項第3号	負担割合	国 38.5/100 県 19.25/100 市 19.25/100 保険料 23/100

<目的・事業概要>

① 運営指導

居宅介護支援及び地域密着型サービス事業所への運営指導並びに福岡県（県南筑後保健福祉環境事務所）が行う運営指導に同行し、事業所の運営状況等を把握しながら、適正な介護サービスの提供となっているかなどを確認を行い、必要に応じて改善・自主点検・返還を指導し、給付適正化を図る。

② 介護給付費通知

介護保険のサービスの利用者に、ご利用になられたサービスの種類や、サービスの提供にかかった費用の合計額、利用者負担額をお知らせするためにハガキを送付し、利用者の皆様にサービス内容をご確認いただき、介護サービスの提供の適正化を図る。

(12)制度の適正運営等の取組み(あんしん介護創造事業)

根拠法令等	大牟田市あんしん介護相談員派遣事業実施要綱	負担割合	国 38.5/100 県 19.25/100 市 19.25/100 保険料 23/100
-------	-----------------------	------	--

利用者の権利擁護を促進し、安心して介護サービスを利用できる介護環境を構築することを目的として、介護サービスの質の確保・向上を図る「あんしん介護創造事業」に取り組んでいる。このことにより、高齢者が安心してサービスを利用できる介護環境づくりを進めている。

<目的・事業概要>

市民公募によるあんしん介護相談員が市内の介護保険施設を訪問し、サービス利用者の話を聞き、相談活動により疑問や不満・不安の解消を図るとともに、施設等との意見交換などに取り組んでいる。

※令和2年度以降、新型コロナウイルス感染拡大により、施設への訪問がほとんどできていない状況であったが、順次訪問の受け入れ再開が進んでいる。

(13)大牟田市介護給付費準備基金

根拠法令等	大牟田市介護給付費準備基金条例	負担割合	保険料(第1号被保険者)
-------	-----------------	------	--------------

<目的・事業内容>

大牟田市では、平成12年度に「大牟田市介護給付費準備基金」を設置している。介護保険においては、保険料を3年ごとに見直すことにより、事業運営期間(3年間)の財政の均衡を図る中期財政運営を行っているが、事業運営を行う中で各年度終了後に剰余金が生じた場合は、基金に積立てを行い、また、介護給付費等が不足した場合には、基金を活用し、不足分の財源に充てることとされている。

第4期計画期間の給付費は、当初の見込みを大幅に上回り、平成23年度においては基金を取り崩すだけでは財源に不足が生じると見込まれたことから、福岡県財政安定化基金より2億円を借り入れた。この借入金については、第5期計画期間中に返済が完了している。

令和6年度については、第1号被保険者保険料財源不足分が生じなかったことから、取り崩しは行っていない。

<実績>

令和6年度の基金異動額

(単位:円)

年度当初額	積立額	処分額	年度末基金高
1,508,238,818	162,832,620	0	1,671,071,438

※額は出納整理期間を含む。

(14)制度の周知

制度に対する市民の理解を深め、将来にわたって制度の安定運営を図るために、『広報おおむた』及び市公式ホームページへの掲載等による制度周知のほか、学習会等へ講師派遣を行い、制度の説明や相談に応じている。

<出前講座実績> ※次ページ

(単位：回)

講 座 名	年 度	R3	R4	R5	R6
頼りになります！地域包括支援センター		2	1	1	1
大牟田市の介護保険～高齢者の暮らしを応援します！～		0	1	1	2
もっと活用！～わかりやすい成年後見制度～		0	0	0	1
認知症になっても大丈夫！～明日のあなたのために～		1	2	2	1
小規模な高齢者福祉施設の見学		0※	0※	0※	0※
からだの元気度チェック～いつまでも健康で暮らすために～		2	2	4	2
排尿・排便トラブル予防教室		8	7	17	18
元気の秘訣を知ろう！フレイル予防講座		0	1	2	4

※高齢者福祉施設の見学については、R2年度から新型コロナウイルス感染拡大により実施を見合わせた。

(15)相談・苦情への対応

介護保険サービスを利用者が安心して適切に利用できるよう、相談・苦情窓口を設置している。受け付けた相談・苦情は、地域ケア会議を開催するなど関係機関とも協力・連携し、迅速かつ適切に解決処理に当たっている。

(16)情報開示の状況

介護保険における認定手続きの透明性を確保するとともに、利用者の心身の状態に基づき適切な保健・医療・福祉サービスが提供されることを目的として、被保険者や居宅介護支援事業者等に介護認定関係資料の開示を行っている。なお、介護予防プラン（要支援１・２）作成のための情報開示請求は、地域包括支援センターで対応している。

<実 績>

年 度	対 象	内 訳		
		認定調査結果表	主治医意見書	審査判定の経過等
R3	個 人	6	5	6
	事業者	2,964	2,897	0
R4	個 人	6	6	0
	事業者	3,080	3,032	0
R5	個 人	6	6	0
	事業者	3,102	3,081	0
R6	個 人	7	4	4
	事業者	2,990	2,966	0

第6節 障害者（児）保健・福祉

1 障害者手帳

(1)身体障害者手帳交付

根拠法令等	身体障害者福祉法	負担割合	—
-------	----------	------	---

<目的・事業内容>

疾病や事故等が原因で身体に永続的な障害がある者に対して、障害の程度に応じて等級を確認のうえ手帳を交付する。手帳交付を受けることにより、障害者福祉の制度を利用できる。

<対象者>

身体障害者福祉法施行規則別表第五号の身体障害者障害程度等級表に該当する身体障害

<実 績>

① 身体障害者手帳交付の状況

(令和7年3月31日現在)

区分 \ 等級		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
視覚障害		158	136	21	22	57	30	424
聴覚平衡機能障害		32	87	62	170	4	163	518
音声・言語・そしゃく機能障害		5	3	32	32			72
肢体不自由		468	536	365	603	350	203	2,525
内 部 障 害	心臓	525	10	199	249			983
	じん臓	363	1	5	0			369
	呼吸器	13	0	21	11			45
	ぼうこう・直腸	2	0	8	186			196
	小腸	0	0	1	0			1
	免疫	4	3	1	2			10
	肝臓	6	0	0	0			6
	小計	913	14	235	448			1,610
合 計		1,576	776	715	1,275	411	396	5,149

※等級は総合等級、障害名は重複障害の場合は等級の重い方

② 身体障害者手帳交付の推移

(各年度末現在)

区分 \ 年度		R2	R3	R4	R5	R6
視覚障害		479	466	443	432	424
聴覚平衡機能障害		496	503	503	506	518
音声・言語・そしゃく機能障害		86	79	76	74	72
肢体不自由		2,917	2,832	2,717	2,615	2,525
内 部 障 害	心臓	1,158	1,120	1,075	1,016	983
	じん臓	424	417	407	381	369
	呼吸器	57	55	52	50	45
	ぼうこう・直腸	197	198	183	195	196
	小腸	1	1	1	1	1
	免疫	10	10	11	11	10
	肝臓	7	7	7	7	6
	小計	1,854	1,808	1,736	1,661	1,610
合 計		5,832	5,688	5,475	5,288	5,149

(2)療育手帳交付

根拠法令等	厚生省発児第156号厚生事務次官通知	負担割合	—
-------	--------------------	------	---

<目的・事業内容>

知的機能の障害が発達期（概ね18歳まで）に現れ、日常生活に支障が生じている者へ手帳を交付し、必要な援護を行うもの。

<実 績>

（各年度末現在）

区分 \ 年度	R2	R3	R4	R5	R6
A（最重度・重度）	681	676	685	694	713
B（中度・軽度）	825	864	877	915	966
計	1,506	1,540	1,562	1,609	1,679

(3)精神障害者保健福祉手帳交付

根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	負担割合	—
-------	---------------------	------	---

<目的・事業内容>

精神障害者への福祉サービスの向上のため、一定の精神障害の状態を証することを目的として交付されるものであり、市は申請の受付と県で決定した手帳を交付するもの。

<実 績>

① 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況（累計）

（各年度末現在）

等級 \ 年度	R2	R3	R4	R5	R6
1 級	192	182	180	173	176
2 級	990	1,038	1,083	1,138	1,211
3 級	315	324	353	384	397
計	1,497	1,544	1,616	1,695	1,784

② 精神通院医療公費負担利用者数

（各年度末現在）

年度	R2	R3	R4	R5	R6
利用者数	2,327	2,855	2,846	2,874	2,933

※年度末時点で有効期間を有する利用者数を計上している。R2年度については、新型コロナウイルス感染症の影響によるもの。

(4)福祉の制度一覧表(1)

障 害 等 の 種 別 等 級		公 共 料 金 な の 割 引 ・ 助 成										税 金		日常生活の援助			
		タクシ ー 料 金		鉄 道 運 賃 割 引	バ ス 運 賃 割 引	国 内 線 航 空 割 引	NHK 受 信 料		電 話 番 号 案 内 料 の 免 除	有 料 道 路 の 割 引	携 帯 電 話 基 本 使 用 料 等 の 割 引	特 別 障 害 者 控 除	障 害 者 控 除	自 動 車 税 (種 別 割) ・ 軽 自 動 車 税 (種 別 割) (環 境 性 能 割) ・ 軽 自 動 車 税 (種 別 割) (環 境 性 能 割)	車 い す 貸 出 し	補 装 具	日 常 生 活 用 具
		福 祉 タ ク シ ー 利 用 券	一 割 引				全 額 免 除	半 額 免 除									
視 覚	1	△	○	○	○	△	△	△	○	△	○	○		△	○	△	△
	2	△	○	○	○	△	△	△	○	△	○	○		△	○	△	△
	3		○	○	○	△	△	△	○	△	○		○	△	○	△	△
	4		○	○	○	△	△	△	○	△	○		○	△	○	△	△
	5		○	○	○	△	△	△	○	△	○		○		○	△	△
	6		○	○	○	△	△	△	○	△	○		○		○	△	△
聴 覚 ・ 平 衡	2	△	○	○	○	△	△	△		△	○	○		△	○	△	△
	3		○	○	○	△	△	△		△	○		○	△	○	△	△
	4		○	○	○	△	△	△		△	○		○		○	△	△
	5		○	○	○	△	△	△		△	○		○		○	△	△
	6		○	○	○	△	△	△		△	○		○		○	△	△
音 声 語 言 そ し ゃ く	3		○	○	○	△	△			△	○		○	△	○	△	△
	4		○	○	○	△	△			△	○		○		○	△	△
肢 体 不 自 由	1	△	○	○	○	△	△	△	△	△	○	○		△	○	△	△
	2	△	○	○	○	△	△	△	△	△	○	○		△	○	△	△
	3		○	○	○	△	△			△	○		○	△	○	△	△
	4		○	○	○	△	△			△	○		○	△	○	△	△
	5		○	○	○	△	△			△	○		○	△	○	△	△
	6		○	○	○	△	△			△	○		○	△	○	△	△
内 部	1	△	○	○	○	△	△	△		△	○	○		△	○	△	△
	2	△	○	○	○	△	△	△		△	○	○		△	○	△	△
	3		○	○	○	△	△			△	○		○	△	○	△	△
	4		○	○	○	△	△			△	○		○		○	△	△
知 的 障 害	A	△	○	○	○	△	△	△	○	△	○	○		△	○		△
	B		○	○	○	△	△		○		○		○	△	○		
精 神	1		△	△	△	△	△	△	○		○	○		△	○		
	2		△	△	△	△	△		○		○		○		○		
	3		△	△	△	△	△		○		○		○		○		
難病															○	△	△

○…… 対象

△…… 状況により対象

福祉の制度一覧表(2)

障害等の種別 等級		サービス		社会参加			手 当 ・ 年 金 等						医療の給付・助成						
		障害福祉サービス	地域生活支援事業	郵便不在者投票	自動車運転免許取得助成	自動車改造助成	障害基礎年金	扶養共済	特別障害者手当	障害児福祉手当	特別児童扶養手当	生活福祉資金貸付	腎臓疾患患者福祉給付金	自立支援医療			重度障害者医療	後期高齢者医療	
														更生医療	精神通院医療	育成医療			
視 覚	1	△	△				手帳の障害程度とは必ずしも一致しません。詳しくは、保険年金課又は大牟田年金事務所へ。	△	△	△	手帳の障害程度とは必ずしも一致しません。詳しくは、福祉課障害福祉担当へ。	△		△		△	△	△	
	2	△	△					△	△	△		△		△		△	△	△	
	3	△	△					△	△	△		△		△		△	△	△	
	4	△	△						△	△		△		△		△			
	5	△	△						△	△		△		△		△			
	6	△	△						△	△		△		△		△			
聴覚・平衡	2	△	△		△			△	△	△		△		△		△	△	△	△
	3	△	△		△			△	△	△		△		△		△	△	△	△
	4	△	△		△				△	△		△		△		△			
	5	△	△						△	△		△		△		△			
	6	△	△						△	△		△		△		△			
音声言語 そしゃく	3	△	△		△			△	△	△		△		△		△	△	△	△
	4	△	△		△				△	△		△		△		△			△
肢体不自由	1	△	△	△	△	△		△	△	△		△		△		△	△	△	△
	2	△	△	△	△	△		△	△	△		△		△		△	△	△	△
	3	△	△		△	△		△	△	△		△		△		△	△	△	△
	4	△	△		△	△			△	△		△		△		△			△
	5	△	△			△			△	△		△		△		△			
	6	△	△			△			△	△		△		△		△			
内 部	1	△	△	△	△			△	△	△		△	△	△		△	△	△	△
	2	△	△	△	△			△	△	△		△	△	△		△	△	△	△
	3	△	△	△	△			△	△	△		△	△	△		△	△	△	△
	4	△	△		△				△	△		△	△	△		△			
知的 障害	A	△	△		△			△	△	△		△					△	△	
	B	△	△		△			△	△	△		△					△		
精 神	1	△	△					△	△	△		△	△			△		△	△
	2	△	△					△	△	△		△	△			△			△
	3	△	△					△	△	△		△	△			△			
難病		△	△							△		△	△	△					

○…… 対象 △…… 状況により対象

2 障害者福祉施策

(1)障害支援区分認定

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	負担割合	市 10/10
-------	------------------------------	------	---------

<目的・事業内容>

介護給付等の受給を希望する障害者が障害支援区分の認定を受けるため、支援区分の調査及び審査を行う。

<実 績>

区分 \ 年度	R2	R3	R4	R5	R6
認定件数 (件)	369	365	341	428	374
審査会開催回数 (回)	21	18	16	23	17

(2)介護給付

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	負担割合	国 1/2, 県 1/4, 市 1/4
-------	------------------------------	------	---------------------

<目的・事業内容>

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うホームヘルプや自宅で介護する人が病気の場合などに短期間、夜間も含め施設で介護を行う短期入所、昼間、入浴等の介護を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する生活介護、施設に入所する人に夜間や休日に介護を行う施設入所支援などの介護の支援を行う。

<実 績>

区分 \ 年度		R2	R3	R4	R5	R6
ホームヘルプ	利用時間 (延)	89,354	92,115	88,936	84,732	79,824
	事業費 (千円)	426,651	456,947	454,792	462,836	406,582
短期入所	利用日数 (延)	1,393	964	919	1,558	1,491
	事業費 (千円)	8,614	8,931	9,102	15,646	17,424
重度訪問介護	利用時間 (延)	5,421	5,752	7,182	8,807	5,452
	事業費 (千円)	16,124	18,965	24,109	28,125	15,808
行動援護	利用時間 (延)	816	662	681	838	968
	事業費 (千円)	5,195	4,367	4,543	5,333	6,935
同行援護	利用時間 (延)	14,866	14,315	15,014	15,623	15,226
	事業費 (千円)	70,840	69,151	73,829	76,479	70,574
療養介護	利用人数 (延)	362	358	363	379	394
	事業費 (千円)	95,440	96,351	98,853	10,335	109,725
生活介護	利用回数 (延)	96,289	94,616	92,633	93,019	90,807
	事業費 (千円)	1,021,647	1,068,047	1,052,557	1,076,815	1,079,289
施設入所支援	利用人数 (延)	2,698	2,666	2,658	2,618	2,539
	事業費 (千円)	332,341	342,738	348,089	352,006	406,109

(3) 訓練等給付

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	負担割合	国 1/2, 県 1/4, 市 1/4
-------	------------------------------	------	---------------------

<目的・事業内容>

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のための必要な訓練や一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための必要な訓練及び夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う。

<実 績>

区分 \ 年度		R2	R3	R4	R5	R6
自立訓練	利用回数 (延)	7,012	13,210	10,310	9,863	8,919
	事業費 (千円)	53,175	61,985	66,279	63,345	57,462
就労移行支援	利用回数 (延)	11,542	8,139	6,244	7,231	7,369
	事業費 (千円)	110,702	88,007	69,465	81,388	91,125
就労継続支援	利用回数 (延)	109,704	113,101	111,988	113,068	109,957
	事業費 (千円)	810,141	872,467	903,892	965,667	992,304
就労定着支援	利用人数 (延)	501	405	295	230	252
	事業費 (千円)	13,185	10,282	8,735	7,471	8,285
グループホーム	利用回数 (延)	52,429	57,612	63,795	71,891	81,380
	事業費 (千円)	270,108	322,566	377,707	454,796	515,792

(4) 障害者入所系支援施設の利用状況

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	負担割合	—
-------	------------------------------	------	---

<目的・事業内容>

障害者の福祉を図るため、その者の更生を援助し、又は必要な保護を行う。

<施設概要>

(令和7年3月31日現在)

種別	利用数 (人)	利用施設数
施設入所支援	220 人	55 施設
グループホーム	273 人	100 施設
合計	493 人	155 施設

(5) 地域相談支援給付

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	負担割合	国 1/2, 県 1/4, 市 1/4
-------	------------------------------	------	---------------------

<目的・事業内容>

障害者支援施設、精神科病院に入所又は入院している障害者を対象に住居の確保その他の地域生活へ移行するための支援を行う。居宅において単身で生活している障害者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行う。

<実 績> ※次ページ

年度 区分		R2	R3	R4	R5	R6
地域移行支援	利用人数（延）	5	0	0	8	1
	事業費（千円）	122	0	0	192	23
地域定着支援	利用人数（延）	0	0	0	0	0
	事業費（千円）	0	0	0	0	0

(6)計画相談支援給付

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	負担割合	国 1/2, 県 1/4, 市 1/4
-------	------------------------------	------	---------------------

<目的・事業内容>

サービス等利用計画の作成、サービス事業者等との連絡調整、サービス等の利用状況の検証等を行い、障害者（児）の自立した生活を支え障害者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援を行う。

<実 績>

年度 区分		R2	R3	R4	R5	R6
計画相談支援	利用人数（延）	3,887	3,771	3,866	4,004	4,134
	事業費（千円）	64,093	65,603	69,425	71,588	74,267

(7)障害児通所給付

根拠法令等	児童福祉法	負担割合	国 1/2, 県 1/4, 市 1/4
-------	-------	------	---------------------

<目的・事業内容>

未就学の障害児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う児童発達支援、就学中の障害児に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行う放課後等デイサービス、保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行う保育所等訪問支援などを行う。

<実 績>

年度 区分		R2	R3	R4	R5	R6
児童発達支援	利用日数（延）	9,363	9,127	9,445	10,402	10,754
	事業費（千円）	99,473	140,848	143,896	151,810	184,162
放課後等 デイサービス	利用日数（延）	25,545	29,718	34,622	46,997	47,413
	事業費（千円）	244,743	300,937	347,862	447,049	534,440
保育所等訪問支援	利用日数（延）	35	32	88	252	600
	事業費（千円）	619	663	1,850	5,194	10,762

(8)障害児相談支援給付

根拠法令等	児童福祉法	負担割合	国 1/2, 県 1/4, 市 1/4
-------	-------	------	---------------------

<目的・事業内容>

障害児支援利用計画の作成、サービス事業者等との連絡調整、サービス等の利用状況の検証等を行い、障害児の自立した生活を支え障害児の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援を行う。

<実 績> ※次ページ

年度		R2	R3	R4	R5	R6
区分						
障害児相談支援	利用人数（延）	637	872	944	1,158	1,108
	事業費（千円）	11,730	15,865	18,161	22,229	20,813

(9)補装具の交付及び修理状況

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	負担割合	国 1/2, 県 1/4, 市 1/4
-------	------------------------------	------	---------------------

<目的・事業内容>

障害により失われた身体機能を補完又は代替し、身体障害者（児）の日常生活の向上を図ることを目的として、交付や修理を行う。

<実 績>

年度		R2	R3	R4	R5	R6
区分						
補聴器	交付件数	57	69	61	58	79
	修理件数	16	14	17	30	29
	金額(千円)	3,418	4,527	4,306	3,992	6,252
義肢	交付件数	2	1	2	3	3
	修理件数	11	6	9	6	10
	金額(千円)	2,698	1,533	2,657	3,332	3,964
車椅子	交付件数	27	24	18	14	16
	修理件数	27	37	36	33	38
	金額(千円)	8,049	7,463	5,292	5,934	6,600
装具	交付件数	24	31	29	16	32
	修理件数	16	10	5	3	10
	金額(千円)	2,026	2,005	1,957	1,126	2,532
安全杖	交付件数	9	10	8	11	7
	修理件数	0	0	1	0	0
	金額(千円)	37	57	45	60	35
その他	交付件数	10	18	17	16	14
	修理件数	2	5	5	2	4
	金額(千円)	1,234	3,179	3,514	1,771	2,820
計	交付件数	129	153	135	118	151
	修理件数	72	72	73	74	91
	金額(千円)	17,462	18,767	17,772	16,215	22,203

(10)軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業

根拠法令等	福岡県軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業補助金交付要綱、大牟田市軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業実施要綱	負担割合	県 1/2, 市 1/2
-------	---	------	--------------

<目的・事業内容>

18歳未満の児童で、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児に対し、言語の習得や健全な発達を支援することを目的として、補聴器の購入費用を一部助成する。

<実 績> ※次ページ

年度 区分	R2	R3	R4	R5	R6
交付件数	0	2	8	4	4
金額（千円）	0	77	310	151	117

(11)更生医療の給付

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	負担割合	国 1/2, 県 1/4, 市 1/4
-------	------------------------------	------	---------------------

<目的・事業内容>

障害部位の手術等により、機能の改善や維持が保たれる等の治療効果が期待される場合に、日常生活や社会活動力、職業能力を回復又は向上させることを目的として給付する。

<実 績>

年度 区分		R2	R3	R4	R5	R6
じん臓	件数	7,744	7,715	7,515	7,278	6,960
	金額(千円)	269,970	291,066	260,224	232,506	232,552
心臓	件数	34	24	35	42	43
	金額(千円)	10,365	7,762	14,180	2,869	17,691
その他	件数	73	87	79	69	54
	金額(千円)	13,307	20,725	18,786	8,947	6,946
計	件数	7,851	7,826	7,629	7,389	7,057
	金額(千円)	293,642	319,553	293,190	244,322	257,189

(12)療養介護医療の給付

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	負担割合	国 1/2, 県 1/4, 市 1/4
-------	------------------------------	------	---------------------

<目的・事業内容>

医療と常時介護を必要とする場合に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行う。そのうち医療に係るものを療養介護医療として給付する。

<実 績>

年度 区分		R2	R3	R4	R5	R6
療養介護医療	利用人数（延）	360	354	363	379	394
	金額（千円）	25,269	23,946	24,565	25,301	26,847

(13)相談支援事業

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	負担割合	市 10/10
-------	------------------------------	------	---------

<目的・事業内容>

本人や家族等からの障害者等の福祉に関する様々な相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助を行う。

相談支援事業委託状況

相談支援事業者	事業所住所	TEL FAX
あじさい	原山町 1-6	55-8555 55-8570
サンローレル	萩尾町 2-273-1	88-8135 88-8136
ハーツ	上町 1-2-5-1	59-0803 59-0806
ともだちのいえ	新町 346-3	32-9728 32-9499

<実 績>

年度 区分	R2	R3	R4	R5	R6
利用件数（延数）	20,044	19,454	18,104	19,255	22,385
事業費（千円）	23,590	23,590	23,590	29,067	29,067
事業所数	4	4	4	4	4

(14)権利擁護事業

根拠法令等	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律	負担割合	国 1/2, 県 1/4, 市 1/4
-------	-------------------------------	------	---------------------

<目的・事業内容>

平成24年10月の「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の施行に伴い、障害者に対する虐待の防止や障害者の保護のほか、養護者の支援等を行う。

また、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な障害者に対し支援を行うため、成年後見制度の紹介を行うとともに、審判請求ができない方に対しては市が申立てを行う。また、後見人等への報酬の支払いが困難な方に対して助成を行う。

虐待に対する対応

(単位：件)

年 度	R2	R3	R4	R5	R6
虐待の通報〈届出〉件数	10	4	0	3	4
うち、虐待として対応した件数	4	1	0	3	1
うち、やむを得ない措置	0	0	0	0	0
緊急保護	0	1	0	0	0

虐待の内容（重複あり）

(単位：件)

年 度	R2	R3	R4	R5	R6
身体的虐待	2	2	0	1	1
介護・世話の放棄・放任	0	1	0	1	0
心理的虐待	1	2	0	2	0
性的虐待	0	0	0	0	0
経済的虐待	9	3	0	1	1

成年後見制度利用促進事業

年 度	R2	R3	R4	R5	R6
市長申立件数	2	1	3	1	1
事業費（千円）	1,413	1,045	1,324	1,245	1,039

(15)移動支援事業

移動支援事業

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	負担割合	国 1/2, 県 1/4, 市 1/4
-------	------------------------------	------	---------------------

<目的・事業内容>

屋外での移動が困難な障害のある人について、外出の為の支援を行う。

<実 績>

区分 \ 年度	R2	R3	R4	R5	R6
延利用時間	26,246	26,558	28,343	32,146	28,423
事業費（千円）	90,931	94,014	101,676	105,886	102,280

(16)コミュニケーション支援事業

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	負担割合	国 1/2, 県 1/4, 市 1/4
-------	------------------------------	------	---------------------

<目的・事業内容>

聴覚障害者等のコミュニケーションの円滑化を推進するために、要約筆記奉仕員・手話奉仕員の派遣事業、手話通訳者の配置事業を行い、聴覚障害者等の社会参加を促進する。

<実 績>

要約筆記奉仕員派遣事業

区分 \ 年度	R2	R3	R4	R5	R6
延派遣回数	0	0	1	1	1
事業費（千円）	20	20	24	26	41

手話奉仕員派遣事業

区分 \ 年度	R2	R3	R4	R5	R6
延派遣回数	65	53	48	63	65
事業費（千円）	139	119	182	237	310

手話通訳者設置事業

区分 \ 年度	R2	R3	R4	R5	R6
配置時間	—	—	—	—	—
庁舎外での延対応回数	66	91	103	140	149
事業費（千円）	6,089	6,123	6,248	6,925	8,356

※平成29年4月から、手話通訳士等を常勤で2名配置。

(17)地域活動支援センター事業

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	負担割合	基礎的事業分（市 10/10）、機能強化事業分（国 1/2 県 1/4 市 1/4）
-------	------------------------------	------	--

<目的・事業内容>

障害者等を通わせ、地域の実情に応じ、創作的活動（ぬり絵や小物入れ作り等）又は生産活動の機会の提供（パソコン教室、英会話教室等）、社会との交流の促進（ボランティア活動等）等の便宜を供与する。

<実績 I型>

区分 \ 年度	R2	R3	R4	R5	R6
延利用回数（延登録者数）	6,735	5,397	5,177	5,437	5,940
事業費（千円）	19,520	19,520	19,520	19,520	19,520
事業所数	2	2	2	2	2

<実績 II型>

区分 \ 年度	R2	R3	R4	R5	R6
延利用回数（延登録者数）	1,189	1,468	1,310	1,262	1,289
事業費（千円）	7,300	7,300	7,300	7,300	7,300
事業所数	1	1	1	1	1

<実績 III型>

区分 \ 年度	R2	R3	R4	R5	R6
延利用回数（延登録者数）	2,411	1,322	1,325	1,422	1,284
事業費（千円）	11,800	5,900	5,900	5,900	5,900
事業所数	2	1	1	1	1

(18)日常生活用具給付事業

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	負担割合	国 1/2, 県 1/4, 市 1/4
-------	------------------------------	------	---------------------

<目的・事業内容>

在宅の重度障害者（児）等に対し、日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資する。

<実績>

（単位：件）

区分 \ 年度	R2	R3	R4	R5	R6
特殊寝台	7	2	5	8	2
視覚障害者用時計	5	6	4	2	1
視覚障害者用ポータブルレコーダー	1	2	3	2	3
入浴補助用具	5	4	2	7	1
聴覚障害者用屋内信号装置	2	0	1	1	2
聴覚障害者用通信装置	0	1	0	1	1
ストーマ装具・紙おむつ等・収尿器	2,952	2,947	2,791	2,712	2,750
その他	64	82	68	54	62
合 計	3,036	3,044	2,874	2,787	2,822
事業費（千円）	32,226	30,599	30,050	29,371	28,747

(19)日中一時支援事業

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	負担割合	国 1/2, 県 1/4, 市 1/4
-------	------------------------------	------	---------------------

<目的・事業内容>

障害者支援施設等を日中における活動の場として提供し、見守り、社会に適応する為の日常的な訓練その他必要な支援を行う。

<実績>

区分 \ 年度	R2	R3	R4	R5	R6
延利用回数	983	1,679	2,060	2,293	1,954
事業費（千円）	2,235	3,726	4,582	5,292	4,601

(20)社会参加促進事業

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	負担割合	国 1/2, 県 1/4, 市 1/4
-------	------------------------------	------	---------------------

<目的・事業内容>

障害者に対する日常生活に係る必要な訓練・指導の実施や各種奉仕員の養成及び派遣を行うほか、手話通訳の福祉課障害福祉担当内設置、点字・声の広報等の発行、自動車運転免許取得・改造の助成、スポーツ教室・大会の開催等を行うことにより、もって障害者の自立と社会参加促進を図る。

<実績>

(千円)

事業名 \ 年度	R2	R3	R4	R5	R6
点訳奉仕員養成事業	156	143	143	143	158
朗読奉仕員養成事業	139	127	127	128	140
要約筆記奉仕員養成事業	—	—	—	—	264
手話奉仕員養成事業	※55	540	540	540	595
点字・声の広報等発行事業	629	629	629	629	629
自動車運転免許取得・改造助成事業	180	270	204	360	360
生活訓練事業	※331	※191	※212	524	470
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	360	360	360	360	360
入院時生活支援事業	54	0	0	0	0

※新型コロナウイルス感染拡大により、中断又は開催できなかったため、減額となっている。

(21)訪問入浴サービス事業

根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	負担割合	国 1/2, 県 1/4, 市 1/4
-------	------------------------------	------	---------------------

<目的・事業内容>

訪問により居宅において入浴サービスを提供することにより、地域における身体障害者の生活を支援するとともに、身体障害者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図る。

<実績>

区分 \ 年度	R2	R3	R4	R5	R6
利用件数（延数）	274	267	296	335	355
事業費（千円）	2,558	2,453	2,712	3,902	4,112

(22)巡回相談の状況

根拠法令等	身体障害者福祉法	負担割合	—
-------	----------	------	---

<目的・事業内容>

補装具や身体障害者手帳等の相談に応じることにより、身体障害者（児）の福祉の向上を図ることを目的とし、年1回実施している。

<実績>

年度 区分	R2	R3	R4	R5	R6
相談延べ件数	13	10	11	6	14

(23)福祉タクシー料金助成事業

根拠法令等	大牟田市福祉タクシー料金助成事業実施要綱	負担割合	市 10/10
-------	----------------------	------	---------

<目的・事業内容>

心身に重度の障害を有する者に対しタクシー利用料金の一部（基本料金）を助成することにより日常生活の利便を図る。

<実績>

年度 区分	R2	R3	R4	R5	R6
交付人員	242	233	226	194	207
交付延枚数	6,798	6,596	6,440	5,556	5,616
利用延枚数	4,585	4,542	4,483	3,781	3,572
事業費（千円）	2,972	3,075	3,138	2,647	2,606

(24)身体障害者相談員・知的障害者相談員

根拠法令等	① 大牟田市身体障害者相談員設置要綱 ② 大牟田市知的障害者相談員設置要綱	負担割合	市 10/10
-------	--	------	---------

<目的・事業概要>

市長より委託を受けた障害当事者や知的障害に精通した者が、身体障害者又は知的障害者の地域活動推進を図るほか、身体障害者又は知的障害者やその保護者の相談に応じ、必要な援助を行う。

<身体障害者相談員名簿>

（任期 令和6年4月～令和9年3月）

氏名	電話	FAX	備考
有松 由里子	85-0947		全般
長井 直子	52-8655		〃
松尾 サダ子	56-1642		〃
井上 久男	090-2853-4409		〃
本木 正敏		43-3327	聴覚

<知的障害者相談員名簿>

（任期 令和6年4月～令和9年3月）

氏名	電話
宮崎 みち代	58-0630
西田 美津子	090-2392-5169
増田 佳子	56-3308

(25)外国人福祉手当

根拠法令等	大牟田市外国人障害者福祉手当支給要綱	負担割合	市 10/10
-------	--------------------	------	---------

<目的・事業内容>

国民年金制度上の理由で障害基礎年金等の給付を受けることができない障害のある在日外国人に障害者福祉手当を支給することにより、もって福祉の増進を図る。

<実績>

平成28年度から実績なし。

(26)扶養共済制度掛金扶助

根拠法令等	大牟田市心身障害者扶養共済掛金の扶助に関する規則	負担割合	県 1/2 市 1/2
-------	--------------------------	------	-------------

<目的・事業内容>

心身障害者扶養共済制度（障害者（児）を扶養する保護者が一定額の掛金を納め、保護者が死亡した場合や重度の障害となった場合に、障害者に終身一定額の年金を支給する制度）の加入者のうち、掛金の納付が困難な者に対してその掛金を扶助する。

<実 績>

心身障害者(児)扶養共済事業加入状況

年度	R2	R3	R4	R5	R6
加入世帯数(延)	25	24	22	17	17
扶助世帯数(延)	0	0	0	0	0
扶助料(千円)	0	0	0	0	0

(27)重度障害者医療

根拠法令等	大牟田市重度障害者医療費の支給に関する条例	負担割合	県 1/2 市 1/2
-------	-----------------------	------	-------------

<目的・事業内容>

重度の障害者に対し医療費の一部を支給することにより疾病の早期治療を促進し、もって保健の向上と福祉の増進を図る。

<支給対象者>

次のすべてに該当する者

- ・市内に住所を有するもの
- ・3歳以上の重度の身体障害者(児)、知的障害者(児)、精神障害者(児)
- ・国民健康保険、後期高齢者医療保険又は社会保険に加入している人
- ・生活保護を受けていないこと
- ・本人及び扶養義務者の前年の所得が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令に定める額を超えていない者

<実 績>

年度		R2	R3	R4	R5	R6
区分						
重度障害者	医療証交付者数	2,901	2,789	2,703	2,592	2,460
	件 数	64,762	64,563	64,527	65,046	63,283
	金額(千円)	303,920	300,740	286,381	299,650	283,592
	交付者1人あたりの金額(千円)	105	108	106	116	-

※医療証交付者数については、年度末の人数。R7.1に子ども医療を拡充したことにより、中学生年代までの重度障害者医療証交付者が子ども医療の適用となったことで、R6の医療証交付者数が減少したもの。

(28)特別障害者手当等

根拠法令等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	負担割合	国 3/4, 市 1/4
-------	--------------------	------	--------------

<目的・事業内容>

精神又は身体に重度の障害のあるものに手当を支給することにより、その者の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給する制度。

<支給対象者>

- ・精神又は身体に重度の障害があり、日常生活において常時介護を必要とする者
- ・その者及び扶養義務者の前年の所得額が制限額未満であるもの

<実績>

年度		R2	R3	R4	R5	R6
区分						
支給 人員	特別障害者手当	1,315	1,263	1,341	1,416	1,454
	障害児福祉手当	632	658	665	754	923
	福祉手当（経過措置分）	143	113	96	92	84
	計	2,090	2,034	2,102	2,262	2,461
支給額（千円）		47,452	46,016	47,925	52,291	57,456

※人員は延人員

(29)特別児童扶養手当

根拠法令等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	負担割合	－（県が支給）
-------	--------------------	------	---------

<目的・事業内容>

精神または身体が障害の状態（法令で定める程度以上）にある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給する制度。

<支給対象者>

日本国内に住所があり、精神又は身体に別表に該当する程度の障害を有する児童を監護している父か母、又は、父母に代って、その児童を養育している人

<実績>

（手当支給停止者を除く。年度末現在）

年度	R2	R3	R4	R5	R6
支給人員	220	229	237	258	280

(30)大牟田市障害者自立支援・差別解消支援協議会の運営

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律が目指す「障害のある人が普通に暮らせる地域づくり」を実現するため、具体的かつ定期的な協議を行い、協働して課題の解決を図っていく場として、相談支援事業者や障害福祉サービス事業者、保健・医療機関、教育・雇用関係機関、障害者団体及び行政等で構成する民と官協働の大牟田市障害者自立支援・差別解消支援協議会を設置している。

協議会では、地域の関係機関によるネットワークを構築し、課題ごとに常設部会やプロジェクト会議を設置して、障害者福祉に係る地域の課題抽出とその解決、障害を理由とする差別を解消するための取組みを行っている。

3 精神保健福祉

(1)精神保健福祉相談・訪問事業

根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領等	負担割合	基本は県
-------	--	------	------

<目的・事業内容>

精神障害者の早期治療の促進ならびに社会復帰及び自立の促進と地域住民への精神障害についての啓発を行う。心の健康相談の定期開催。窓口での相談受付等を行う。

<実 績>

① 精神保健相談の状況

年 度	精 神 保 健 相 談								
	実人員	延 人 員							
		計	老人精神保健	社 会 復 帰	アルコール	薬 物	思春期	心の健康づくり	その他
R2	222	554	176	32	28	0	17	61	240
R3	130	339	103	6	8	0	0	41	181
R4	101	197	67	15	6	0	1	35	73
R5	81	194	52	8	13	0	0	35	86
R6	158	347	119	38	14	1	0	44	131

② 精神保健訪問指導の状況

年 度	精 神 保 健 訪 問 指 導					
	実人員	延 人 員				
		計	老人精神保健	社会復帰	アルコール・薬物	その他
R2	182	639	226	70	28	315
R3	21	265	155	3	3	104
R4	56	234	116	7	7	104
R5	25	323	188	11	13	111
R6	75	255	164	18	1	72

(2)依存症回復支援事業

根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	負担割合	市 10/10
-------	---------------------	------	---------

<目的・事業内容>

本市の依存症回復支援環境を整備するため、依存症に関する専門の相談窓口（依存症なんでも相談会）を毎月1回開催するとともに、依存症の理解を啓発するための研修会の開催や、依存症回復支援関係者のネットワーク構築（依存症回復支援ネットワーク会議）を図る。

<実 績> ※次ページ

① 依存症なんでも相談会

年度	開催回数	実人員	依存症なんでも相談会での相談内容の内訳						
			延人員						
			アルコール	ギャンブル	薬物	ネット	ゲーム	買い物 浪費	その他
R6	13	18	7	6	1	1	3	1	1

② 依存症研修会の状況

市民や専門職向けに依存症に関する理解を深める研修会を合計4回実施した。【参加延人数】 1 6 4 人

(3)精神障害の広報啓発事業

根拠法令等	自殺対策基本法、自殺総合対策大綱、 地域自殺対策強化事業実施要綱等	負担割合	県 1/2
-------	--------------------------------------	------	-------

<実 績>

① 地域自殺対策強化事業

ア. 研修・講座

自殺対策研修（職員対象）・自殺対策研修（専門職対象）・こころリラックス講座（一般市民対象1回、小学生から高校生の子を持つ保護者等対象1回）を合計4回実施した。

【参加延人数】 1 1 4 人

イ. 「こころリフレッシュ相談」

日常生活の心配事や困り事で思い悩み、心の健康に不安を感じている人に対して、公認心理師等による相談支援を実施した。

【相談延人数】 1 3 人

第7節 社会・勤労者福祉

1 戦傷病者及び戦没者遺族等の援護

(1) 戦傷病者及び戦没者の遺族等の援護

根拠法令等	戦傷病者戦没者遺族等援護法、戦傷病者特別援護法 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法	負担割合	国 10/10
-------	--	------	---------

<目的・事業内容>

戦傷病者戦没者遺族等援護法で軍人軍属等の公務上の負傷若しくは疾病又は死亡に関し、国家補償の精神に基づき、軍人軍属等であった者又はその遺族を援護することを目的とする。

<実 績>

年度 区分	R2	R3	R4	R5	R6
戦傷病者関係（J R乗車券交付等）	0	0	0	0	0
特別弔慰金	619	227	169	—	—
特別給付金	0	4	2	3	0

(2) 戦没者、戦災死没者追悼式

根拠法令等	—	負担割合	市 10/10
-------	---	------	---------

<目的・事業内容>

本市出身の戦没者、戦災死没者の冥福を祈るとともに、世界の恒久平和を祈念するために、毎年11月頃に市内に居住する戦没者、戦災死没者の遺族を対象に戦没者追悼式を行う。

<実 績>

年度 区分		R2	R3	R4	R5	R6
案内状送付	戦没者遺族数（人）	745	752	745	693	581
	戦災死没者遺族数（人）	58	58	55	53	51
遺族参加者数（人）		114	136	134	119	124

※令和2・3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、時間短縮・規模縮小して実施。

(3) 引揚者及び未帰還者留守家族等の援護

根拠法令等	引揚者給付金等支給法 引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律 未帰還者留守家族等援護法 未帰還者に関する特別措置法	負担割合	国 10/10
-------	---	------	---------

<目的・事業内容>

引揚者、その遺族及び引揚前に死亡した者の遺族に対して法律の定めるところにより、給付金又は特別交付金を支給する。また、未帰還者留守家族等援護法等により、未帰還者が置かれている特別の状態にかんがみ、国の責任においてその留守家族に対して手当を支給するとともに、未帰還者が帰還した場合に帰郷旅費の支給等を行い、これらの方々を援護するものである。

2 災害弔慰金等

(1)災害弔慰金支給等

根拠法令等	大牟田市災害弔慰金の支給等に関する条例	負担割合	国 1/2 県 1/4 市 1/4 (災害援護資金の貸付は国 2/3 県 1/3)
-------	---------------------	------	--

<目的・事業内容>

暴風、豪雨、地震などの自然災害により死亡した市民の遺族に災害弔慰金の支給、精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給、世帯主の負傷や住宅・家財に被害を受けた世帯の世帯主に災害援護資金の貸付を行うことで、市民の福祉と生活の安定に資する。

<対象者>

① 災害弔慰金の支給対象

自然災害で都道府県内において災害救助法が適用された市町村が 1 以上ある等の災害により死亡した市民の遺族

② 災害障害見舞金の支給対象

自然災害で都道府県内において災害救助法が適用された市町村が 1 以上ある等の災害による負傷や疾病のため、「災害弔慰金の支給等に関する法律」の別表に該当する重い障害が残った市民

③ 災害援護資金の貸付対象

自然災害で都道府県内において災害救助法が適用された市町村が 1 以上ある災害により世帯主の負傷（その療養に要する期間がおおむね 1 か月以上）、家財の損害（その家財の価額のおおむね 3 分の 1 以上）、住宅の半壊・全壊・滅失又は流出の被害を受けた世帯の世帯主

※「災害弔慰金の支給等に関する法律」第 10 条第 1 項に掲げる所得要件に該当する世帯

(2)災害見舞金等

根拠法令等	大牟田市災害見舞金等支給要綱	負担割合	市 10/10
-------	----------------	------	---------

<目的・事業内容>

本市内の災害（暴風、豪雨、地震、洪水、その他異常な自然現象により発生した災害又は火災による災害）により死亡した者の遺族に災害弔慰金、住家の被害を受けた世帯主又は重症を負った者に災害見舞金を支給し、応急的に被災者の救助を行う。

<対象者>

① 災害弔慰金の支給対象

市内で発生した災害により死亡した者又は行方不明になった者の遺族

※大牟田市災害弔慰金の支給等に関する条例第 3 条に規定する災害弔慰金の支給を受けていないこと

② 災害見舞金の支給対象

ア 市内で発生した災害により現に居住している建物が被害を受けた世帯主（準半壊以上又は流出、埋没、床上浸水、火災の場合は半壊以上）

イ 市内で発生した災害により重症を負った者（1 か月以上の治療を要する者）

※大牟田市災害弔慰金の支給等に関する条例第 9 条に規定する災害障害見舞金の支給を受けていないこと

<実績>

●令和 2 年 7 月豪雨災害に係る支給実績（R2～R4 累計）

・災害見舞金（重傷者分含む） 1,576 件 61,982 千円

●令和 4 年 7 月台風 4 号に伴う大雨に係る支給実績

・災害見舞金 14 件 553 千円

- 令和5年6月30日大雨に係る支給実績
 - ・災害見舞金 1件 40千円
- 火災等に係る支給実績

年度		R2	R3	R4	R5	R6
区分						
災害見舞金	支給対象世帯	7	10	2	11	3
	金額(千円)	257	390	70	405	120
災害弔慰金	支給対象者	0	1	2	1	0
	金額(千円)	0	100	200	100	0

(3)り災証明書・被災証明書

- 令和4年7月台風4号に伴う大雨に係るり災証明書・被災証明書を交付した。
 - ・り災証明書 70件 (判定区分は、1件準半壊、69件準半壊に至らない(一部損壊))
 - ・被災証明書 6件
- 令和4年9月台風14号に係るり災証明書を交付した。
 - ・り災証明書 3件 (判定区分は、全て準半壊に至らない(一部損壊))
- 令和5年6月30日大雨に係るり災証明書・被災証明書を交付した。
 - ・り災証明書 4件
 - ・被災証明書 6件
- 令和6年台風10号に係るり災証明書・被災証明書を交付した。
 - ・り災証明書 2件 (判定区分は、全て準半壊に至らない(一部損壊))
 - ・被災証明書 2件
- 令和7年1月13日の地震に係るり災証明書を交付した。
 - ・り災証明書 1件 (判定区分は、全て準半壊に至らない(一部損壊))

3 日本赤十字社事業

平成22年度より27年度まで、大牟田市社会福祉協議会に委託を行っていたが、平成28年度より市で、次の事業を推進している。

(1)日本赤十字社活動資金募集

根拠法令等	日本赤十字社法	負担割合	—
-------	---------	------	---

<目的・事業内容>

赤十字社では、災害救護活動をはじめ、医療事業、血液事業、社会福祉事業などの諸事業を展開している。赤十字の理念や事業活動について人々の理解を深めるとともに、財政的支援基盤の強化のため、毎年5月の「赤十字会員増強運動月間」を中心に赤十字会員の増強と活動資金の募集運動を行う。

<実績>

年度	R2	R3	R4	R5	R6
区分					
目標額(円)	8,678,000	8,609,000	8,694,000	8,531,000	8,403,000
達成額(円)	7,354,747	6,407,101	5,565,422	6,718,210	4,737,352
達成率(%)	84.8	74.4	64.0	78.8	56.4

※地域での募集体制の変化等により、近年は目標を達成できない状況である。

(2)各種講習会の普及

根拠法令等	日本赤十字社法	負担割合	—
-------	---------	------	---

<目的・事業内容>

思わぬ災害や事故にあった人、急病人の応急処置の方法あるいは家庭での病人や高齢者の看護の仕方などに必要な知識と技術を普及するため、「救急法」「水上安全法」「幼児安全法」等の講習及び献血と命の大切さを学ぶ「青少年献血セミナー」を広く実施している。

<実 績>

子育て支援ボランティア等を対象に「幼児安全法」（3回、24名）、「救急法」（1回、20名）を実施した。

(3)災害救護活動

根拠法令等	日本赤十字社法	負担割合	—
-------	---------	------	---

<目的・事業内容>

災害の被災者を救援するため、被災者に救援物資（布団・毛布（又はタオルケット）・タオルセット・救急医薬品セット・緊急セット）を配付する。

<実 績>

火災による被災世帯3世帯に対して救援物資を配付した。

(4)災害義援金等

根拠法令等	日本赤十字社法	負担割合	—
-------	---------	------	---

<実 績>

(R7. 3. 31 現在)

災害義援金等名称	金額（円）
中東人道危機救援金（H27. 4. 1～）	53, 016
バングラデシュ南部避難民救援金（H29. 9. 22～）	32, 880
アフガニスタン人道危機救援金（R3. 9. 22～）	3, 265
ウクライナ人道危機救援金（R4. 3. 2～）	265, 323
イスラエル・ガザ人道危機救援金（R5. 10. 17～）	5, 587
台湾東部沖地震災害救援金（R6. 4. 5～）	405, 508
レバノン人道危機救援金（R6. 10. 11～）	222
令和6年能登半島地震災害義援金（R6. 1. 4～）	9, 212, 974
令和6年7月25日からの大雨災害義援金（R6. 8. 1～）	8, 408
令和6年9月能登半島大雨災害義援金（R6. 9. 25～）	300, 338
令和6年度「NHK 海外たすけあい」（R6. 12. 1～）	1, 100
沖縄県北部豪雨災害義援金（R6. 12. 18～）	241
令和7年大船渡市赤崎町林野火災義援金（R7. 3. 6～）	32, 783

※災害義援金等については、募金箱を設置し、報道発表・市のホームページで周知し、募金を呼びかけた。

(5)血液事業の推進

根拠法令等	日本赤十字社法	負担割合	—
-------	---------	------	---

<目的・事業内容>

安全で安定した輸血用血液確保のため、愛の献血推進協議会と献血推進団体で地域ぐるみの献血運動を推進している。

＜実 績＞ （単位：人）

区 分	地 域	職 域	学 域	街 頭	計
献血申込者	998	986	444	2,129	4,557
不採血者	91	70	27	192	380
採血者	907	916	417	1,937	4,177

4 勤労者福祉

(1) 勤労者福祉対策

根拠法令等	労働法全般	負担割合	市 10/10
-------	-------	------	---------

＜目的・事業内容＞

少子高齢化の進展、産業・就業形態の多様化など構造上の変化や、勤労者の価値観の変化など、社会経済状況に対応した勤労者福祉施策を推進するための事業を行う。

① 労働相談

賃金や就業上のトラブル等の労働相談に常時応じる。助言や融資案内を行うほか、法律的に難しい相談については、それぞれの所管機関等へ取り次ぐなど、問題の解決に向け対応した。

＜対象者＞

中小企業の勤労者等

＜実 績＞

相談内容・件数 \ 年度	R2	R3	R4	R5	R6
退職に関すること	1	1	1	0	0
解雇に関すること	0	1	1	0	0
求職に関すること	1	3	2	1	0
労働条件に関すること	2	0	0	0	0
生活・融資に関すること	4	0	0	0	2
休業補償に関すること	1	0	0	0	1
雇用保険に関すること	0	0	0	0	0
職場環境に関すること	0	0	0	2	1
新型コロナウイルス感染症に関連（助成金等）すること	40	0	0	0	0
その他	4	0	2	0	1
計	53	5	6	3	5

② 子育て女性等就業相談（県との共催）

県の就業アドバイザーによる再就職希望者への就業プラン等の作成やアドバイスを行う相談事業を実施した。※中央地区公民館において毎月第2木曜日開催

＜実 績＞

年 度	R2	R3	R4	R5	R6
相談件数	4	2	6	6	2

③ 労働関係法令等の改正に伴う周知・啓発事業

職場における待遇や労働条件の改善等を図るための広報啓発に努めた。

(2)雇用対策

根拠法令等	—	負担割合	市 10/10
-------	---	------	---------

① 大牟田市雇用問題協議会

当面する雇用失業問題を的確に把握し、雇用対策を組織的に推進するための協議機関として、次の団体により構成している。

- ・大牟田公共職業安定所
- ・大牟田労働基準監督署
- ・福岡県筑後労働者支援事務所
- ・大牟田市
- ・大牟田商工会議所
- ・連合福岡南筑後地域協議会
- ・福岡県立大牟田高等技術専門学校

＜事業内容・実績＞

- ・大牟田市ホームページでの企業情報「ポマト」の情報提供
- ・求人情報の提供（ハローワークインターネット求人情報の課内掲示）
- ・労働関係情報の提供（広報おおむた・ホームページに掲載、チラシの設置など）
- ・障害者・高齢者雇用優良事業所の表彰
- ・技能功労者、青年技能優秀者の表彰
- ・子育て女性等就業相談会の開催
- ・若年者就職活動実践セミナーの開催
- ・みやま・大牟田地区みんなの労働相談会の開催
- ・労働に関する諸情報の広報（労働ニュースの発行）
- ・人材確保推進事業「大牟田地域企業合同面談会」の開催
- ・人材確保推進事業「高校生のための就職ガイダンス」の開催

(3)若年者専修学校等技能習得資金貸付事業

根拠法令等	福岡県若年者専修学校等技能習得資金補助金交付要綱 大牟田市若年者専修学校等技能習得資金貸付要綱	負担割合	県 10/10
-------	--	------	---------

＜目的・事業内容＞

若年者の職業に必要な技能及び知識の習得を援助するため、経済的な理由により専修学校等において修学することが困難な者に対し、技能習得資金を貸付けるもの（平成14年度開始）。

① 支給対象者は次の全てに該当する者

- ・本人若しくは保護者が市内に居住し、専修学校等に入校した年度の前年度に中学校又は高等学校を卒業した者、若しくは高等学校等を中退した者
- ・要綱に掲げる専修学校等に在学する者で、履修課程の学科が職業に必要な技能及び知識の習得を目的としていること
- ・習得した技能及び知識を自己の職業に活用する意欲が充分な者
- ・次のいずれかに該当する世帯
生活保護世帯、市民税非課税世帯、世帯の全収入額が生活保護基準の1.5倍以下の世帯
- ・日本学生支援機構その他の団体から給付又は貸し付けを受けていない者

② 市内の対象校（いずれも専門課程の学校ではない）

- ・大牟田医師会看護専門学校 准看護科
- ・専修学校紫苑学院 洋裁本科

③ 貸付金額及び期間

- ・入校支度金…100,000円
- ・修学資金（月額）…専門課程53,000円、
その他の課程等（高等課程、一般課程、各種学校）30,000円
- ・貸付の期間は、在学期間（留年不可）

④ 返還について

- ・無利子
- ・開始は、貸付が終了した月の半年後から
- ・期間は、貸付期間の3倍以内の期間（最長12年以内）

<実績>

貸付件数・金額	年度	R2	R3	R4	R5	R6
新規（件）		0	1	0	0	0
継続（件）		0	0	0	0	0
貸付金額(千円)		0	460	0	0	0

第8節 生活保護

1 生活保護

(1)生活保護事業

根拠法令等	生活保護法	負担割合	国 3/4 市 1/4
-------	-------	------	-------------

<目的・事業内容>

憲法第25条に規定されている国民の生存権保障の理念に基づき、生活に困窮するすべての国民に対し、国の責任において、その困窮の程度に応じて無差別平等に、必要な保護を行い最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

① 生活保護の概要

ア. 保護の受給要件

生活に困窮する者が、活用できる資産（家屋や土地など）、能力（就労の意思や能力など）、その他あらゆるものを、最低生活維持のため利用することを要件としている。また、民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべて生活保護に優先する。

保護は、厚生労働大臣が定める保護基準による最低生活費を、その世帯の収入と対比して、最低生活費に足りないときに、初めて実施される。

イ. 保護の種類と実施手続き

保護の種類は、生活、教育、住宅、医療、介護、出産、生業、葬祭の8種類の扶助があり、必要に応じ、その被保護世帯に該当する扶助費が支給される。

保護の申請は、福祉事務所保護課で受理し、地区担当員が調査を行う。その調査結果に基づき、保護の開始または申請の却下等となる。

保護受給中の世帯には、地区担当員が訪問し、その世帯の自立を助長するための助言指導等にあたる。

ウ. 生活保護の基準と実施

保護基準は、年齢、世帯構成、地域別等に分けて厚生労働大臣が定める。これは一般国民生活の消費動向を基礎として、毎年改正されている。大牟田市は2級地-2で標準3人世帯（33歳男、29歳女、4歳子）の生活扶助基準は152,090円となる。（令和6年4月1日改正：対前年度比100.0%）

保護実施上の取扱いは、「保護の実施要領」および「医療扶助運営要領」、「介護扶助運営要領」の通達に基づき行う。

② 生活保護の動向

ア. これまでの動向

被保護世帯、人員の数は、昭和39年度をピークとし、その後減少傾向であったが、昭和52年度からは長引く経済不況の影響で増加に転じ、特に昭和57年度から昭和60年度までは急増した。その後、減少傾向が続いたが、平成9年3月の三池炭鉱の閉山により、社会、経済状況が厳しい状況となり、平成9年度から平成15年度まで増加傾向となり、平成16年度からは微増であった。しかし、平成21年度からは世界的な金融危機の影響で、平成24年度まで急増し、平成25年度からは被保護世帯数は微増であるが、人員はわずかに減少した。

被保護世帯数は平成27年度から、被保護人員は平成25年度から前年度を下回り、減少に転じている。世帯類型では高齢者世帯の割合が年々増加している。

イ. 令和6年度の世帯の状況

被保護世帯数は10年連続、被保護者人員は12年連続で減少した。また、保護廃止世帯数・人員がともに10年連続で保護開始世帯数・人員を上回った。

保護率は、人口百人に対し約3.12人で、県平均（政令市・中核市を除く）の2.09人（福祉事務所別保護状況令和6年度平均）、全国平均1.62人（令和7年3月被保護者調査速報）と比較すれば高い率を示している。

世帯類型は、高齢者世帯が65.0%と被保護世帯の半数を超え、傷病・障害者世帯18.3%、その他の世帯14.4%、母子世帯2.3%の順で構成されていて、前年度の世帯類型とほぼ同様である。平成26年度以降は高齢者世帯の割合が5割を超え、毎年その割合が増加している。

<実 績>

① 生活保護の年度推移

ア. 保護の相談申請と開始廃止状況の推移

年 度		R2	R3	R4	R5	R6
区 分						
相 談		637	567	460	427	393
再 掲	助言指導等	343	330	202	163	145
	申請書交付	294	237	258	264	248
申 請		238	197	249	236	224
却 下		11	6	5	2	10
開 始	世帯数	209	186	228	218	195
	人員	267	238	292	287	240
廃 止	世帯数	254	267	296	258	304
	人員	313	324	353	312	359

イ. 保護の世帯数と人員の推移

※世帯数・人員は年度の月平均

年 度		R2	R3	R4	R5	R6
区 分						
生活扶助	世帯数	2,526	2,491	2,445	2,380	2,252
	人員	3,259	3,164	3,032	2,919	2,743
住宅扶助	世帯数	2,331	2,303	2,268	2,229	2,149
	人員	2,947	2,862	2,765	2,690	2,566
教育扶助	世帯数	97	82	62	57	51
	人員	151	135	115	105	88
介護扶助	世帯数	703	721	739	730	725
	人員	721	742	755	745	741
医療扶助	世帯数	2,715	2,658	2,625	2,573	2,521
	人員	3,248	3,160	3,066	2,988	2,901
出産扶助	世帯数	0	0.2	0.5	0	0.3
	人員	0	0.2	0.5	0	0.3
生業扶助	世帯数	53	51	45	37	36
	人員	60	63	52	42	39
葬祭扶助	世帯数	6	8	8	7	7
	人員	6	8	8	7	7
保護の 世帯数・人員	世帯数	3,019	2,964	2,898	2,840	2,768
	人員	3,814	3,694	3,540	3,431	3,308
保護率		(%)	3.32	3.23	3.18	3.12

ウ. 保護費の推移

(単位 千円)

区分 \ 年度	R2	R3	R4	R5	R6
生活扶助	1,667,078	1,614,194	1,542,478	1,481,997	1,394,248
住宅扶助	700,910	690,324	678,909	670,062	642,897
教育扶助	15,916	14,278	11,914	10,212	8,207
介護扶助	101,639	108,246	107,754	115,158	119,545
医療扶助	4,340,448	4,280,203	4,115,963	4,225,184	4,305,894
出産扶助	1,350	380	2,074	0	1,183
生業扶助	7,657	8,263	7,283	4,913	5,193
葬祭扶助	20,800	27,348	28,081	20,313	19,334
就労自立給付金	562	355	1,192	622	621
進学準備給付金	300	900	700	500	2,800
保護施設事務費	4,263	4,294	3,890	4,257	4,719
計	6,860,923	6,748,785	6,500,238	6,533,218	6,504,641

(2) 自立支援プログラムに基づく支援事業

<目的・事業内容>

生活保護制度の「自立助長」を強化することを目的として、ケースワーカーが個々に行っていた自立のための支援を、自立支援プログラム事業として組織的に実施するもの。

就労支援事業としては、ハローワークとの連携で就労支援チームを結成し、一般求職者以上の求職ができるよう支援を図るとともに、所内では専任の就労支援相談員を配置し、ケースワーカーによる就労指導だけでは就労に結びつけることができなかった被保護者に対し、必要な助言や指導を細やかに、かつ、継続的に行い、就労及び社会参加意識等の向上のための支援を行う。

① 就労支援事業

ア. 生活保護受給者等就労自立促進事業

平成17年9月から、所内の就労支援検討会議で選定した保護受給者を対象に、ハローワークの就職支援ナビゲーターによるマンツーマンの就労支援を実施する。

イ. 大牟田市被保護者就労支援事業

平成18年8月から、専任の支援相談員を配置し、就職情報の提供や就労活動に必要な助言や支援を行う。就労指導が必要な保護受給者を対象に、就労支援検討会議で選定し支援する。

② 被保護者就労準備支援事業

平成20年11月から、市内の介護施設・障害者施設等での介護・福祉の仕事を体験することによって社会参加及び日常生活習慣の改善を図り、就労意欲を高めることを支援する事業。

平成22年10月からは、農作業による就労体験事業を新たに追加して農業に詳しい方々から指導を受けながら、野菜栽培や収穫等の作業を行うことで就労意欲を喚起し、社会的自立や就労自立へのきっかけを見いだして自立への支援としている。

また、平成30年3月から一般事業所における就労体験事業を開始し、生活困窮者支援からの継続的な支援を行っている。

③ 精神障害者等地域移行支援事業

精神疾患等により医療機関に長期入院している被保護者のうち、症状が安定し受け入れ条件が整えば医療連携のもと、地域での社会生活への移行を支援する。

④ 多重債務者対策支援事業

多重債務者対策プログラム実施要領に基づき、多重債務等の借金問題を抱える被保護者に対し消費生活専門相談員等との面談につなげ、生活再建を支援する。

<実 績>

① 就労開始者の推移

ア. 生活保護受給者等就労自立促進事業

年度 区分	R2	R3	R4	R5	R6
事業参加者 (人)	31	31	21	24	25
就労開始者 (人)	15	17	7	12	10

イ. 大牟田市被保護者就労支援事業

年度 区分	R2	R3	R4	R5	R6
事業参加者 (人)	21	32	37	37	28
就労開始者 (人)	21	32	37	37	28

② 支援者数 (人)

事業名	プログラム名	年度 区分	R2	R3	R4	R5	R6
被保護者就労準備 支援事業 (就労意欲喚起等 支援事業)	ア 障害者施設 就労体験	支援者数	1	1	0	0	0
	イ 介護施設就労体験	支援者数	0	0	0	0	0
	ウ 農業就労体験	支援者数	8	4	3	1	1
	エ 一般事業所 就労体験	支援者数	1	1	0	0	0
精神障害者等地域 移行支援事業	精神障害者等 地域移行支援	支援者数	2	1	1	2	1
		うち地域移行者	1	1	1	2	1
多重債務者対策支 援事業	多重債務者対策支援	支援者数	7	5	4	12	12
		うち支援終了	1	0	0	4	1

第9節 児童福祉・母子保健・少子化対策

1 子ども・子育て支援事業計画の推進

(1)子ども・子育て支援事業計画の推進

根拠法令等	子ども・子育て支援法	負担割合	市 10/10
-------	------------	------	---------

<目的・事業内容>

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条第1項に基づき策定した大牟田市子ども・子育て支援事業計画を効果的に推進するため、大牟田市子ども・子育て会議を開催し、進捗状況の報告や意見聴取を行う。

<計画の期間>

令和2年度から令和6年度までの5年間

<実績>

子ども・子育て支援法第72条第1項に基づき、学識経験者、関係団体からの推薦者及び市民公募委員で構成される大牟田市子ども・子育て会議を開催。また、現計画の期間が令和6年度をもって終了することに合わせ、こども基本法（令和4年法律第77号）第10条に基づき、本市におけるこども・若者施策に関連する計画等を包括するものとして大牟田市こども計画を策定。

2 教育・保育関連事業

(1)公立保育所管理運営・私立保育所運営支援事業

根拠法令等	児童福祉法、子ども・子育て支援法 大牟田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例	負担割合	国 1/2 県 1/4 市 1/4
-------	---	------	----------------------

<目的・事業内容>

保護者の労働等の理由による保育の必要性がある児童について、公立保育所への入所または私立保育所（管外含む）への委託により、質の高い保育を実施し、児童の健全育成と福祉の充実を図る。

<実績>

区分	年度	R2	R3	R4	R5	R6
	保育所数	22	22	22	22	22
区分	定員	2,230	2,200	2,190	2,160	2,090
	公立	80	80	80	80	80
公立	私立	2,150	2,120	2,110	2,080	2,010
	利用児童数	885 (73)	917 (76)	906 (76)	845 (70)	834 (70)
私立	利用児童数	26,063 (2,171)	24,675 (2,056)	24,919 (2,077)	24,015 (2,001)	22,594 (1,883)
	委託費（千円）	2,307,323	2,244,352	2,234,554	2,299,551	2,441,185
管外	利用児童数	315 (26)	319 (27)	279 (23)	255 (21)	215 (18)

	委託費（千円）	28,469	34,111	26,611	26,055	25,274
合 計	利用児童数	27,263 (2,271)	24,994 (2,082)	26,104 (2,175)	25,115 (2,093)	23,643 (1,970)
	委託費（千円）	2,335,792	2,278,464	2,261,165	2,325,606	2,466,459

※（ ）は月平均

(2)私立認定こども園及び新制度移行幼稚園運営支援事業

根拠法令等	子ども・子育て支援法 大牟田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例	負担割合	公定価格（25.1%分）： 県 1/2、市 1/2 公定価格（74.9%分）： 利用者負担額を差引後 国 1/2、県 1/4、市 1/4
-------	---	------	--

<目的・事業内容>

児童の年齢や保護者の労働等の状況に応じた支給認定及び利用調整を行い、私立認定こども園及び新制度移行幼稚園への施設型給付費の支給により、質の高い教育・保育を実施し、児童の健全育成と福祉の充実を図る。

<実 績>

区分	年度	R2	R3	R4	R5	R6
	認定こども園数	9	9	9	9	9
	移行幼稚園数	3	3	3	3	3
1 号	利用定員	1,001	966	916	866	830
	利用児童数	9,712 (809)	9,148 (762)	8,528 (710)	7,543 (628)	6,414 (535)
2・3 号	利用定員	640	650	690	703	735
	利用児童数	7,677 (639)	7,603 (634)	8,300 (691)	8,633 (719)	8,304 (692)
2・3 号 管 外	利用児童数	221 (18)	255 (21)	206 (17)	172 (14)	201 (17)
合 計	利用児童数	17,610 (1,467)	17,006 (1,417)	17,034 (1,419)	16,348 (1,362)	14,919 (1,243)
	施設型給付費（千円）	1,294,458	1,276,437	1,257,969	1,343,355	1,371,009

※（ ）は月平均

(3)養護児(障害児)教育・保育等事業

根拠法令等	大牟田市養護児教育・保育等実施要綱 大牟田市養護児教育・保育等事業費補助金 交付要綱 大牟田市学童保育所等障害児受入事業費補助 金交付要綱	負担割合	(特定教育・保育施設分) 市 10/10 (学童分) 国 1/3 県 1/3 市 1/3
-------	---	------	---

<目的・事業内容>

心身に障害を有する等の理由により支援を必要とする児童が身近な地域で教育・保育が受けられる環境をつくるため、大牟田市養護児教育・保育等実施要綱に基づき、加配保育士や加配支援員を配置する民間保育所・認定こども園・新制度移行幼稚園や学童保育所・学童クラブに対して補助金を交付する。当該児童が一般の児童とともに集団生活をおくることにより、心身の発達を助長し、養護児（障害児）の福祉の推進を図る。

<保育所・認定こども園・新制度移行幼稚園実績>

年度 区分		R2	R3	R4	R5	R6
教育・保育養護児 (障害児) 保育	実施施設数	11	11	10	9	7
	対象児童数	20	19	18	21	22
	事業費 (千円)	20,394	26,047	22,298	23,760	26,136

※保育所養護児（障害児）保育事業は、平成15年4月から一般財源化。平成28年度から認定こども園等の児童も対象に加え教育・保育養護児（障害児）保育事業となる。実施施設数・児童数については、公立・私立保育所・認定こども園・新制度移行幼稚園を合算して計上。事業費については公立保育所を除く施設分を計上。（養護児教育・保育等審査会報酬を含む。）

<学童実績>

年度 区分		R2	R3	R4	R5	R6
学童養護児(障害児) 保育	実施施設数	8	6	6	6	18
	対象児童数	14	11	9	10	10
	事業費 (千円)	8,555	7,144	6,880	11,739	32,243

※令和6年度から交付要件の見直しにより、障害児の受入れを想定して受入体制を確保するための加配支援員の配置等も補助対象として計上。

(4)一時預かり事業(一般型)

根拠法令等	大牟田市一時預かり事業（一般型）実施要綱 大牟田市一時預かり事業費補助金（一般型）交付要綱	負担割合	国1/3 県1/3 市1/3
-------	--	------	-------------------

<目的・事業内容>

保育所や認定こども園の保育所機能部分を利用していない家庭において、保護者の不定期的な就労や病気、育児に伴う心理的・身体的負担を軽減するための支援として、一時的に保育を行い、仕事等の社会的活動と子育て等の家庭生活との両立を支援する。

<実 績>

年度 区分		R2	R3	R4	R5	R6
実施施設数		5	4	5	6	6
利用児童数		232	384	649	791	956
事業費 (千円)		7,821	10,704	13,395	16,806	17,270

(5)一時預かり事業(幼稚園型)

根拠法令等	大牟田市一時預かり事業（幼稚園型）実施要綱 大牟田市一時預かり事業費補助金（幼稚園型）交付要綱	負担割合	国1/3 県1/3 市1/3
-------	--	------	-------------------

<目的・事業内容>

幼稚園や認定こども園の幼稚園機能部分を利用している家庭において、一時的に家庭での保育が困難となった場合の支援として、教育時間の前後又は長期休業日等において一時的な保育を行い、子育て家庭の支援を図る。また、教育・保育施設等を利用していない家庭において、就学前児童の一時的な保育を行い、児童の福祉の向上を図る。

<実績>

年度 区分	R2	R3	R4	R5	R6
実施施設数	8	8	7	7	7
児童数	(4, 565) 54, 780	(4, 148) 49, 776	(4, 180) 50, 156	(4, 123) 49, 478	(3, 988) 47, 858
事業費（千円）	29, 407	27, 378	28, 799	29, 848	30, 094

※（ ）は月平均。

※実施施設数には、私学助成による事業実施園は含まれない。

(6)延長保育事業

根拠法令等	大牟田市延長保育事業実施要綱 大牟田市延長保育事業費補助金交付要綱	負担割合	国 1/3 県 1/3 市 1/3
-------	--------------------------------------	------	----------------------

<目的・事業内容>

保護者の多様な就労形態や緊急の理由等に対応するため、1 1 時間の開所時間の前後の時間を延長して保育を実施し、児童及びその家庭の福祉の向上を図る。

<実績>

年度 区分	R2	R3	R4	R5	R6
実施施設数	8	8	8	10	10
児童数（月平均）	121	138	138	165	199
事業費（千円）	10, 798	11, 493	11, 731	11, 992	13, 410

※児童数（月平均）は実利用児童数の平均。

※補助対象施設のみ計上。

(7)休日保育事業

根拠法令等	大牟田市休日保育事業実施要綱	負担割合	市 10/10
-------	----------------	------	---------

<目的・事業内容>

日曜日や国民の祝日等において、保護者の就労等により家庭で保育できない児童を対象として保育所での預かりを行うことにより、子育てと仕事の両立を支援する。平成24年6月より天領保育所で実施。

<対象者>

大牟田市内に居住し、認可保育所、認定こども園、幼稚園に通う児童であって、休日に保護者が就労等のために保育ができない世帯の児童等

<実績>

年度 区分	R2	R3	R4	R5	R6
登録数	30	39	33	36	32
利用者数	174	156	155	236	204
事業費（千円）	817	792	856	570	573

(8) 保育所等施設整備事業費補助

根拠法令等	就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱 大牟田市保育所整備事業費補助金交付要綱	負担割合	国 5.5/10 市 1/4 事業者 1/5
-------	--	------	---------------------------

<目的・事業内容>

子育てを支援する基盤整備を行うため、市内の認可保育所を運営する社会福祉法人や認定こども園が行う保育所等施設整備事業に要する経費に対し補助金を交付するもの。

<対象者>

市内の認可保育所を運営する社会福祉法人及び認定こども園

<実績>

区分 \ 年度	R2	R3	R4	R5	R6
施設整備数	1	1	1	1	0
事業費（千円）	200,187	256,255	14,472	285,560	0

※施設整備数及び事業費は、工事着工年度の翌年度に施設完成となるため施設完成年度に計上

(9) つどいの広場事業

根拠法令等	大牟田市つどいの広場事業実施要綱	負担割合	国 1/3 県 1/3 市 1/3
-------	------------------	------	----------------------

<目的・事業内容>

おおむね3歳以下の子どもとその保護者が気軽に集い、交流することにより、子育て中の親の子育てへの負担感の緩和を図るため、大牟田市市民活動等多目的交流施設（えるる）の1階を実施場所とし、子育てをする親とその子どもの交流・集いの場の提供、子育てに関する相談及び援助、地域における子育てに関する情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習等を行い、次世代育成及び地域の子育て機能の充実を図っている。

また、子育てサポーター登録制度を発足し、市民との協働による子育て支援を展開している。

<実績>

区分 \ 年度	R2	R3	R4	R5	R6
登録組数（組）	(32) 378	(31) 377	(34) 411	(41) 495	(40) 481
利用組数（組）	(311) 3,730	(228) 2,741	(278) 3,341	(316) 3,790	(276) 3,313
利用人数（人）	(700) 8,401	(521) 6,250	(625) 7,500	(696) 8,357	(621) 7,446
子育てサポーター登録数（人）	52	54	59	62	61
事業費（千円）	7,800	7,800	8,283	8,283	9,317

※（ ）は月平均

(10) 子育て短期支援事業

根拠法令等	大牟田市子育て短期支援事業実施要綱	負担割合	国 1/3 県 1/3 市 1/3
-------	-------------------	------	----------------------

<目的・事業内容>

児童を養育している家庭の保護者の病気等又は保護者の仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となる場合に、甘木山学園・甘木山乳児院、松永ファミリーホーム・がんばる自立援助ホーム（令和5年12月～）で一時的又は一定期間の預かりを行う。

<実績>

年度 区分		R2	R3	R4	R5	R6
ショートステイ事業	利用者数	0	0	1	17	51
	延日数	0	0	6	62	369
	事業費（千円）	0	0	32	352	1,899
トワイライトステイ事業	利用者数	0	0	4	6	12
	延日数	0	0	4	8	21
	事業費（千円）	0	0	3	9	46

※令和2、3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、事業の休止や預かりの制限を行った。

(11) 病児・病後児保育事業

根拠法令等	大牟田市病児・病後児保育事業実施要綱	負担割合	国 1/3 県 1/3 市 1/3
-------	--------------------	------	----------------------

<目的・事業内容>

乳幼児や小学生の児童がいる家庭の子育てと就労の両立支援及び児童の健全な育成を目的に、保護者が就労等の理由により家庭で世話をすることができない、病気の回復期に至らない又は病気の回復期である児童を専用スペース等で一時的に保育する。

<対象者>

乳幼児及び小学校に就学している児童

<実績>

年度 区分	R2	R3	R4	R5	R6
利用児童数 (月平均・人)	155 (13)	245 (20)	391 (32)	1,121 (93)	1,341 (112)
事業費（千円）	8,446	9,441	11,041	18,094	24,037

※平成13年から市内の医療法人に委託し病後児保育事業を実施していたが、平成29年11月に医療法人との委託契約が終了したことから事業を休止した。令和2年1月から新たに市内の学校法人に委託し、「マリア病児ルームおひさま」において病児・病後児保育を実施した。

※令和5年度から福岡県病児保育利用料無償化事業費補助が開始され、福岡県内に住所がある保護者の子どもが当該事業を利用する場合の利用料が補助されることとなった。

(12) ファミリー・サポート・センター事業

根拠法令等	大牟田市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱	負担割合	国 1/3 県 1/3 市 1/3
-------	---------------------------	------	----------------------

<目的・事業内容>

地域において、育児の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり行う相互援助活動を支援することで、子育てをする者の仕事と育児の両立支援及び児童福祉の向上を目的とする。

<会員>

- ・協力会員（援助を行う会員）は、市内在住の20才以上の者で規定の講習会を受講した者
- ・利用会員（援助を受ける会員）は、市内在住又は市内勤務の者で乳幼児や小学生を養育している者

<実績>

区分 \ 年度	R2	R3	R4	R5	R6
会員数	869	828	797	779	668
活動件数 (月平均)	1,071 (89)	1,483 (124)	1,270 (105)	1,173 (98)	715 (60)
事業費(千円)	4,000	4,000	4,000	4,100	4,420

※平成13年4月から、大牟田市社会福祉協議会に委託

(13)放課後児童健全育成事業(学童保育)

根拠法令等	大牟田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 大牟田市学童保育所条例 大牟田市学童保育所条例施行規則 大牟田市学童クラブ運営要綱	負担割合	国 1/3 県 1/3 市 1/3
-------	---	------	----------------------

<目的・事業内容>

昼間労働等のため保護者が家庭にいない児童等に対し、適切な遊び及び生活の場を与えることにより、児童の健全な育成を図り、その福祉の向上のため、学童保育所・学童クラブを設置運営する。

<対象児童>

市内の小学校に就学する児童、又は市内に住所を有し市外の小学校に就学する児童

<実績>

区分 \ 年度		R2	R3	R4	R5	R6
三池学童保育所 (S58.3～)	月平均	40	41	43	44	—
	延人員	478	491	515	522	—
三池学童保育所 (2支援単位)(R6.4～)	月平均	—	—	—	—	54
	延人員	—	—	—	—	645
高取学童保育所 (S58.3～)	月平均	17	14	15	29	28
	延人員	205	166	176	343	331
中友学童保育所 (S58.3～)	月平均	16	24	24	16	15
	延人員	195	286	285	185	171
みなと学童保育所 (S58.3～)	月平均	40	42	31	40	44
	延人員	483	496	367	477	527
白川学童保育所 (2支援単位)(H10.7～)	月平均	72	73	75	71	77
	延人員	838	865	874	844	914
銀水第1学童保育所 (H12.4～)	月平均	25	27	37	37	休所
	延人員	301	324	441	442	
吉野学童保育所 (H12.4～)	月平均	36	41	39	34	34
	延人員	436	488	458	408	406
手鎌学童保育所 (H16.4～)	月平均	50	49	54	53	57
	延人員	598	587	642	632	674
羽山台学童保育所 (H18.4～)	月平均	43	45	54	48	55
	延人員	510	529	640	568	651
明治学童保育所 (H19.4～)	月平均	32	38	34	26	36
	延人員	380	454	398	305	430
大正学童保育所 (H20.4～)	月平均	37	29	29	31	27
	延人員	442	343	340	365	321

倉永学童クラブ (H21. 4～)	月平均	50	44	44	46	43
	延人員	598	522	526	545	505
平原学童クラブ (H22. 4～)	月平均	37	38	38	42	40
	延人員	438	456	454	499	479
天領学童クラブ (H23. 4～)	月平均	43	45	44	41	—
	延人員	511	539	526	483	—
天領学童保育所 (2 支援単位) (R6. 4～)	月平均	—	—	—	—	77
	延人員	—	—	—	—	920
天の原学童クラブ (H25. 4～)	月平均	31	31	44	44	42
	延人員	376	363	520	522	497
大牟田中央学童クラブ (H29. 4～)	月平均	40	42	42	43	50
	延人員	481	496	494	516	592
手鎌学童クラブ (H29. 4～)	月平均	54	52	57	60	66
	延人員	648	615	678	710	781
駛馬学童クラブ (H30. 4～)	月平均	44	40	38	41	43
	延人員	526	472	454	488	505
吉野学童クラブ (H30. 4～)	月平均	31	34	29	33	37
	延人員	366	400	339	391	443
銀水第 2 学童保育所 (2 支援単位) (R6. 4～)	月平均	—	—	—	—	71
	延人員	—	—	—	—	850
計	月平均	736	742	763	771	887
	延人員	8, 837	8, 899	9, 153	9, 245	10, 642
定 員		800	800	800	800	960
事業費 (千円)		122, 210	130, 315	142, 302	203, 832	221, 879

※学童保育所の管理・運営については、平成 1 8 年度より指定管理者制度を導入。

※学童クラブの運営については、平成 2 1 年度より業務委託により実施。

※平成 2 3 年度より土曜日や夏休み等の長期休暇の開所時間について「午前 9 時から」を「午前 8 時から」に変更。

※平成 2 5 年度より未整備校区の児童を対象に近隣学童保育所・学童クラブまでの送迎事業を実施。

(平成 2 5 年度～：玉川小⇒天の原学童クラブ、平成 3 0 年度～：上内小⇒吉野学童クラブ)

※平成 2 9 年度に待機児童対策として民間放課後児童クラブに対する補助制度を創設。事業費は平成 2 9 年度から民間放課後児童クラブ補助金を含む。

※令和 4 年度より、待機児童を近年の受入れに余裕がある学童施設に送迎する事業を実施。

(令和 4 ～ 5 年度：三池小⇒高取学童保育所)

※令和 5 年度より閉所時間について「午後 6 時まで」を「午後 7 時まで」に変更。

※令和 3 年度より、放課後児童支援員等の処遇改善を図るため、国の補助メニューを活用し、キャリアアップ処遇改善事業及び月額 9, 000 円相当の賃金改善を行う補助事業を実施。令和 5 年度からは午後 6 時半を超えて開所する施設を対象とした処遇改善事業を新たに実施。

(14)学童保育所整備事業

根拠法令等	大牟田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 大牟田市学童保育所条例	負担割合	国 2/3 県 1/6 市 1/6
-------	---	------	----------------------

<目的・事業内容>

学童保育の待機児童解消に向けて、学童保育所の整備を行うもの。

<整備校区>

小学校の全児童数に対する学童利用定員の割合が低く、慢性的に待機児童が生じている三池、銀水、天領、大牟田中央と、慢性的に定員を 30～40 名程度上回る受け入れが行われている手鎌校区の合わせて 5 校区。

整備により、各校区の定員については、三池、天領、大牟田中央は 40 名⇒80 名、銀水は 40 名⇒120 名、手鎌は 80 名⇒120 名となる。

＜進捗状況＞

令和 5 年度、三池、銀水、天領校区については、それぞれの小学校敷地内に 2 階建て（1 階と 2 階に 1 支援単位ずつ設置）の専用施設（三池学童保育所、銀水第 2 学童保育所、天領学童保育所）の建設工事を実施。令和 6 年度、大牟田中央校区については、小学校に隣接する笹林公園内に 2 階建ての専用施設（大牟田中央学童保育所）の建設工事を実施。手鎌校区については、建設用地として現在の学童保育所の隣接地の造成工事に着手。

(15) 夏休み児童預かりモデル事業費補助

根拠法令等	大牟田市夏休み児童預かりモデル事業費補助金交付要綱	負担割合	市 10/10
-------	---------------------------	------	---------

＜目的・事業内容＞

学童保育の待機児童解消に向けて、「夏休みだけ預かってほしい」というニーズに対応するため、夏休み期間に小学生を預かる事業を実施する認定こども園等への補助事業を 2 年間（令和 5 年度～令和 6 年度）のモデル事業として実施。

＜対象児童＞

市内の小学校に就学する児童、又は市内に住所を有し市外の小学校に就学する児童

＜補助対象者＞

市内の認定こども園等

＜実績＞

区分 \ 年度	R2	R3	R4	R5	R6
実施施設数	—	—	—	2	3
利用人数	—	—	—	84	115
事業費（千円）	—	—	—	2, 182	3, 310

3 結婚支援事業

(1) おおむた縁結び支援事業

根拠法令等	おおむた縁結び支援事業補助金交付要綱	負担割合 (補助率)	市 3/4
-------	--------------------	---------------	-------

＜目的・事業内容＞

独身者が、結婚したいという思いの醸成をはかるとともに、希望の結婚像・ライフスタイルに合った相手を探せるようサポートとなる事業を実施する。

具体的には、結婚について考えるセミナーや婚活イベントを官民連携により実施するとともに、民間団体が主催する婚活イベントに対して補助を行うもの。

＜実績＞

区分 \ 年度		R2	R3	R4	R5	R6
結婚や婚活に係るセミナー (県との共催)	実施回数（回）	0	1	1	2	2
	参加者数（人）	0	53	45	82	65
婚活イベント	実施回数（回）	0	1	4	5	5

	申込者数（人）	0	85	152	243	217
	参加者数（人）	0	54	141	170	173
	カップル成立数（組）	0	20	32	45	32
おおむた縁結び支援事業 補助金	申請件数（件）	0	1	4	5	5
	交付額（千円）	0	200	687	711	712

※令和元年度より官民連携による婚活イベントを開催

※令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため事業を中止した。

4 子育て支援事業

(1)子ども医療費助成

根拠法令等	大牟田市子ども医療費の支給に関する条例	負担割合	・0歳～3歳未満 県1/2 市1/2 ・3歳～中学生 (所得範囲内) 県1/2 市1/2 (所得超過) 市10/10
-------	---------------------	------	---

<目的・事業内容>

子どもの医療費の一部を支給することにより、その疾病の早期治療を促進し、もって保健の向上と福祉の増進を図る。

子育て家庭の経済的負担の軽減のため、福岡県の医療費助成の範囲を超えた本市独自の助成を行ってきた。

- ・平成25年4月から入院の助成範囲を小学生まで拡充。
- ・平成26年4月から入院の助成範囲を中学生まで拡充。
- ・平成28年10月から通院の助成範囲を中学生まで拡充。また、3歳以上の子どもの保護者の所得制限を撤廃。

※令和3年4月から福岡県が通院・入院の助成範囲を中学生まで拡充したため、現在は県自己負担額と本市自己負担額との差額のみが本市の独自助成となった。（3歳以上の子どもの保護者の所得超過者については引き続き本市の独自助成）

<支給対象者>

次のすべてに該当する者

- ・市内に住所を有する者
- ・中学生までの子ども
- ・国民健康保険被保険者又は社会保険等の被扶養者
- ・生活保護法による保護を受けていないこと

<実 績> ※次ページ

年度			R2	R3	R4	R5	R6
区分							
子ども	0 歳～3 歳未満・ 3 歳～中学生 (所得範囲内) *1	対象者	9,389	11,185	10,817	10,419	11,063
		件数	101,027	118,809	123,241	135,519	127,991
		金額 (千円)	190,753	252,029	259,479	299,635	274,492
	3 歳～中学生 (所得超過) *2	対象者	2,245	337	368	429	459
		件数	14,233	6,280	4,914	6,415	7,792
		金額 (千円)	31,987	13,844	10,044	12,788	16,907
	合計	対象者	11,634	11,522	11,185	10,848	11,522
		件数	115,260	125,089	128,155	141,934	135,783
		金額 (千円)	222,740	265,873	269,523	312,423	291,399
		対象者 1 人あたりの金額 (千円)	19	23	24	29	25
		対象者 1 人あたりの金額 (千円)	105	108	106	116	-
		子ども医療との比較 (倍)	5.5	4.7	4.4	4.0	-
		対象者 1 人あたりの金額 (千円)	30	31	34	38	-
(参考) 重度障害		子ども医療との比較 (倍)	1.6	1.3	1.4	1.3	-
(参考) ひとり親							

*1 令和2年度までは、0 歳～3 歳未満・3 歳～小学生 (所得範囲内)

*2 令和2年度までは、中学生・3 歳～小学生 (所得超過)

(2)児童手当給付

根拠法令等	児童手当法	負担割合	・0 歳～3 歳未満 (被用者) 国 10/10 ・0 歳～3 歳未満 (非被用者) 国 13/15, 県 1/15, 市 1/15 ・3 歳以降 国 7/9, 県 1/9, 市 1/9
-------	-------	------	---

<目的・事業内容>

家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。

<支給対象者>

次のすべてに該当する者

- ・ 市内に住所を有する者
- ・ 高校生年代までの児童を養育している父母等

<支給額>

児童の年齢	児童手当月額 (1 人当たり月額)
3 歳未満	一律 15,000 円
3 歳以上高校生年代	10,000 円 (第 3 子以降は 30,000 円)

※ 令和 6 年 10 月からは、高校生年代が支給対象になった。また、所得制限の撤廃のため、特例給付は廃止となった。

※ 「第 3 子以降」とは、大学生年代まで (22 歳の誕生日後の最初の 3 月 31 日まで) の養育している児童のうち、3 番目以降の児童。

<実績>

令和4年度

区分			児童手当	特例給付	施設入所	計
0～3 歳	被用者	受給人員(延数)	17, 319	398	0	17, 717
		支 給 額(千円)	259, 785	1, 990	0	261, 755
	非被用者	受給人員(延数)	3, 543	52	142	3, 737
		支 給 額(千円)	53, 145	260	2, 130	55, 535
3 歳以上 小学校修了前	被用者	受給人員(延数)	69, 021	2, 119	0	71, 140
		支 給 額(千円)	751, 760	10, 595	0	762, 355
	非被用者	受給人員(延数)	14, 853	239	464	15, 556
		支 給 額(千円)	164, 510	1, 195	4, 640	170, 345
小学校修了後中学校修了前	被用者	受給人員(延数)	23, 530	744	12	24, 286
		支 給 額(千円)	235, 300	3, 720	120	239, 140
	非被用者	受給人員(延数)	5, 319	156	123	5, 598
		支 給 額(千円)	53, 190	780	1, 230	55, 200
計		受給人員(延数)	133, 585	3, 708	741	138, 034
		支 給 額(千円)	1, 517, 690	18, 540	8, 120	1, 544, 350

令和5年度

区分		児童手当	特例給付	施設入所	計	
0～3 歳	被用者	受給人員(延数)	15, 838	334	0	16, 172
		支 給 額(千円)	237, 570	1, 670	0	239, 240
	非被用者	受給人員(延数)	3, 149	58	117	3, 324
		支 給 額(千円)	47, 235	290	1, 755	49, 280
3 歳以上 小学校修了前	被用者	受給人員(延数)	66, 639	1, 800	0	68, 439
		支 給 額(千円)	729, 235	9, 000	0	738, 235
	非被用者	受給人員(延数)	14, 162	157	421	14, 740
		支 給 額(千円)	156, 550	785	4, 210	161, 545
小学校修了後中学校修了前	被用者	受給人員(延数)	24, 315	574	12	24, 901
		支 給 額(千円)	243, 150	2, 870	120	246, 140
	非被用者	受給人員(延数)	5, 082	84	121	5, 287
		支 給 額(千円)	50, 820	420	1, 210	52, 450
計		受給人員(延数)	129, 185	3, 007	671	132, 863
		支 給 額(千円)	1, 464, 560	15, 035	7, 295	1, 486, 890

令和6年度

区分			児童手当	特例給付	施設入所	計
0～3 歳	被用者	受給人員(延数)	14,911	215	0	15,126
		支給額(千円)	243,075	1,075	0	244,150
	非被用者	受給人員(延数)	3,054	31	78	3,163
		支給額(千円)	50,475	155	1,170	51,800
3歳以上 小学校修了前	被用者	受給人員(延数)	64,530	1,128	0	65,658
		支給額(千円)	781,335	5,640	0	786,975
	非被用者	受給人員(延数)	13,930	113	382	14,425
		支給額(千円)	172,750	565	3,820	177,135
小学校修了後中学校修了前	被用者	受給人員(延数)	24,367	410	2	24,779
		支給額(千円)	264,930	2,050	20	267,000
	非被用者	受給人員(延数)	5,036	32	182	5,250
		支給額(千円)	55,540	160	1,820	57,520
高校生年代	被用者	受給人員(延数)	8,207	0	4	8,211
		支給額(千円)	91,910	0	40	91,950

	非被用者	受給人員(延数)	1,868	0	56	1,924
		支給額(千円)	20,120	0	560	20,680
計		受給人員(延数)	135,903	1,929	704	138,536
		支給額(千円)	1,680,135	9,645	7,430	1,697,210

(3)児童扶養手当給付

根拠法令等	児童扶養手当法	負担割合	国 1/3 市 2/3
-------	---------	------	-------------

<目的・事業内容>

手当を支給することにより、父または母と生計を同じくしていない児童の福祉の増進を図る。
平成 22 年 8 月から父子家庭も対象となった。

<支給対象者>

次のすべてに該当する者

- ・父または母と生計を同じくしていない児童（18 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までの間にある者または 20 歳未満で一定以上の障害を有する者）を養育している者
- ・その者及び扶養義務者の前年の所得額が制限額未満であること

<支給額>

区 分	全額支給	一部支給
1 人目	45,500 円	45,490 円～10,740 円
2 人目	10,750 円加算	10,740 円～5,380 円加算

※令和 6 年 11 月現在支給額

<実 績>

年度		R2	R3	R4	R5	R6	原因別 (R6)			
新法	受給世帯数	1,291	1,294	1,229	1,189	1,189	離婚	遺棄	死亡	その他
	支給額 (千円)	655,959	645,725	614,092	597,845	617,949	947	2	3	237
	全世帯数 (4/1)	56,369	56,239	55,845	55,577	55,254				
	全世帯数に占める割合	2.3%	2.3%	2.2%	2.1%	2.2%				
	1 世帯あたり 支給額 (千円)	508	499	500	503	519				

(4)母子生活支援施設への入所措置

根拠法令等	児童福祉法第 23 条・第 38 条	負担割合	国 1/2 県 1/4 市 1/4
-------	--------------------	------	-------------------

<目的・事業内容>

配偶者のない女子又は、これに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を母子生活支援施設に入所させ保護するとともに、自立の促進のためにその生活を支援する。

<実 績> ※次ページ

年度 区分		R2	R3	R4	R5	R6
措 置	実世帯数	5	3	1	0	0
	延世帯数	48	8	12	0	0
	実 人 員	13	8	4	0	0
	延 人 員	124	20	48	0	0
措 置 費 (千円)		29,083	19,974	2,627	0	0

※大牟田市母子生活支援施設は、平成26年3月末廃止。

(5)助産施設への入所措置

根拠法令等	児童福祉法第22条・第36条	負担割合	国1/2 県1/4 市1/4
-------	----------------	------	----------------

<目的・事業内容>

保健上必要があるにもかかわらず、経済的な理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を助産施設に入院させ、助産を受けさせる。

<施設の概要>

名 称	大牟田市立病院助産施設	開設年月日	平成22年4月1日
所 在 地	大牟田市宝坂町2丁目19-1	定 員	1名

※市が設置していた助産施設については、平成22年4月1日付で廃止。

<実 績>

年度 区分		R2	R3	R4	R5	R6
措置人員		1	0	0	0	0

(6)こども家庭センター事業（児童福祉機能）

根拠法令等	児童福祉法第10条、第10条の2	負担割合	国2/3 県1/6 市1/6 一部 市10/10
-------	------------------	------	--------------------------

<目的・事業内容>

令和6年度から全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対して包括的な支援を行う「こども家庭センター」の設置が市町村の努力義務となり、母子保健と児童福祉の両機能を活かし、一体的に支援を行っている。

児童福祉機能においては、子どもや子育てに関する相談や児童虐待の通告等に対応し、相談支援の充実を図っている。

<実 績>

① 内容別相談受付人数

年度 相談内容		R2	R3	R4	R5	R6
養護相談	児童虐待	97	90	69	81	50
	その他	287	265	245	405	404
保健相談		0	0	0	2	0
障害相談		1	1	10	15	10
非行相談		5	3	3	1	6
育成相談	不登校	26	26	14	22	19
	その他	38	15	16	26	26
その他の相談		374	380	569	527	74
合 計		828	780	926	1,079	589

※R5年度までは、その他の相談に児童相談所や警察からの照会に対する回答を含む。

② 年齢別相談受付人数

年度 年齢区分	R2	R3	R4	R5	R6
未就学児（3歳未満）	147	149	172	193	99
（3～6歳）	220	190	232	235	116
小学校低学年（1～3年生）	114	115	153	216	125
高学年（4～6年生）	144	137	133	201	113
中学生（12～15歳）	131	126	143	151	95
中学校卒業以上	71	63	93	83	41
合 計	828	780	926	1,079	589

③ 相談対応延べ件数

年度 区分	R2	R3	R4	R5	R6
電話対応	4,950	6,037	8,460	8,587	9,016
来庁	564	690	698	943	1,042
訪問	579	875	977	1,105	1,045
その他	802	1,380	1,545	1,356	1,417
合 計	6,895	8,982	11,680	11,991	12,520

(7) 子ども支援ネットワーク事業

根拠法令等	児童福祉法第25条の2第1項 大牟田市子ども支援ネットワーク設置要綱	負担割合	国 1/3 県 1/3 市 1/3 一部 市 10/10
-------	---------------------------------------	------	---------------------------------

<目的・事業内容>

児童福祉法に規定する要保護児童対策地域協議会として、「大牟田市子ども支援ネットワーク」を設置し、保護者のない児童又は保護者に監護させる事が不適当であると認められる児童及びその保護者若しくは特定妊婦の早期発見を図り、関係機関と支援対象児童等に関する情報の交換や支援内容の協議を円滑に行う。

<構成機関>

大牟田医師会、大牟田歯科医師会（令和4年度から）、大牟田警察署、大牟田市社会福祉協議会、大牟田市小学校長会、大牟田市中・特別支援学校長会、大牟田市保育所連絡協議会、大牟田市民生委員・児童委員協議会、福岡県私立幼稚園振興協会筑後部会南部連盟、甘木山学園、福岡県弁護士会筑後部会、福岡法務局柳川支局、柳川人権擁護委員協議会、福岡県大牟田児童相談所、大牟田市障害者自立支援・差別解消支援協議会相談支援部会、大牟田市教育委員会、大牟田市（福祉事務所を含む）

<実 績>

大牟田市子ども支援ネットワーク会議の開催回数

年度 会議名	R2	R3	R4	R5	R6
代表者会議	1	1	1	1	1
実務者会議	14	14	14	14	14
個別ケース検討会議	82	79	99	112	123

※ケースの進捗管理や支援方針の確認等を行う実務者会議は、平成22年度までは児童相談所と市による要保護児童定期検討会として実施。23年度に実務者会議の位置づけを行い、25年度からは児童相談所、教育委員会、市の3機関で、令和2年度からは警察署も加わった4機関で毎月1回実施。

※平成30年度に関係機関による見守り中心のケースを対象とする実務者会議を立ち上げた。甘木山学園、私立幼稚園振興協会筑後部会南部連盟、保育所連絡協議会、障害者自立支援・差別解消支援協議会相談支援部会、児童相談所、教育委員会、市の7機関を固定メンバーとし、年2回実施。

5 母子父子寡婦福祉

(1)母子父子寡婦福祉資金の貸付

根拠法令等	母子及び父子並びに寡婦福祉法第13条・第14条・第31条の6・第32条	負担割合	県10/10
-------	-------------------------------------	------	--------

<目的・事業内容>

各種資金の貸付を通じて、母子家庭等寡婦世帯の経済的自立・生活の安定を図る。

<母子及び寡婦福祉資金の貸付状況(決定分)>

資金名		貸付 限度額 (千円)	利 息	R2 年度 貸付状況		R3 年度 貸付状況		R4 年度 貸付状況		R5 年度 貸付状況		R6 年度 貸付状況	
				件 数	金 額 (千円)	件 数	金 額 (千円)	件 数	金 額 (千円)	件 数	金 額 (千円)	件 数	金 額 (千円)
事業開始 資金		3,470	無利子 (1.0%)										
事業継続 資金		1,740	無利子 (1.0%)										
修学資金	高校	公立 月 27 私立 月 45	無利子										
	高等 専門 学校	公立 月 31 私立 月 48	無利子										
	大学	公立 月 71 私立 月 108	無利子	1	1,440								
	大学院	修士月 132 博士月 183	無利子										
	専修 学校	高等課程 公立 月 27 私立 月 45	無利子										
		専門課程 公立 月 67 私立 月 89											
		一般課程 月 54											
修業資金		68 (460)	無利子										
就学支援 資金		高校等 150 大学等 410	無利子										
住宅資金		1,500 (特別 2,000)	無利子 (1.0%)										
就職支援 資金		105 (340)	無利子 (1.0%)										
技能習得 資金		月 68 (460)	無利子 (1.0%)										
生活資金		月 141 月 108	無利子 (1.0%)	1	600								
結婚資金		320	無利子 (1.0%)										
転宅資金		260	無利子 (1.0%)										

医療介護 資金	340 経済的困難 480 介護 500	無利子 (1.0%)										
合 計			2	2,040	0	0	0	0	0	0	0	0

※貸付限度額は、令和6年4月1日現在

※修学資金、就学支援資金の貸付限度額は、自宅通学の場合

※就職支援資金の（ ）金額は、自動車購入の場合

※修業資金、技能習得資金の（ ）金額は、自動車運転免許の場合

※修学資金、修業資金、就学支援資金については、保証人の有無に関わらず無利子。その他資金については、保証人を立てた場合は無利子、保証人を立てられない場合は年に1.0%の有利子。

※平成26年10月1日より父子家庭も対象となった。

(2)ひとり親家庭等医療費助成事業

根拠法令等	大牟田市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例	負担割合	県 1/2 市 1/2
-------	-------------------------	------	-------------

<目的・事業内容>

母子家庭の母及び児童、父子家庭の父及び児童に対し医療費の一部を支給することにより、その者の福祉の向上を図る。

<支給対象者>

次のすべてに該当する者

- ・ 市内に住所を有する者
- ・ 母子家庭の母及び児童、父子家庭の父及び児童、父母のいない児童
- ・ 国民健康保険、後期高齢者医療保険又は社会保険に加入している者
- ・ 生活保護を受けていないこと
- ・ 本人及び扶養義務者の前年の所得が児童扶養手当法施行令に定める額を超えていない者

<実 績>

年度		R2	R3	R4	R5	R6
区分						
ひとり親	医療証交付者	2,878	2,833	2,707	2,676	1,660
	件数	28,225	29,237	30,357	32,143	32,111
	金額(千円)	86,854	87,241	93,369	101,573	102,232
	全人口(4/1)	112,815	111,356	109,405	107,633	105,753
	全人口に占める 対象者の割合	2.6%	2.5%	2.5%	2.5%	—
	対象者1人あたり の金額(千円)	30	31	34	38	—

※医療証交付者数については、年度末の人数。R7.1に子ども医療を拡充したことにより、中学生年代までのひとり親医療証交付者が子ども医療の適用となったことで、R6の医療証交付者数が減少したもの。

(3)高等職業訓練促進給付金等事業

根拠法令等	母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条・第31条の10 大牟田市高等職業訓練促進給付金等要綱	負担割合	国 3/4 市 1/4
-------	--	------	-------------

<目的・事業内容>

母子家庭の母・父子家庭の父の就職に有利な資格の取得を促進し、就職を支援するため、給付金を支給する事業。

【制度拡充】

- ・平成 28 年度から支給上限 2 年→3 年へ。
- ・平成 31 年度から支給上限 3 年→4 年へ。ただし、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために、養成機関で修業する場合には、通算 3 年を超えない範囲で支給。養成機関における修了までの最後の 12 か月については、月額 4 万円増額する。
- ・令和 3 年度から准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために、養成機関で修業する場合の支給上限を 3 年→4 年へ。また、1 年以上のカリキュラムの修業が予定されている資格→6 月以上のカリキュラムの修業が予定されている資格（情報系の資格や講座）も対象とする。
- ・令和 6 年度から所得が児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準を超えた場合であっても、その後 1 年間に限り引き続き対象者とする。

<対象資格>

- ・看護師（准看護師を含む） ・介護福祉士 ・保育士 ・理学療法士 ・作業療法士
- ・言語聴覚士（平成 28 年 4 月 1 日追加）・その他市長が定めるもの（平成 28 年 4 月 1 日追加）
- ・令和 3 年度から雇用保険制度の一般教育訓練給付の指定講座を受講する場合には、情報系の資格や講座（令和 3 年 4 月 23 日追加）

<実 績>

区分 \ 年度	R2	R3	R4	R5	R6
准看護師	17	11	7	10	7
看護師	7	16	16	14	5
介護福祉士	0	0	1	1	2
保育士	0	0	0	0	0
理学療法士	0	0	0	0	0
作業療法士	0	0	0	0	0
美容師（その他市長が認めるもの）	0	0	1	1	1
社会福祉士（その他市長が認めるもの）	0	1	0	0	0
教員免許（その他市長が認めるもの）	0	1	1	1	0
行政書士（その他市長が認めるもの）	0	0	1	1	0
情報系の資格（その他市長が認めるもの）	—	—	0	2	4
給付者合計	26	29	27	30	19
事業費（千円）	28,320	37,384	29,194	32,644	20,914
給付者のうち卒業者数（人）	10	15	9	11	17
給付者のうち資格取得者（人）	10	14	9	9	13
給付者のうち就職者（人）	8	14	9	8	10
給付者のうち進学者（人）	4	5	0	1	2

(4) 自立支援教育訓練給付金事業

根拠法令等	母子及び父子並びに寡婦福祉法第 31 条・第 31 条の 10 大牟田市自立支援教育訓練給付金事業実施要綱	負担割合	国 3/4 市 1/4
-------	--	------	-------------

<目的・事業内容>

母子家庭の母・父子家庭の父が就職につながる能力開発のための教育訓練を受講し、修了した場合、受講費の一部を助成する事業であり、平成 24 年度から実施。

【制度拡充】

- ・令和 6 年度から児童扶養手当受給相当の所得要件を撤廃。また、専門実践教育訓練給付の指定講座を受講し、講座修了後 1 年以内に資格を取得し、就職等した場合は、受講料の 25%相当額を追加支給。

<対象講座>

雇用保険制度の一般教育訓練給付金・特定一般教育訓練給付金・専門実践教育訓練給付金の指定教育訓練講座及びこれに準じ市長が地域の実情に応じて対象とする講座で、就労に結びつく可能性の高い講座。

<実績>

対象講座の指定

指定講座 \ 年度	R2	R3	R4	R5	R6
介護関係講座 (件)	2	2	2	1	1
医療事務関係講座 (件)	1	0	1	0	0
登録販売者合格指導講座 (件)	0	0	0	0	0
社会保険労務士関係講座 (件)	1	0	0	0	0
看護師関係 (件)	0	1	1	0	1
情報系の講座 (件)	—	0	0	1	2
合計 (件)	4	3	4	2	4

支給講座 \ 年度	R2	R3	R4	R5	R6
介護関係講座 (件)	1	0	0	1	1
医療事務関係講座 (件)	0	1	0	0	0
登録販売者合格指導講座 (件)	0	0	0	0	0
社会保険労務士関係講座 (件)	0	0	0	0	0
情報系の講座 (件)	0	0	0	0	1
事業費 (千円)	50	22	0	46	419

(5) 高卒認定試験合格支援事業

根拠法令等	大牟田市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱	負担割合	国 3/4 市 1/4
-------	----------------------------------	------	-------------

<目的・事業内容>

母子家庭の母・父子家庭の父の学び直しを支援すること、母子家庭の母・父子家庭の父から扶養されている20歳未満の児童の学習を支援することを目的として、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す対策講座の受講費の一部を助成する事業であり、令和4年度から実施。

【制度拡充】

- ・令和6年度から児童扶養手当受給相当の所得要件を撤廃。

<対象講座>

高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座（通信制講座を含む。）として審査を行い適当と認める講座。ただし、高等学校卒業程度認定試験の試験科目の免除を受けるために高等学校に在籍して単位を修得する講座を受け、高等学校等就学支援金制度の支給対象となる場合は、本事業の対象としない。

<給付金の種類>

【通信制の場合】

- ①受講開始時給付金 支給対象者が対象講座の受講を開始した際に支給。【上限100,000円】
- ②受講修了時給付金 支給対象者が対象講座の受講を修了した際に支給。【上限①と合わせて125,000円】
- ③合格時給付金 受講修了時給付金を受けた者が、受講修了日から起算して2年以内に高卒認定試験の全科目に合格した場合に支給。【上限①、②と合わせて150,000円】

【通学又は通学及び通信制併用の場合】

- ①受講開始時給付金 支給対象者が対象講座の受講を開始した際に支給。【上限 200,000 円】
- ②受講修了時給付金 支給対象者が対象講座の受講を修了した際に支給。【上限①と合わせて 250,000 円】
- ③合格時給付金 受講修了時給付金を受けた者が、受講修了日から起算して2年以内に高卒認定試験の全科目に合格した場合に支給。【上限①、②と合わせて 300,000 円】

<実 績>

相談件数

年度 指定講座	R2	R3	R4	R5	R6
四谷学院				0	0
あおぞら高校				0	0
合計 (件)				0	0

給付金額

年度 給付金種別	R2	R3	R4	R5	R6
受講開始時給付金 (件)				0	0
受講修了時給付金 (件)				0	0
合格時給付金 (件)				0	0
事業費 (千円)				0	0

(6) 養育費に関する公正証書等作成支援事業

根拠法令等	大牟田市養育費に関する公正証書等作成支援事業実施要綱	負担割合	国 1/2 市 1/2
-------	----------------------------	------	-------------

<目的・事業内容>

ひとり親の養育費に関する取り決めに促すとともに、養育費に関する公正証書等作成費用を補助し、養育費の継続した履行確保を図る。令和5年度から実施。

<対象者>

- ・養育費の取決めに係る経費を負担していること
- ・養育費の取決めに係る公正証書等を有していること
- ・養育費の取決めの対象となる児童を養育していること
- ・過去に補助金を交付されていないこと

<実 績>

年 度	R5	R6
件 数	12	14
金額 (千円)	212	267

(7) 養育費保証契約締結支援事業

根拠法令等	大牟田市養育費保証契約締結支援事業実施要綱	負担割合	国 1/2 市 1/2
-------	-----------------------	------	-------------

<目的・事業内容>

ひとり親の養育費に関する取り決めに促すとともに、養育費の受け取りについて、当事者以外に第三者を介し、養育費の未払いが発生した場合に第三者が立替、督促することを内容とする養育費保証契約を保証会

社と締結する際の本人負担費用（保証料）を補助し、養育費の継続した履行確保を図る。令和5年度から実施。

<対象者>

- ・児童扶養手当の支給を受けている人、又は同等の所得水準にあること
- ・養育費の取決めに係る公正証書等を有していること
- ・養育費の取決めの対象となる児童を養育していること
- ・保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結していること
- ・過去に補助金を交付されていないこと

<実績>

年 度	R5	R6
件 数	0	0
金額(千円)	0	0

6 母子・小児医療事業

(1)未熟児養育医療

根拠法令等	母子保健法 第20条	負担割合	国1/2 県1/4 市1/4
-------	------------	------	----------------

<目的・事業内容>

未熟児は、疾病にかかりやすくその死亡率が高率であるばかりではなく心身の障害を残すことも多いため、生後速やかに適切な処置を講じることが必要である。このため、病院又は診療所に入院を必要とする1歳未満の未熟児に対して、その養育に必要な医療の給付を行う。

<実績>

年度		R2	R3	R4	R5	R6
区分						
新規申請者数		8	9	10	12	6
出生時 体 重	1,000g以下	2	0	3	0	1
	1,001～1,500g	2	4	1	4	0
	1,501～1,800g	3	4	3	2	2
	1,801～2,000g	0	1	3	6	3
	2,000g以上	1	0	0	0	0
金額(千円)		2,814	3,440	4,967	4,171	1,514

※金額には、支払事務手数料を含む。

(2)育成医療

根拠法令等	障害者総合支援法 第54条、第58条	負担割合	国1/2 県1/4 市1/4
-------	--------------------	------	----------------

<目的・事業内容>

身体に障害ある、または現存する疾患を放置すると障害を残すと認められる児童に対し、必要な医療の給付を行う。

<実績> ※次ページ

年度 区分		R2	R3	R4	R5	R6
申請件数		21	25	18	17	14
決定件数		21	23	17	17	14
給付内訳	肢体不自由	0	3	2	2	1
	視覚障害	0	0	0	0	0
	聴覚・平衡機能障害	0	0	0	2	2
	音声・言語・そしゃく機能障害	12	11	13	11	12
	心臓機能障害	1	3	0	0	0
	腎臓機能障害	2	0	0	0	0
	その他	6	6	2	2	2
金額（千円）		830	3,393	2,474	2,563	651

※ 金額には、支払事務手数料、通信運搬費を含む。

(3)小児慢性特定疾病医療費助成

根拠法令等	児童福祉法 第19条の2	負担割合	—
-------	--------------	------	---

<目的・事業内容>

小児期における特定な疾患については、その治療が長期間にわたり、かつ医療費の負担も高額となり、放置すると児童の健全育成を阻害することとなる。小児慢性特定疾病にかかっている児童等の医療費の負担軽減を図るため、医療費の自己負担分の一部を助成する。

対象者は18歳未満の児、ただし、18歳になる時点でこの事業の対象となっており、引き続き治療が必要と認められる場合は、20歳未満まで対象となる。

実施主体は福岡県、市は令和2年度までは進達業務を実施していた。

<実績>

年度 区分		R2		R3		R4		R5		R6	
		新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続
申請件数		10	91	—	—	—	—	—	—	—	—
給付内訳	悪性新生物	1	14	—	—	—	—	—	—	—	—
	慢性腎疾患	0	4	—	—	—	—	—	—	—	—
	慢性呼吸器疾患	0	1	—	—	—	—	—	—	—	—
	慢性心疾患	1	9	—	—	—	—	—	—	—	—
	内分泌疾患	2	23	—	—	—	—	—	—	—	—
	膠原病	0	2	—	—	—	—	—	—	—	—
	糖尿病	1	7	—	—	—	—	—	—	—	—
	先天性代謝異常	0	4	—	—	—	—	—	—	—	—
	血液疾患	0	5	—	—	—	—	—	—	—	—
	神経・筋疾患	3	11	—	—	—	—	—	—	—	—
	慢性消化器疾患	2	6	—	—	—	—	—	—	—	—
	染色体または遺伝子に変化を伴う症候群	0	2	—	—	—	—	—	—	—	—
	皮膚疾患	0	1	—	—	—	—	—	—	—	—
	骨系統疾患	0	1	—	—	—	—	—	—	—	—
	脈管系疾患	0	1	—	—	—	—	—	—	—	—

(4)小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業

根拠法令等	大牟田市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱	負担割合	県 1/2 市 1/2
-------	------------------------------	------	-------------

<目的・事業内容>

小児慢性特定疾病医療費助成の対象児に対し、日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図ることを目的とする。平成25年度から実施。

<実 績>

区分 \ 年度	R2	R3	R4	R5	R6
申請件数	0	0	0	0	2
事業費（千円）	0	0	0	0	170

(5)特定不妊治療費助成事業

根拠法令等	福岡県不妊に悩む方への特定治療支援事業実施要綱 大牟田市特定不妊治療費助成金交付要綱	負担割合	— 市 10/10
-------	---	------	--------------

<目的・事業内容>

福岡県が、特定不妊治療を行う夫婦の経済的負担を軽減するため、治療費の一部助成を行っていたため、本市は令和2年度まで進達業務を行っていた。

令和3年度より本市は、福岡県の助成対象となった夫婦うち、本市に1年以上住民票をおき、かつ市県民税及び国民健康保険税の滞納がない夫婦について、県の助成に上乗せして助成を行っていた。

令和4年度以降に治療を開始した特定不妊治療については、保険診療の対象となったが、経過措置として、令和3年度に治療を開始し、令和4年度においても継続中の治療について1回のみ福岡県の助成を行うことから、これに合わせ本市も令和5年度まで助成を継続していたが令和4年度末までに、経過措置対象者全員に対する助成が終了したため終了とする。

<実 績>

区分 \ 年度	R2	R3	R4	R5	R6
申請件数	47	35	48	0	—
初回加算（再掲）	22	—	—	—	—
男性不妊治療（再掲）	0	1	0	0	—
市助成金（千円）	—	1,750	2,319	0	—

※令和2年度分については福岡県への進達件数、R3年度以降については市の助成件数

7 母子健康診査事業

(1)妊婦健康診査

根拠法令等	母子保健法 第13条 大牟田市妊婦健康診査実施要綱 大牟田市里帰り等妊婦健康診査補助金交付要綱	負担割合	市 10/10
-------	---	------	---------

<目的・事業内容>

妊婦健康診査を医療機関に委託して実施し、母子の健康増進を図る。

平成21年度から14回分の妊婦健康診査受診券を交付。妊婦健康診査受診券を利用できない地域での受診については、申請により一定の基準のもと補助金を交付している。

<実績>

年度 区分		R2	R3	R4	R5	R6
委託医療機関	延受診回数	7,998	7,624	6,860	6,287	5,754
	委託料（千円）	61,104	58,137	55,595	50,815	46,412
委託医療機関以外 （里帰り先等）	延受診回数	100	67	73	52	82
	補助金（千円）	574	367	377	276	457

(2)多胎妊娠の妊婦健康診査助成事業

根拠法令等	母子保健法 第13条 大牟田市多胎妊娠の妊婦健康診査補助金交付要綱	負担割合	国 1/2 市 1/2
-------	--------------------------------------	------	-------------

<目的・事業内容>

令和6年度より、母体への負担や経済的負担が大きい多胎妊娠の妊婦に対し、健診の機会を増やすことでより健やかな出産へとつなげていくために、追加で受診する健診に係る費用の一部を助成している。

受診後、申請により一定基準のもと補助金を交付している。

<実績>

年度 区分		R2	R3	R4	R5	R6
償還払	受診回数	-	-	-	-	1
	補助金（千円）	-	-	-	-	4

(3)産婦健康診査助成事業

根拠法令等	母子保健法 第13条 大牟田市産婦健康診査助成事業実施要綱	負担割合	国 1/2 市 1/2
-------	----------------------------------	------	-------------

<目的・事業内容>

令和6年度より、産後うつ等支援が必要な産婦を把握し、早期に母子への心身のケアや育児サポート等を実施するため、産婦健康診査に係る費用の一部を助成している。

妊娠の届出時に補助券を交付。委託医療機関以外で検査を受けた場合は、申請により一定基準のもと補助金を交付している。

<実績>

年度 区分		R2	R3	R4	R5	R6
委託医療機関	受診回数	-	-	-	-	698
	委託料（千円）	-	-	-	-	3,267
委託医療機関以外	受診回数	-	-	-	-	105
	補助金（千円）	-	-	-	-	441

(4)新生児聴覚検査費助成事業

根拠法令等	厚生労働省通知（平成19年1月29日付雇児母発第0129002号、最新改正：こども家庭庁通知令和5年10月3日付こ成母第277号）「新生児聴覚検査の実施について」	負担割合	市 10/10
-------	---	------	---------

	大牟田市新生児聴覚検査費助成事業実施要綱		
--	----------------------	--	--

<目的・事業内容>

令和5年度より、先天性難聴児の早期発見・早期療育を図るため、新生児聴覚検査に係る費用の一部を助成している。

妊娠の届出時に補助券を交付。委託医療機関以外で検査を受けた場合は、申請により一定基準のもと補助金を交付している。

<実 績>

年度 区分		R2	R3	R4	R5	R6
委託医療機関	受検回数	-	-	-	376	363
	委託料（千円）	-	-	-	1,880	1,815
委託医療機関以外	受検回数	-	-	-	68	40
	補助金（千円）	-	-	-	326	184

(5)乳幼児健康診査

根拠法令等	母子保健法 第12条、第13条第1項 大牟田市乳幼児健康診査実施要領 大牟田市乳幼児精密健康診査実施要領	負担割合	市 10/10
-------	--	------	---------

<目的・事業内容>

乳幼児健康診査（4か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳児）を医療機関に委託して実施し、乳幼児の健康増進を図る。

<実 績>

年度 区分			R2	R3	R4	R5	R6
乳 児	4 か月児 健康診査	対象人員	699	607	579	550	481
		受診実人員	665	589	570	544	481
	10 か月児 健康診査	対象人員	701	644	611	545	522
		受診実人員	658	612	598	523	510
	精密検査数		20	22	31	32	49
	委託料(千円)		5,514	4,897	4,754	4,359	4,068
幼 児	1 歳 6 か月児 健康診査	対象人員	720	684	651	585	553
		受診実人員	647	635	615	567	534
		精密検査数	10	15	21	17	19
		委託料（千円）	3,796	3,487	3,335	3,199	2,913
	3 歳児 健康診査	対象人員	815	764	776	636	648
		受診実人員	732	696	706	588	600
		うち屈折検査 受診実人員	-	-	-	480	483
		精密検査数	20	18	34	30	42
		委託料（千円）	3,796	3,335	3,307	3,334	3,192

* 令和5年度より、一部の医療機関で3歳児屈折検査を実施。

(6)発達相談事業

根拠法令等	母子保健法 第10条、第13条第1項	負担割合	一部国 2/3 県 1/6 市 1/6
-------	--------------------	------	---------------------

<目的・事業内容>

乳幼児健診や育児相談などで、ことばや落ち着きのなさなどが心配な子どもや、子どもへの関わり方について、相談がある保護者を対象に専門家が発達に応じた相談・助言を行い、子どもの健やかな成長を促す。

- ・ことばとこころの相談：心理士による、ことばの遅れや子どもへの関わり方、育児不安などに対する相談。月6回、予約制。
- ・言語聴覚士の相談：ことばの面や発音で心配のある子どもや保護者に対する相談。年4回、予約制。（令和6年度開始）
- ・発達クリニック：精神運動発達遅滞疑いの乳幼児に対する診察・相談。（令和5年度末廃止）

<実績> 延受診者数

区分 \ 年度	R2	R3	R4	R5	R6
ことばとこころの相談	164	216	204	200	182
言語聴覚士の相談	-	-	-	-	8
発達クリニック	97	89	85	101	-

8 母子保健指導事業

(1) こども家庭センター

根拠法令等	児童福祉法第10条の2第2項 及び、母子保健法 第22条	負担割合	国2/3 県1/6 市1/6 一部 市10/10
-------	---------------------------------	------	-----------------------------

<目的・事業内容>

令和6年度から全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対して包括的な支援を行う「こども家庭センター」の設置が市町村の努力義務となり、母子保健と児童福祉の両機能を活かし、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を行っている。

(2) 母子保健指導(健康相談)

根拠法令等	母子保健法 第10条、第14条、第15条、 第16条、第22条	負担割合	国2/3 県1/6 市1/6 一部 市10/10
-------	------------------------------------	------	-----------------------------

<目的・事業内容>

妊娠中の母体を保護し疾病や異常を予防し、健やかに生み育てるよう援助するため、母子健康手帳を交付し、保健指導を実施する。

また、健やかな成長を支援するため、それぞれの発達段階に応じた育児相談等を実施する。

3歳児歯科健康診査時に育児相談を実施しており、令和4年10月からは、1歳6か月児歯科健診時においても、育児相談を開始した。

<実績>

区分 \ 年度		R2	R3	R4	R5	R6
妊 婦	妊娠届出数	650	590	565	519	481
	実人数	763	674	695	643	607
	延人数	782	685	725	676	653
産 婦	実人数	147	199	277	315	273
	延人数	230	296	496	632	479
乳 児	実人数	812	842	855	702	696

	健診の事後指導（再掲）	134	113	115	116	104
	延人数	926	934	1,070	1,149	881
幼 児	実人数	1,035	839	999	1,133	1,279
	健診の事後指導（再掲）	134	135	169	138	158
	延人数	1,238	925	1,115	1,648	1,478
その他	実人数	89	91	150	166	164
	延人数	150	162	299	342	340
電話相談等	延人数	3,823	2,912	4,284	5,079	4,807
電話相談再）	対象者	695	652	526	529	504
はぐはぐコール※1	延回数	876	776	627	720	653

（※1）はぐはぐコールは、妊娠8か月以上の妊婦に対し電話相談を行う（平成30年8月から実施）。

(3) 育児支援事業

根拠法令等	母子保健法 第9条、第10条、第22条	負担割合	国 1/2 市 1/2 一部 国 2/3 県 1/6 市 1/6
-------	---------------------	------	-------------------------------------

<目的・事業内容>

子どもの健康や発達についての知識を深めると共に、親同士交流を持ち、育児上の体験や悩みなどを共感することで、育児不安の解消を図る。保護者が安心して育児を行える環境を作り、児の健やかな成長を支援する。

- ・パパ・ママ育児専科：妊婦とパートナーを対象とする。パパの妊婦体験や赤ちゃんのお世話体験などを行う。
- ・マタニティ&ママのほっとスペース：生後5か月未満の乳児と保護者及び妊婦が対象。同年齢の児を持つ親同士が悩みを共感することで、育児不安の解消を図る。
- ・赤ちゃん広場：生後5か月～12か月の乳児と保護者が対象。親子遊び、絵本の読み聞かせ、赤ちゃんの計測などを行う。
- ・健康教育等：子どもの成長発達の過程と子どもへの関わり方の話など、健康教育を実施している。

<実 績>

年度		R2	R3	R4	R5	R6
区分						
パパ・ママ育児専科	回 数	4	2	6	6	6
	参加人数	59	34	96	106	95
マタニティ&ママのほっとスペース	回 数	8	7	9	12	11
	参加人数	106	111	144	236	176
赤ちゃん広場	回 数	8	6	9	11	12
	参加人数	131	106	183	322	270
健康教育等	回 数	1	0	4	0	1
	参加人数	34	0	208	0	9

(4) 妊娠期からのケアサポート事業

根拠法令等	母子保健法 第22条 児童福祉法 第6条の3第5項 大牟田市妊娠期からのケアサポート事業実施要領	負担割合	—
-------	---	------	---

<目的・事業内容>

市と県内医療機関等との連携体制の整備を行い、妊娠期から要支援者を把握し、早期に養育支援訪問等を

行って育児不安の軽減等を図る。平成23年度から実施。

<実 績>

年度 区分		R2	R3	R4	R5	R6
医療機関からの 依頼件数	妊婦	18	16	5	22	18
	産婦・新生児	97	98	88	98	91
医療機関への 依頼件数	妊婦	25	38	27	59	42
	産婦・新生児	14	10	5	7	64

(5) 産後ケア事業

根拠法令等	母子保健法 第9条 第10条 第17条の2 第22条 大牟田市産後ケア事業実施要綱	負担割合	国 1/2 県 1/4 市 1/4
-------	--	------	----------------------

<目的・事業内容>

出産後の母親の身体的回復と心理的安定等を図る。宿泊型と日帰り型があり、利用日数の上限は宿泊型6泊7日、日帰り型7日まで。平成30年11月から実施。

<実 績>

年度 区分		R2	R3	R4	R5	R6
宿泊型	利用人数 (実)	12 人	23 人	20 人	23 人	42 人
	利用実績 (延)	44 泊	83 泊	58 泊	68 泊	126 泊
日帰り型	利用人数 (実)	0 人	0 人	1 人	2 人	19 人
	利用実績 (延)	0 日	0 日	1 日	8 日	49 日

(6) 訪問指導

根拠法令等	母子保健法 第11条、第17条、第19条 児童福祉法 第6条の3第4項、第5項	負担割合	市 10/10 一部 国 1/3 県 1/3 市 1/3
-------	--	------	---------------------------------

<目的・事業内容>

保健師等が妊娠期から就学前までの育児支援を必要とする家庭を訪問し、その家庭にあった子育て等の支援を行う。

妊産婦及び乳児（概ね生後3か月まで）への訪問は、福岡県助産師会に委託して実施している。令和5年度より妊婦訪問は委託中止。

乳幼児健診の未受診者へは、看護職が訪問している。

<実 績>

年度 区分		R2	R3	R4	R5	R6
妊 婦	実人員	15	7	6	11	12
	延人員	24	13	16	34	20
産 婦	実人員	341	338	481	569	470
	延人員	407	429	611	758	579
新生児 (未熟児を除く)	実人員	305	288	430	529	459
	延人員	361	334	486	602	534
未熟児	実人員	9	9	8	13	5
	延人員	13	9	18	22	8
乳 児	実人員	121	86	90	70	21

(新生児・未熟児を除く)	延人員	193	133	163	169	47
幼 児	実人員	179	186	198	195	181
	延人員	297	257	282	322	231
その他	実人員	25	29	48	74	59
	延人員	61	63	129	200	127

※そのほか、大牟田市と大牟田市民生委員・児童委員協議会との連携のもと、民生委員・児童委員、主任児童委員による「こんにちは赤ちゃん訪問」を実施している。

9 母性及び乳幼児に係る歯科保健事業

(1) 歯科健康診査

根拠法令等	母子保健法 第10条、第12条、第13条第1項 歯科口腔保健の推進に関する法律 第7条、第8条	負担割合	市 10/10
-------	--	------	---------

<目的・事業内容>

歯の健康づくりとして、1歳6か月児、3歳児を対象に歯科健康診査を集団で実施し、健全な乳歯の育成を図る。さらに、1歳6か月児に対しては、むし歯の治療も難しく、重症化しやすいために、むし歯に罹患している児やハイリスク児に対して、経過観察のための歯科健康診査及び歯科保健指導を行っている。令和5年度からは、3歳児のハイリスク児に対しても、経過観察のため歯科健康診査及び歯科保健指導を行っている。

令和2年度より妊婦を対象に歯科健診を行い歯科口腔保健に関する知識の普及及び、歯科疾患の予防に努めている。

<実 績>

年度 区分		R2	R3	R4	R5	R6
1歳6か月児	対象人数	745	679	627	589	558
	実人数	634	564	530	514	495
	延人数	667	582	553	528	497
3歳児	対象人数	830	761	719	639	625
	実人数	721	621	611	537	540
	延人数	—	—	—	579	568
妊婦	対象人数（妊娠届者）	650	590	565	519	481
	実人数	515	499	478	455	440

(2) 歯科保健指導・相談事業等

根拠法令等	母子保健法 第13条第1項 健康増進法 第4条、第7条 地域保健法 第6条 歯科口腔保健の推進に関する法律 第7条、第8条	負担割合	市 10/10
-------	---	------	---------

<事業内容>

幼児のむし歯有病者率の減少を図るため、乳幼児への歯科健康教育及び歯科健康相談やフッ化物塗布を実施している。

＜実績＞ 延参加者数

年度 区分		R2	R3	R4	R5	R6
妊婦歯科健康相談		515	499	478	455	440
乳幼児の歯育て教室	保護者	64	40	77	93	87
	乳幼児	64	39	79	101	95
個別相談		122	100	244	379	290
歯科健康教育		59	34	100	106	95
フッ化物塗布		1, 323	973	890	1, 204	1, 165

10 出産・子育て応援事業

(1) 出産・子育て応援ギフト(経済的支援)

根拠法令等	大牟田市伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業実施要綱	負担割合	国 2/3 県 1/6 市 1/6
-------	--------------------------------------	------	-------------------

＜目的・事業内容＞

全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備に向け、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援と経済的支援を一体として実施。出産応援ギフトとして妊娠届出時等に面談を受けた妊婦へ5万円、子育て応援ギフトとして出生届出後の助産師等の訪問を受けた方へ生まれた子ども1人につき5万円を支給。

＜出産応援ギフト対象者(妊娠届出後)＞

令和4年4月1日以降に妊娠届を提出し、面談を受けた妊婦

＜子育て応援ギフト対象者(出生届出後)＞

令和4年4月1日以降に生まれた子どもの養育者で、助産師等の訪問を受けた方

＜支給実績＞

年度 区分	R4		R5		R6	
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
出産応援ギフト	631	31,550	710	35,500	482	24,100
子育て応援ギフト	317	16,150	587	29,800	463	23,400
計	948	47,700	1,297	65,300	945	47,500

(2) 出産・子育て応援ギフト(伴走型支援)

根拠法令等	大牟田市伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業実施要綱	負担割合	国 1/2 県 1/4 市 1/4
-------	--------------------------------------	------	-------------------

こども家庭センターの母子保健の保健師等が中心となり、妊婦さんや子育て家庭のサポートを実施。

＜妊娠届出時等＞

全ての妊婦へ面談を実施し、相談に応じたり、妊娠期の過ごし方や出産までの見通しをたてるための情報提供を行い、母子保健手帳を交付。

＜妊娠8ヶ月頃＞

助産師から電話を実施。不在の場合はアンケートを送付。

<出生届出後>

産婦・新生児訪問等で助産師や保健師等が面談を行い、産婦の体調や子育ての状況、心配事を聴取。必要な子育て支援サービスを案内するなど、すべての家庭に寄り添い、関係機関と連携し、継続した支援を実施。

1 1 物価高騰対策事業

(1) 学童保育所等物価高騰対策応援金

根拠法令等	令和6年度大牟田市学童保育所等物価高騰対策応援金支給要綱	負担割合	市 10/10
-------	------------------------------	------	---------

<目的・事業内容>

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた放課後児童健全育成事業を実施している事業者に対し、支援を目的とした応援金の支給を行った。

<支給実績>

- ・支給対象事業者 20 施設
- ・支給額（総額） 1,970 千円

(2) 保育所等給食費負担軽減事業費補助金

根拠法令等	令和6年度大牟田市保育所等給食費負担軽減事業費補助金交付要綱	負担割合	県 1/2 市 1/2
-------	--------------------------------	------	-------------

<目的・事業内容>

コロナ禍における物価高騰の影響を受けた保育所等に対し、これまで通りの栄養バランスや量を保った給食の実施及び保護者の経済的負担の軽減を図るために、給食の材料費高騰に伴う費用の一部について補助を行った。

<支給実績>

- ・支給対象事業者 18 事業者
- ・支給額（総額） 10,467 千円

(3) 保育所等物価高騰対策費補助金

根拠法令等	令和6年度大牟田市保育所等物価高騰対策費補助金交付要綱	負担割合	県 1/2 市 1/2
-------	-----------------------------	------	-------------

<目的・事業内容>

コロナ禍における原油価格・物価高騰により負担が生じている市内の保育所等に対し、保育サービスの質の確保と経済的負担の軽減を図るため、電気代の上昇分相当額について補助を行った。

<支給実績>

- ・支給対象事業者 20 事業者
- ・支給額（総額） 2,264 千円

第10節 保健衛生

1 生活衛生

(1)生活衛生関連施設の衛生対策

根拠法令等	水道法、墓地、埋葬等に関する法律 大牟田市飲用井戸等衛生対策実施要領	負担割合	市 10/10
-------	---------------------------------------	------	---------

<目的・事業内容>

生活衛生関連施設の経営許可等及び施設の立入検査等の業務を行い、市民が安心して利用できるよう衛生確保を行う。

<実 績>

年度	R2	R3	R4	R5	R6
対象施設数	1,357	1,214	1,213	1,209	1,209
監視指導件数	8	4	14	12	8

(2)衛生害虫相談

根拠法令等	—	負担割合	市 10/10
-------	---	------	---------

<目的・事業内容>

衛生害虫の駆除を推進し、良好な生活環境の確保を図る。

<実 績>

年度	R2	R3	R4	R5	R6
相談件数	72	117	148	65	77

2 休日急患対策事業

(1)休日急患対策事業

根拠法令等	大牟田市休日急患及び平日時間外小児急患診療対策要綱	負担割合	市 9/10 みやま市 1/10
-------	---------------------------	------	---------------------

<目的・事業内容>

地域保健医療の健全な発展に寄与するため、市民及び医療機関と協力して、休日における適切な診療の応需体制及び平日時間外の小児急患診療体制を確立し、併せて健康に対する市民の正しい意識の向上を図ることを目的とする。

<実 績> ※次ページ

① 休日急患診療件数

年度	開設 日数	件 数							急患比 (%)	地域外	
		内科	小児科	外科	眼科	歯科	その他	計		件数	比(%)
R2	75	(300) 2,248	(437) 2,022	(968) 2,148	(204) 1,247	(389) 456	(104) 166	(2,402) 8,287	29.0	2,213	26.7
R3	74	(679) 2,886	(415) 2,381	(899) 1724	(239) 1,192	(327) 392	(191) 226	(2,750) 8,801	31.2	2,293	26.1
R4	74	(1,518) 6,266	(870) 3,404	(932) 1,821	(314) 1,307	(318) 392	(221) 273	(4,173) 13,463	31.0	3,326	24.7
R5	75	(1,291) 5,617	(1,193) 4,657	(1,043) 1,936	(273) 1,242	(398) 506	(195) 253	(4,393) 14,211	30.9	3,489	24.6
R6	75	(1,289) 5,374	(939) 4,250	(1,091) 1,816	(280) 1,351	(398) 504	(149) 225	(4,146) 13,520	30.7	3,241	24.0

() 内は急患数を内数で示す

② 平日時間外小児急患診療件数

年度	開 設 日 数	時間帯	年齢	件 数			急患比 (%)	地域外比 (%)	
				小児科	その他	計			
R5	241 (月～金)	午後 7 時～ 午後 10 時まで	0 歳～ 6 歳	(251) 1, 002	(1) 1	(252) 1, 003	25. 1	18. 5	
			7 歳以上	(154) 742	(4) 12	(158) 754	21. 0	15. 3	
		午後 10 時以降	0 歳～ 6 歳	(3) 31	(0) 0	(3) 31	9. 7	19. 4	
			7 歳以上	(1) 12	(0) 1	(1) 13	7. 7	7. 7	
	(月～金) 計			(409) 1, 787	(5) 14	(414) 1, 801	23. 0	17. 1	
	50 (土)	午後 2 時～ 午後 10 時まで	0 歳～ 6 歳	(427) 433	(0) 0	(427) 433	98. 6	29. 6	
			7 歳以上	(229) 231	(0) 0	(229) 231	99. 1	25. 5	
		午後 10 時以降	0 歳～ 6 歳	(0) 0	(0) 0	(0) 0	0. 0	0. 0	
			7 歳以上	(0) 0	(0) 0	(0) 0	0. 0	0. 0	
	(土) 計			(656) 664	(0) 0	(656) 664	98. 8	28. 2	
	R6	239※ (月～金)	午後 7 時～ 午後 9 時まで	0 歳～ 6 歳	(227) 689	(0) 0	(227) 689	32. 9	18. 0
				7 歳以上	(144) 519	(0) 5	(144) 524	27. 5	16. 8
午後 9 時以降			0 歳～ 6 歳	(2) 64	(0) 0	(2) 64	3. 1	14. 1	
			7 歳以上	(0) 43	(0) 0	(0) 43	0. 0	20. 9	
(月～金) 計			(373) 1, 315	(0) 5	(373) 1, 320	28. 3	17. 4		
50 (土)		午後 2 時～ 午後 10 時まで	0 歳～ 6 歳	(449) 449	(0) 0	(449) 449	100. 0	30. 3	

		7 歳以上	(194) 194	(0) 0	(194) 194	100.0	17.0
		0 歳～ 6 歳	(0) 0	(0) 0	(0) 0	0.0	0.0
		7 歳以上	(0) 0	(0) 0	(0) 0	0.0	0.0
	(土) 計		(643) 643	(0) 0	(643) 643	100.0	26.3

※R6 年度（月～金）は、4 月から診療時間を「午後 9 時まで」に変更。また、8/29 の台風接近に伴い 1 日開設をしなかったため、開設予定日数 240 日より少ない。

（ ）内は急患数を内数で示す

3 予防接種事業

(1) 予防接種事業

根拠法令等	予防接種法	負担割合	市 10/10
-------	-------	------	---------

<目的・事業内容>

予防接種法に基づき、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防し、公衆衛生の向上及び増進に寄与するとともに、定期予防接種による健康被害の迅速な救済を図ることを目的とする。

<実 績>

(単位：人)

年度 区分		R2	R3	R4	R5	R6
急性灰白髄炎 (不活化ポリオ)		0	0	0	0	0
五種 混合	ジフテリア 破傷風・百日咳 不活化ポリオ ヒブ	—	—	—	—	1,247
四種 混合	ジフテリア 破傷風・百日咳 不活化ポリオ	2,632	2,475	2,295	2,385	745
三種 混合	ジフテリア 破傷風・百日咳	—	—	—	—	—
二種 混合	ジフテリア 破傷風	631	694	520	817	654
麻しん風しん 混合	第 1 期・第 2 期	1,369	1,338	1,268	1,259	1,146
	第 5 期	256	274	66	46	77
風しん		0	0	0	0	0
麻しん (はしか)		0	0	0	0	0
日本脳炎		3,331	2,094	2,849	2,974	2,837
BCG		637	602	569	556	467
水痘		1,334	1,240	1,075	1,061	969
高齢者肺炎球菌		787	782	539	822	224
インフルエンザ		29,096	24,151	24,474	23,311	21,503
子宮頸がん予防ワクチン		91	246	1,099	816	2,885
ヒブワクチン		2,629	2,462	2,279	2,180	653
小児用肺炎球菌		2,577	2,418	2,259	2,184	1,914
B型肝炎		1,845	1,809	1,672	1,612	1,376
ロタウイルスワクチン		—	1,292	1,197	1,194	1,030

新型コロナウイルスワクチン	—	226,641	109,011	56,178	6,837
合 計	49,087	262,541	151,172	97,395	44,564

※平成26年10月1日より、予防接種法施行令、予防接種法施行規則及び予防接種法実施規則が一部改正され、水痘と高齢者の肺炎球菌感染症の予防接種が定期接種となった。

※平成28年10月1日より、予防接種法施行令、予防接種法施行規則及び予防接種法実施規則が一部改正され、B型肝炎の予防接種が定期接種となった。

※平成31年2月1日より、予防接種法施行令、予防接種法施行規則及び予防接種法実施規則が一部改正され、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性を対象とする風しんの予防接種が定期接種となった。(令和7年3月31日まで ⇒ ワクチン製造等の問題により期限が令和9年3月31日まで延長)

第1期：生後12月から生後24月に至るまでの間にある者

第2期：5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの

第5期：昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性

※令和2年10月1日より、予防接種法施行令、予防接種法施行規則及び予防接種法実施規則が一部改正され、ロタウイルスの予防接種が定期接種となった。

※令和2年12月9日、改正予防接種法が公布・施行され、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種が臨時接種に位置付けられた。

※令和3年2月17日より、新型コロナワクチン接種について、医療従事者を対象とした先行接種を開始し、令和3年4月より、65歳以上の高齢者、その後、基礎疾患を有する者へと順次、接種が開始となった。

※令和3年12月1日より、新型コロナワクチン接種について、2回目接種から一定の期間が経過した者に対して、3回目接種が開始となった。

※令和4年5月25日より、新型コロナワクチン接種の4回目接種（追加接種）について、対象者を「60歳以上の者」、「基礎疾患を有する者」、「医療従事者等及び高齢者施設等の従事者」に限定した接種が開始となった。

※令和4年9月20日より、新型コロナワクチン接種について、従来の1価ワクチンによる初回（1・2回目）接種を終えた方を対象に、オミクロン株対応2価ワクチンによる追加接種が開始となった。

※令和6年4月1日より、予防接種法施行令、予防接種法施行規則及び予防接種法実施規則が一部改正され、五種混合が定期接種となった。また、新型コロナウイルス感染症が予防接種法のB類疾病に位置付けられ、令和6年秋冬の定期接種が開始となった。また、高齢者肺炎球菌の経過措置が終わり、接種日当日に65歳の者のみが対象となった。

4 公害補償

(1)公害健康被害認定状況

根拠法令等	公害健康被害の補償等に関する法律 大牟田市特定呼吸器疾病患者健康被害保護条例	負担割合	—
-------	---	------	---

<目的・事業内容>

事業活動に伴う大気汚染による健康被害者として法又は条例に基づく認定を受けた者（被認定者）について、その認定に係る指定疾病が治っていないと認められるときは認定の更新を行うなど、被認定者の迅速かつ公正な保護及び健康の確保を図っている。

<実 績> ※次ページ

① 被認定者数
(ア) 法関係分

(単位 人)

区分 年度	実認定者数	転入者数 (累計)	失効数 (累計)			
			計	死 亡	治癒等	転 出
R2	540	20	2,606	2,047	540	19
R3	510	20	2,636	2,077	540	19
R4	490	20	2,656	2,097	540	19
R5	463	20	2,683	2,117	547	19
R6	439	20	2,707	2,140	548	19

※法改正により昭和63年3月以降、新たな認定は行っていない。

(イ) 条例関係分

(単位 人)

区分 年度	実認定者数	失効数 (累計)			
		計	死 亡	治癒等	転 出
R2	16	262	168	44	50
R3	15	263	169	44	50
R4	15	263	169	44	50
R5	15	263	169	44	50
R6	13	265	171	44	50

※条例に基づき昭和56年1月以降、新たな認定は行っていない。

② 認定疾病別の人数(死亡・治癒・転出等を除く)

(ア) 法関係分

(単位 人)

区分 年度	計			慢性気管支炎			気管支ぜん息			ぜん息性気管支炎			肺気しゅ		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
R2	540	211	329	152	35	117	388	176	212	0	0	0	0	0	0
R3	510	206	304	136	33	103	374	173	201	0	0	0	0	0	0
R4	490	199	291	122	28	94	368	171	197	0	0	0	0	0	0
R5	463	193	270	103	23	80	360	170	190	0	0	0	0	0	0
R6	439	186	253	88	21	67	351	165	186	0	0	0	0	0	0

(イ) 条例関係分

(単位 人)

区分 年度	計			慢性気管支炎			気管支ぜん息			ぜん息性気管支炎			肺気しゅ		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
R1	17	5	12	5	0	5	12	5	7	0	0	0	0	0	0
R2	16	5	11	6	0	6	10	5	5	0	0	0	0	0	0
R3	15	5	10	5	0	5	10	5	5	0	0	0	0	0	0
R4	15	5	10	5	0	5	10	5	5	0	0	0	0	0	0
R5	15	5	10	5	0	5	10	5	5	0	0	0	0	0	0
R6	13	5	8	4	0	4	9	5	4	0	0	0	0	0	0

(2) 補償給付等の支給状況(療養の給付を除く)

根拠法令等	公害健康被害の補償等に関する法律 大牟田市特定呼吸器疾病患者健康被害保護条例	負担割合	法：国10/10 条例：原因企業10/10
-------	---	------	--------------------------

※「負担割合」中、「国」は独立行政法人環境再生保全機構と読み替える(以下同じ)。

<目的・事業内容>

指定疾病による損害を填補するため、被認定者等に対し各種の補償給付を支給するもの。

<実 績>

① 法関係分

(単位 千円)

年度	障害補償費	遺族補償費	遺族補償一時金	葬祭料	療養手当	児童補償手当
R2	324,776	112,731	35,358	5,086	125,948	-
R3	299,756	94,033	28,362	5,923	116,085	-
R4	275,265	87,521	37,815	8,362	110,146	-
R5	257,972	78,264	21,605	3,661	107,418	-
R6	249,380	65,599	15,739	3,128	104,873	-

② 条例関係分

(単位 千円)

年度	障害扶助費	遺族扶助費	遺族扶助一時金	葬祭料	療養手当
R2	12,174	7,158	12,411	1,686	3,949
R3	11,911	5,987	0	0	3,946
R4	10,884	4,379	2,175	0	3,661
R5	10,741	4,132	0	0	3,780
R6	10,460	4,183	0	0	3,519

(3)療養の給付・療養費の支給状況

根拠法令等	公害健康被害の補償等に関する法律 大牟田市特定呼吸器疾病患者健康被害保護条例	負担割合	法：国 10/10 条例：原因企業 10/10
-------	---	------	----------------------------

<目的・事業内容>

指定疾病による損害を填補するため、被認定者に対し療養の給付及び療養費の支給を行うもの。

<実 績>

① 法関係分

(単位 千円)

年度	療養の給付			療養費 入院・入院外
	入院・入院外	調剤	訪問看護	
R2	186,612	75,212	2,121	0
R3	176,162	76,651	1,637	162
R4	152,370	73,568	665	104
R5	164,154	70,692	0	241
R6	182,466	63,304	47	108

② 条例関係分

(単位 千円)

年度	療養の給付			療養費
	入院・入院外	調剤	訪問看護	
R2	3,909	1,913	0	0
R3	4,535	2,369	0	0
R4	5,211	2,624	0	0
R5	5,989	2,540	0	0
R6	6,677	2,236	0	0

(4)保健福祉事業

根拠法令等	公害健康被害の補償等に関する法律 大牟田市特定呼吸器疾病患者健康被害保護条例	負担割合	法：国 3/4、市 1/4 条例：原因企業 10/10
-------	---	------	--------------------------------

<目的・事業内容>

指定疾病により損なわれた被認定者の健康を回復させ、その回復した健康を保持させ、及び増進させる等被認定者の福祉を増進すること等を目的として、リハビリテーション事業、家庭療養指導事業、インフルエンザ予防接種費用助成事業等を実施している。

<実 績>

① 法関係分

区 分 年 度	リハビリテーション事業 (参加 (利用) 者数)		家庭療養 指導事業	療養用具支給事業 (空気清浄機)		インフルエンザ 予防接種費用 助成事業
	ぜん息教室	指定施設利用 健康回復事業	延訪問件数	所有台数	支給台数	助成件数
R2	—	7 (実数) 115 (延数)	325	1	0	119
R3	—	7 (実数) 93 (延数)	316	1	0	215
R4	—	0 (実数) 0 (延数)	332	1	0	219
R5	—	0 (実数) 0 (延数)	310	1	0	208
R6	—	—	286	1	0	193

※インフルエンザ予防接種費用助成事業は20年度から実施（条例関係分も同様）。

② 条例関係分

区 分 年 度	リハビリテーション事業 (参加 (利用) 者数)		家庭療養 指導事業	療養用具支給事業 (空気清浄機)		インフルエンザ 予防接種費用 助成事業
	ぜん息教室	指定施設利用 健康回復事業	延訪問件数	所有台数	支給台数	助成件数
R2	—	0 (実数) 0 (延数)	13	1	0	2
R3	—	0 (実数) 0 (延数)	14	1	0	3
R4	—	0 (実数) 0 (延数)	15	1	0	5
R5	—	0 (実数) 0 (延数)	15	1	0	4
R6	—	—	14	1	0	6

(5)子どものアレルギー予防事業

根拠法令等	公害健康被害の補償等に関する法律	負担割合	機構 10/10
-------	------------------	------	----------

<目的・事業内容>

大気汚染の影響による健康被害を予防し、地域住民の健康の確保を図ることを目的として、独立行政法人環境再生保全機構による健康被害予防事業が実施されている。機構が自ら行う直轄

事業と地方公共団体が実施するものに対し、機構が助成を行う助成事業がある。

ぜん息の発症がアトピー性皮膚炎や食物アレルギーと関連していることから、本市では、子どもを中心とした、アレルギー疾患（アトピー性皮膚炎・食物アレルギー・気管支ぜん息等）に悩む市民や関係者を対象に、アレルギー疾患の発症の予防と、健康の回復・保持・増進を図るため、健康相談事業、健康診査事業を機構の助成を受けて実施している。

<実 績>

① 健康相談事業

アレルギー疾患に関心のある市民（アレルギー疾患を持つ児の保護者や病院・保育所等の関係機関）を対象に、アレルギー疾患の基礎知識の普及と意識の向上を図る。

区分 \ 年度	R2	R3	R4	R5	R6
実施回数	1	2	3	4	3
延参加者数	53	33	59	82	52
個別相談（再掲）	—	5	—	5	3

妊婦を対象に妊娠期からスキンケアの啓発を行い、アトピー性皮膚炎や食物アレルギー、小児ぜん息等のアレルギー疾患を予防することを目的とする。

区分 \ 年度	R2	R3	R4	R5	R6
実施回数	24	24	24	24	24
延参加者数	650	500	480	455	440

② 健康診査事業(乳幼児アレルギー問診)

乳幼児健康診査の健診票を基に、アレルギー素因等のある乳幼児の保護者を対象として、アレルギー疾患の発症予防のための保健指導を行う。

区分 \ 年度	R2	R3	R4	R5	R6
診査対象者数	2,859	2,602	2,504	2,321	2,153
アレルギー素因等保有児	585	545	543	496	500
指導実施数	207	198	177	175	236
健康相談事業への参加	0	13	19	11	6

5 動物愛護及び狂犬病予防事業

(1) 狂犬病予防法及び動物愛護法に関する業務

根拠法令等	狂犬病予防法 動物の愛護及び管理に関する法律 福岡県動物の愛護及び管理に関する条例	負担割合	市 10/10
-------	---	------	---------

<目的・事業内容>

犬の登録及び狂犬病予防注射の実施を行っている。

また、飼い主へのマナー啓発のため、様々な事業に取り組んでいる。

- ・飼主のマナーアップキャンペーン（年2回）
- ・動物愛護週間事業（県の動物慰霊祭への参加）
- ・犬のしつけ方教室の開催

- ・野良猫不妊去勢手術費助成事業
- ・公益財団法人どうぶつ基金（行政枠）さくらねこ無料不妊手術事業（令和4年1月より）
- ・動物愛護啓発パネル展の開催
- ・動物愛護読み聞かせ会の開催
- ・各動物愛護団体のイベントの共催

<実 績>

① 狂犬病予防

(単位 頭)

年度	登録総数	予防注射		済票交付
		集合注射	動物病院	
R2	5,397	0	3,127	3,127
R3	5,235	943	2,669	3,612
R4	5,079	880	2,639	3,519
R5	5,116	841	2,601	3,442
R6	5,600	797	2,681	3,478

② 野良猫不妊去勢手術費助成事業（平成27年度から）

(単位 頭)

年度	オス	メス	合計
R2	0	20	20
R3	6	16	22
R4	2	18	20
R5	6	16	22
R6	9	14	23

③ 公益財団法人どうぶつ基金 さくらねこ無料不妊手術事業（令和4年1月から） （行政枠チケット）

年度	チケット申請	チケット発行	手術実施
R3	81	30	28
R4	477	369	346
R5	300	265	251
R6	275	275	260

6 葬斎場

(1)大牟田市葬斎場管理運営事業

根拠法令等	墓地、埋葬等に関する法律 大牟田市葬斎場条例	負担割合	市 10/10
-------	---------------------------	------	---------

<目的・事業内容>

死亡者の火葬。大牟田市葬斎場は昭和58年、59年度事業として施設の老朽化に伴う全面建て替え工事を実施し、昭和59年7月25日に完成、8月1日から供用開始となった。

人体炉6基、汚物炉1基を備え、無煙、無臭の公害のない炉と、地形及び周囲の環境を生かした従来のイメージを変える建物である。

火葬件数は年間約2,000件で、元旦を除き、無休で火葬業務を行っている。

<実績>

年度	利用状況											
	合 計				市内				市外			
	計	大人	小人	死胎	計	大人	小人	死胎	計	大人	小人	死胎
R2	1,839	1,815	0	24	1,789	1,770	0	19	50	45	0	5
R3	1,898	1,886	0	12	1,872	1,862	0	10	26	24	0	2
R4	2,127	2,108	0	19	2,082	2,065	0	17	45	43	0	2
R5	1,993	1,969	1	23	1,948	1,927	1	20	45	42	0	3
R6	2,055	2,030	4	21	2,004	1,982	4	18	51	48	0	3